

第九百九回 参議院地方行政委員会會議録第二号

昭和六十二年九月三日(木曜日)
午前十時一分開会

委員の異動

七月二十九日

神谷信之助君

補欠選任

七月三十日

神谷信之助君

補欠選任

八月二十五日

宮本 順治君

補欠選任

八月二十六日

久世 公堯君

補欠選任

八月二十七日

鳩山威一郎君

補欠選任

八月二十八日

渡辺 四郎君

補欠選任

八月二十九日

神谷信之助君

補欠選任

八月三十日

宮本 順治君

補欠選任

九月一日

久世 公堯君

補欠選任

九月二日

鳩山威一郎君

補欠選任

九月三日

渡辺 四郎君

補欠選任

九月四日

神谷信之助君

補欠選任

九月五日

宮本 順治君

補欠選任

九月六日

久世 公堯君

補欠選任

九月七日

鳩山威一郎君

補欠選任

九月八日

渡辺 四郎君

補欠選任

九月九日

神谷信之助君

補欠選任

九月十日

宮本 順治君

補欠選任

事務局側

常任委員会専門員

竹村 晟君

説明員

経済企画庁国民生活局消費生活行政第一課長

植苗 竹司君

国土庁計画・調整局計画課長

春田 尚徳君

大蔵省主税局税制第一課長

杉崎 重光君

厚生省保険局国民健康保険課長

加納 正弘君

本日開会に付した案件

地方交付税法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

地方行政の改革に関する調査(地方行政等に関する件)

委員(谷川寛三君) ただいまから地方行政委員会を開会いたします。

地方交付税法の一部を改正する法律案を議題といたします。

まず、政府から趣旨説明を聴取いたします。葉梨自治大臣。

○葉梨自治大臣(葉梨信行君) ただいま議題となりました地方交付税法の一部を改正する法律案の提案理由と所要の趣旨について御説明申し上げます。

地方財政の現状にかんがみ、地方公共団体の財源の充実に、確保を図るため、昭和六十二年分の地方交付税の総額につきまして、所要の加算を行うとともに、各種の制度改正等に伴って必要となる行政経費の財源を措置するため、地方交付税の単位費用を改正する等の必要があります。

以上がこの法律案を提出いたしました理由であります。

次に、この法律案の内容について御説明申し上げます。

まず、昭和六十二年分の地方交付税の総額につきましては、同年度の所得税、法人税及び酒税の収入見込額は一般会計の当初予算に計上された額とするともに、昭和六十一年度分交付税の精算額五千七百六億円を加算することとして地方交付税法第六條第二項の規定に基づき算定した額に、交付税及び譲与税配付金特別会計における剰余金の活用により加算することとした五百十億円及び地方交付税の総額の特例措置額三千三百十七億八千万円を加算した額から同年度分の利子の支払いに充てるため必要な額三千四百六十一億円を控除した額とすることとしております。

これにより、当初予算に計上された地方交付税の総額を確保するとともに、補正予算に基づく追加公共事業等の実施のための一般財源所要額三千五百億円を地方交付税の総額として増額しようとするものであります。

また、昭和六十六年度分から昭和六十八年度分までの地方交付税の総額につきましては、昭和六十六年度及び昭和六十七年度にあってはそれぞれ千六百六十億円を、昭和六十八年度にあっては千七百七十五億円を加算した額とすることとしております。

次に、昭和六十二年分の普通交付税の算定につきましては、経常経費に係る国庫補助負担率の引き下げ等に伴い増加する経費に對し所要の財源を措置し、あわせて、生活保護基準の引き上げ、老人保健施策等高齢化への対応に係る経費の充実に、福祉施策に要する経費、教職員定数の改善、教育施設の整備、私学助成等教育施策に要する経費、公園、清掃施設、市町村道、下水道等住民の生活に直結する公共施設の整備及び維持管理に要する経費、消防救急対策、公害対策等に要する経費、

地域の活性化の促進に要する経費、国際化への対応に要する経費の財源を措置することとしており、さらに、投資的経費について地方債振りかえ後の所要経費の財源を措置することとしております。また、補正予算により増額された公共事業等に要する経費について所要の措置を講ずることとしております。

以上が地方交付税法の一部を改正する法律案の提案理由及びその要旨であります。

何とぞ慎重御審議の上、速やかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

○委員長(谷川寛三君) 以上で趣旨説明の聴取は終わりました。

○委員長(谷川寛三君) この際、地方行政の改革に関する調査を議題に追加して質疑を行います。質疑のある方は順次御発言を願います。

○渡辺四郎君 交付税法の一部改正をする法律案の提案でございますが、やはり地方税制と非常に交付税そのものの関連が深いものですから、なかなか質問そのものを射ていないと思うんですが、関連をするものですか。今からお聞きをしてみたいと思うんです。

まず、直接関係ありませんが、地方税法の改正問題について、個人住民税の利子割の創設によって、確かに老人なり母子家庭あるいは障害者約二千三百万人とも言われておりますが、この方たちを除外して、あとすべての受け取り利息に対して都道府県が一律五%の源泉分離課税を行う、そういうふうな今後はなっていくと思うんですが、間違いないでしょうか。

○政府委員(津田正君) 今回、御提案しております政府案におきましては、利子に對しまして老人等社会的に保護を必要とする方々の非課税は存続しつつ、そのほかには原則的には住民税におきまして五%の税率で分離課税をする、このように御提案申し上げているところでございます。

な低所得者がおります。現在、大体日本の就労者が約六千万だと、そのうちに所得割納付者は約四千三百万人とも言われておりまして、そうすれば約千七百万の方たちがいわゆる所得割すら納め切れないという現状の中で、今お話がありましたように、今度の改正案を見てみますと、こういう方々についても五%の課税所得が徴収される、そういうことになっていくわけですか。

○政府委員(津田正君) 老人等いわゆる非課税措置に該当する方、それから財形貯蓄におきまして年金、住宅の財形貯蓄を利用される方以外の方々につきましては、原則一律五%で御負担をお願いする案になっております。

○渡辺四郎君 そうしますと、現在の制度では、これはもう大蔵の方が直接あれかもしれないけれども、例えば利子課税がとられても確定申告をすればいわゆる低所得者については今まで返金をされておった。ところが改正案については、改正案の利子割については所得税が一五%それから県民税が五%、これを納めなければいけない。金融機関で天引きをするわけですから納めなきゃいけないという仕組みになってくるわけですね。

○政府委員(津田正君) 先生御指摘のとおりでございます。

○渡辺四郎君 そうしますと、今までの例えば高預金者で一億の利子をもらった預金者も、一年間に五千円しか金利がつかないわすかの預金者も同じ一五%と五%の一律分離課税が徴収されることになるわけですね。

○政府委員(津田正君) 先生が御指摘のとおりでございますが、この趣旨につきましては、今回の利子課税見直し全体の目的について御説明させていただきます。

利子課税につきましては、従来マル優制度等があったわけでございます。ただ、現行のマル優の枠が御承知のとおり郵便貯金三百萬、それから銀行三百萬あるいは国債等の特別マル優三百萬というところで一人当たり九百萬、したがって、四人世帯でございますと三千六百萬のマル優枠、非

課税枠が利用できる。さらに財形貯蓄を利用いたしますと五百萬加わります。四千百萬と、このような非課税枠があるわけでございまして、そういうような高い水準の貯蓄というものを現実的に利用しておられる方は高所得者でございまして、中堅あるいは低所得者というものは枠を残す。結果的に、現在の制度というものがより高所得者者に利用されておる、こういうような問題があった。

それから、本来的に勤労所得と利子のような資産性所得というもののバランスの上において、勤労所得というものを軽減する際に、やはり資産性所得にも税負担をお願いするのが所得間のバランスとしてもいいのではないかと、このような観点に立ち、かついわゆる非課税枠というものをにつきましては、老人等の場合には的確な管理ができるわけでございまして、これを広く一般の方々に広げますと限度管理ができない、そこでまた、不正利用の問題も出る。こういうような点を考えまして、利子につきましては一律分離課税ということをお願いしておるわけでございます。

ただ、地方税の場合におきましては五%の税率でございまして、これは現在提案しております住民税の最低税率、これに見合っておるわけでございまして、確かに先生御指摘のとおり、課税最低限以下の方々は若干御負担増になるわけでございしますが、そのほかの方々におきましては、むしろ所得割よりもこの五%の利子課税というものが低率の税負担になる、このように考えておるわけでございます。

○渡辺四郎君 それは見解の違いと申し上げておきたいと思うんですが、今おっしゃったように、例えば高所得者の場合であれば今までは、例えばある一定の金額以上は三五%の利子課税が取られておったわけですが、それが今度は一律二〇%になるわけですね。そういう点から見ると、私はやっぱりマル優を残してもいいというふうな、絶対に廃止をしてもいいというふうな立場で、低所得者のためのマル優だ、そういう立場で、今までも実は申し上げてきたわけですね。

今おっしゃった中で、例えば管理の問題についても、特に高所得者がマル優を利用してあるいは今の制度を利用して得をしておるんだというお話もありました。が、昨晩もテレビでやっておりましたけれども、今の日本のコンピュータ技術の中では、本当にマル優の悪質利用者を管理しようと思えば、今の技術から見れば直ちにできると思ふんです。きのうもやっておりましたけれども、例えば金融機関の名寄せ等の問題です。こういうことについては直ちに着手するという、ゆうべテレビでこれはNTVだったです。かどことだです。か、そういうことに着手をするというテレビ放送もやっております。

そういうことを実施すれば限度管理というのはできると思ふんです。ですから、今まではそれを放置しておった、そこに私は問題があるのじゃないかと思うんです。

大臣にちょっとお聞きをいたしたいと思うんですが、現行の制度の中では、法人の受取利息に対しては法人税で精算すれば還付ができるという仕組みが残っています。そうすると、法人の決算を見ても、例えば経常利益は非常にに出ておる、ところが精算段階になってまいりますと、その経常利益がどんどん減っていきまいます。スマイナスとどんどん減っていくという制度は残してわけですけれども、法人はそういう制度は残していい。

しかし、先ほど私が申し上げました個人については、今までもありました。いわゆる確定申告という制度、これがなくなっていくわけですから、三五%の金利を二〇%に一律に落としていく。そういう点から見ると、私は、廃止になりましたけれども、売上税一律五%とどう制度が変わったのか、もちろん売上税そのものは金利に対する問題ではありませんけれども、性格は一緒ではないか。そうして見ればやはり高所得者優遇であって低所得者には従来以上の課税になってくるのじゃないか、こういう分析を私自身はしたわけですが、大臣、御見解をお伺いしたいと思います。

○政府委員(津田正君) 現在の限度管理の実情を申し上げますと、金融機関におきましても、ある特定銀行の特定支店の中での名寄せということではできておるようですが、同じ金融機関、同じ銀行におきましてもそれが支店が違いますとなかなかできない。さらには、銀行が違つて到底できない、こういうような状況でございます。もちろん今後コンピュータ等の技術の発達によりまして全国統一的な、例えば国税で一つの大きなコンピュータセンターを持ちまして、各銀行におきまして取引の都度それを国税のコンピュータセンターに連絡する、このようなこともあるいは可能かと存するわけでございますが、現状ではまだその点技術的にも難しい問題がございます。それから御承知のとおり、既にいわゆるこのような利子課税につきましての限度管理のためのグリーンカード制度というのにつきまして御提案をいたし、国会でも一度議決をいただいたわけでございますが、御承知のとおり、非常に資金がシフトしたわけでございます。金融経済面への擾乱ということもやはり考えなければならぬのではないかと。

そしてまた、そういうような銀行取引、個々の銀行取引につきまして、それが国税にしろ地方税にしろ、いわゆる課税当局にすべてが登録されるということが現在の国民的な感情に合うのかどうか、そういうような点を考えまして、まだ時期尚早ではないかと。そして先ほど申しましたような、非常に大きな現在のマル優等の種の利用というものが実質的に高所得者により受益している、こういうような事態、あるいは勤労所得とのバランスというような点から分離課税、このような案によりまして御提案を申し上げておるわけでございます。

○渡辺四郎君 先ほど申し上げましたけれども、ゆうべのテレビで出たわけですね。いわゆる各金融機関が一本になれば支店の分も含めて全国ネットできちやうとできる、そういうことに具体的に着手をする、民間の方が先にそういう取り組みを

始めたわけですね。

それでは、自治省ということじゃなくて大蔵省がその気になればできないことはない。今のこのなかに進んだコンピュータ技術の中です。例えば国民年金だつてそうでしょう。毎日その日の年金額が厚生省の方に全部各都道府県から報告をされておるわけですね。役所の中でもそういうことができておるわけですから、今の段階では本当に限度管理をやつていくというふうには政府が考えればできないことはない。しかしこれは見解の違ひかもしれないけれども、私はそういうことを求めていつて、そして今までマル優制度を一番悪用した、記憶にありますけれども、一番最高が七百九十一口ですか、これはどこかの農協だつたという報道もされたわけですね。低所得者というのはやっぱり勤務中は三百万円あるいは六百万円たまるというところは大変なことなんです。そういう人まで一律に二〇%の利子課税を取つていく、そこに私は問題があるというふうに実は考えております。

大蔵省の方見えておりますか。——私は、今このういふ問題について一つの問題ですけれども、低所得者に対して優遇をするという、今の政府そのものが今度の税制改正でも中堅所得者に非常に重点を置いていたんだと、こういうふうな説明をしきりになさつておられますけれども、例えば人的控除の問題だつて確かに一人二万円、平均家族で八万円という人的控除があります。ところが、低所得者の場合は、この八万円の人的控除を受けても減税になるのは大体一年間に四千円です。そうしますと、高所得者の場合は同じ四人の標準家庭で計算をしてみますと、八万円の控除を受けると一万二千八百円だつたんですか、低所得者は四千円しか減税にならない。高所得者は人的控除だけでも一万二千八百円、一万二千八百円の減税になります。

ですから、これはひとつ本会議の方でも、代表質問でも申し上げてみたいというふうに思つておりますけれども、今アメリカの現行制度の中に

は、御承知のとおり一定の所得金額に達しますとあとはいわゆる頭打ちで、それから以上の金額については人的控除なんかはすべてなくしておるわけなんです。そういう中での問題として、私たちは特に中堅階層の場合の消費支出が非常に大きんだということを今までも申し上げてまいりました。が、消失控除制度なんかを導入して本当中堅所得者層に重点を置くというのであれば、そういう考えがあるかどうか、大蔵の方の見解を聞いておきたいと思つた。

○説明員(杉崎重光君) 人的控除といふものは、一般的に国民の生活水準から見まして基礎的な生計費の部分を課税の対象外にするという機能を持つております。また家族の構成がどうかというところでその控除額が動くというわけでございまして、そうした家族構成に応じた負担能力というところをそこで配慮することになるわけでございます。

今お話しの件は、こうした人的控除について、所得が高くなるに従つてその控除額を減らしていく消失控除の仕組みを導入してはどうかというお話でございますが、この人的控除というのは税率の累進構造と一緒にしまして、税率自体と一緒にして、全体としての所得税の累進制を定めておるわけです。所得がふえるに従つてより重い負担をする、人的控除もその一翼を担つていくわけでございます。したがって、このようにな消失控除を設けるかどうかということ、それから人的控除をどのような水準に置かうかということ、結局所得税の累進制といふものをどのようにな考慮してやつていったらいいのかということになるわけでございます。

我が国の所得税の最高税率というのは現在七〇%でございますが、今回の改正法案でそれを六〇%に引き下げるということにいたしております。国、地方を合わせますと最高税率は七六%というところになるわけでございます。それに対して、アメリカにおきましては二段階の税率でございまして、最高税率が二八%ということに抑え

られておるわけでございます。ここからは一つの推測ではございますが、アメリカにおきましては、そういう二段階の面期的なフラット化ということが行われましたようなことも、あるいはこうした消失控除といふことを導入したことと関連があるのかもしれないという感じがいたします。要は、したがって人的控除をどのようにな仕組むかということ、累進税率、累進構造をどういうふうにな考えるかということになると思つた。

○渡辺四郎君 これは、本会議で大蔵大臣の見解を聞きたいと思つたので、その程度にしておきたいと思つた。

申し上げたいのは、政府を中心あるいは自民党を中心と言つておるものが、今度の税制改正というの中堅所得者層に重点を置いたんだ、そういうふうにな非常に強調しておる。しかし実際としてはどうじゃないんじやないか。だから、本当中堅所得者層に重点を置かなければ、今申し上げましたように、人的控除の問題だつてあるいは消費支出の問題だつていまだ少く考へて税制の抜本改正をやるべきじゃないか、これは私の考えです。先ほど申し上げましたように、本会議の中でも大蔵大臣に聞いてみたいと思つた。

最後になります。自治省にお尋ねしておきたいと思つたんですが、現在の税制の中で、三十八年以降と言つていいでしょうか、今日まで所得税が当年度分の所得に対する課税、それから住民税は前年度所得ということになつてきたわけですね。そうしますと、今度の法案が通過すれば利子割については当年度分ということになつてくるわけですね。そうしますと、地方税の中に前年度所得の部分の今までの住民税と、それから利子割による当年度分の方、いわゆる利子割の五%の部分という二つの税が入ってくるという仕組みになるわけですね。

○政府委員(津田正君) 先生御指摘のとおり、今利子割につきまして一律分離課税にするという場合にこれは現行課税でございまして、従来の基

本的な住民税におきます前年度課税とタイプを異にするわけでございます。なお、現行制度におきましても退職所得につきましては現行課税をしておるような状況でございます。要は、いわゆる総合課税的なものでございましてこれは所得計算等相当複雑なものをやる。これにつきまして、所得税と住民税で二重課税というものを避けるために所得税が現行課税をして、それが翌年三月十五日確定申告で固まったものにつきまして住民税の課税資料として活用する、このように二重課税を排除しまして課税事務の簡素化を図るわけでございますが、分離課税の場合にはこれ性質上現行課税、このような御指摘のとおり二本立てにはなっておるわけでございます。

○渡辺四郎君 行政の二重を避けるために所得税と住民税を分けたというお話ですが、私はどうして住民税も所得税も当年度徴収ということできないのか。これの方が逆に言ったら行政の二重を簡素化していくんじゃないか。そして国税と地方税の割合を決めておきさえすれば簡単にできるんじゃないかという気がするわけです。ですから、これも本会議の中でもちょっと聞いてみたいと思ふんです。

いま一つお聞きをしておきますが、今度の利子割課税について、所得税の一五％は国一本ですから全国どここの金融機関で徴収しても国税局の方に入ってくるわけです。そうしますと、五％の都道府県に入る県民税、これは金融機関がその都道府県、金融機関がある都道府県といいますが、例えば東京なら東京にある金融機関で徴収した五％は全部東京都に入る、こういう仕組みになるわけですね。そうしますと、今後ますます地方の格差が出てきはないか、そういう懸念がするわけですが、これは大臣、大臣の方のひとつお考えをお聞きたいのですけれどもね。

○政府委員(津田正君) まず、私から事務的に御説明申し上げたいと思いますが、今回利子課税の対象といたします中心でございます預貯金につきましては日銀等の統計がございまして、これによ

りますと各都道府県ごとのいわゆる個人住民税のシェアと、それから個人の貯蓄残高というものを比べてみますと、何と申しますか東京都のような財政力の強い団体におきましては所得割のシェアが大きい、それに対して預貯金残高のシェアは少ない、こういうような格好になっておりまして、現在の所得割の各県の所在状況よりも恐らく利子割課税は財源調整、財源偏在をより均てん化する、このような方向になるかと考えております。これにつきまして一般的に個人の資産がいわゆる大都市地域と地方圏とどういうような格好になつておるか、こういうような問題があるかと思ひますが、日銀の統計等を利用いたしますと預貯金につきましてはむしろ地方型である、このように言えるわけでございます。恐らく大都市の方におきましては土地の資産あるいは株式、そういうようなものへ資産運用がされておるのに対して、地方圏におきましては金融機関に対する預貯金、このような格好で資産が蓄積されておるのではないかと、かように考えております。

○渡辺四郎君 大臣どうでしょうか、そういう心配ないでしょうか。
○国務大臣(葉梨信行君) 今税務局長からお話を申し上げましたようなことでございますから、思ひのほか大都市偏在ということではないであろうというところ、もう一つは、そういうことをバランスをとるために地方交付税制度というものがあつてございまして、交付団体、不交付団体とを区別いたしまして、財政力の弱い地方団体に財源配分をするというような機能を果たさせている、こういうことであると私も理解をしております。

○渡辺四郎君 時間の関係もありますから交付税、地方税関係についてはその程度で終わって、あと時間の関係で国保問題の方先にお願ひしたいと思ひますが、よろしうございませうか。
国民健康保険問題、これは地方財政と非常に関係があるものだからお聞きをしてみたいと思ふんですけれども、私、元の自治省の次官の方から

いろいろ教わったわけですが、また学習会へ来ていただいた教わったわけですから、今市町村財政の中で一番大きな問題点というのは国民健康保険財政だといふふうに元次官も実は言われておりました。今の税制改正の中では、国保財政についてはもう解決をしないで今後はますます苦しくなっていくであろう、こういうふうな元次官の方もおっしゃつておりました。もちろん各健保からの案分拠出なんかも入れました、急速に伸びる高齢化社会の中では一番大きな問題になつてくるのじゃないかというお話も聞きました。

大臣御記憶あると思うんですが、私も前の一〇七国会で大臣に直接お聞きをいたしました。例の老人保健法の審議の段階で、社労の皆さんとの連合審議の中でもお聞きをしましたが、そのときにもう最終段階でありましたが、大臣は、国保制度は国民皆保険の一端で国の制度として設けたもので、健全育成を進めるのはもとより国の責任で、都道府県の負担導入は国の責任を地方に転嫁するものだ。また国民健康保険の被保険者に対して住民の税金、いわゆる一般財源からの繰り入れの問題ですが、住民の税金を支出するということは、負担の公平を欠くことだという御見解を大臣からいただきました。

私は、厚生大臣にまたお聞きをしたわけですが、厚生省見えておりますか。——そのときに厚生大臣も、今の自治大臣の見解が述べられた後厚生大臣にお聞きをしたわけですが、厚生大臣も、市町村国保の財政状況を十分見守り、安定的な運営が確保されるよう誠意を持って対応するのは基本方針だと回答をいただいたわけですから、そこでその回答、基本方針そのものはもちろん自治大臣とお交わりはないと思ふんですが、厚生大臣もきょうは大臣見えないというところでもありまして、私はお聞きをしておいてくれというふうにお願ひをしておきましたが、この厚生省の基本方針は変わりはないわけですか。

○説明員(加納正弘君) 先般の国会で、大臣から国保の安定的な運営が図れるよう、またその財政

基盤が確固たるものになるようできるだけの誠意を持った努力をいたしてまいりたいと申し上げておると思ひます。もちろんこの決意に変わりはございせん。

○渡辺四郎君 そうしますと、これは自治省にも厚生省にもお伺ひをしたいと思います。前の一〇七国会でいわれる大臣の考え方あるいは厚生省の基本方針、そのことについて具体的にどういう措置をしてきたのか。私は、六十一年度の国保の決算が大体終わったのではないかと、このことをいろいろお聞きをいたしましたけれども、また自治省の方でも集約をしていないというお話でありますけれども、私たちが調査に行きましたある一政令市では、一般財源から七十億円国保に投入をしておる。しかし一つの政令市では三十億円国保の赤字の解消に入つて、なおかつ二十八億円が赤字で計上された、一つの政令市は六十億円、そうしますと大体一般財源からの持ち出しというのは、政令市の場合が大体五十億から七十億ぐらいの持ち出しをしておる。それから小さな七千万から十億ぐらいの市でも三億から六億ぐらいの持ち出しをやつておるわけです。

そういう実態を恐らく自治省も厚生省も把握をされておると思ふんですが、そういう部分について具体的にどういう措置をされたのか、あるいは今後どういう措置をされるのか、それぞれ見解をお聞かせしたいと思います。

○政府委員(小林実君) 自治省の小林でございますが、国保問題につきましてのお尋ねでございます。御指摘のとおり、市町村国保会計の財政状況、実質的に一般会計の繰り入れというものが行われておるわけで、それを差し引いた収支ベースで見ますと六十年には全団体で九百三十九億円の赤字でございました。五十九年度に比べて急激に悪化したというわけでございます。六十一年度決算につきましてはまだ把握しかねておるわけでございますけれども、六十年に比べておる一段とその差異、差し引き収支の赤字が拡大

するのではないかと、いろいろに考えておるところでございます。

国保につきましては老人保健制度とか、あるいは退職者医療制度等の制度改定がございまして、制度間あるいは保険者間の負担の調整というのが行われてきておりますが、なお状況は大変でございまして、私も、厚生省の方で国庫補助金等につきまして所要額の確保等をしていただくよう、お願いをしております。

○説明員(加納正弘君) 厚生省といたしましては、国保運営の安定を図るためにいろいろ努力を重ねてきたところでございますが、具体的に申し上げますと各医療保険制度間で年齢構成の相違に基づく医療負担の格差があるのではないかと、ここを是正したいということ、老人保健制度の創設、あるいは改革、さらには退職者医療制度の創設を行ってきたところでございます。

また退職者医療制度の創設に伴う影響につきましては六十年度千三百六十七億、六十一年度九百七十億円の国保特別交付金を措置いたしましたところでございます。こういった努力を重ねてきておるところでございます。

○渡辺四郎君 先の分まで言われたわけですが、厚生省の今の答えというのは前の一〇七国会の段階、厚生大臣からもあるいは私、厚生省の見込み違いについては大蔵大臣、その不足額は全額ひとつ国で見てもいい、自治大臣の方は非常にかたい決意で回答をいただいたわけですが、もう大蔵大臣もいろいろ言っておりましたけれども、最終段階では六十年度分までは国で責任を持ちます。しかしそれから後の部分は、やはり先ほどから私が申し上げましたように、今の厚生省がおっしゃったようですけれども、例えば今年度案分比率の拠出金によって九〇%に引き上げたわけですね。それによって大体二千億というふうになつて

いるわけですね。しかし、その二千億の部分というのは医療費の増加部分で大体とんになつておるのが現状なんです。

そうしますと、案分比例によって拠出をしてい

ただいた金で国保財政全体の財政状況をよくして、こういう制度改正であった予定の部分、なかなかそういう結果にはなっていないというのが現状だ。ですから、今幾つかの例を申し上げてみたいと思うんですが、ことしの七月二十二日に国保財政安定強化推進協議会が開催をされました、これは全国の町村会、市長会、国保中央会、ここで決議をされた内容について厚生省なり自治省それぞれ御存じでしょうか。

○政府委員(小林実君) 御指摘の点につきまして承知いたしております。さきの制度改正に伴う国保財政への影響額につきましては、財政上の補てん措置を講ずることというようなことが決議されております。

○渡辺四郎君 厚生省も同じですね。そうしますと、この内容をちょっと私もいたいて見てみたわけですが、こういうふうになつておるわけですね、決議の中で、さきの老人保健制度の改善で国保の財政的安定にかなりの成果を上げることが期待されている。問題はこれからですが、しかしながら、急速に進展する高齢化社会での老人医療費の伸びは今日の経済成長、国民所得の伸びをはるかに上回り、国保財政は依然として厳しい状況にある。ここに私はその新聞も持ってきておりますが、そういう中でいわゆる協議会としては全国的に「三パーセント運動」を実施しようじゃないかということで、例えば収納率を

一%上げるとか、そういう決議をして経営努力をやっておるようですけれども、こういうふうなその後述べております。国保は本来的に財政基盤が貧弱で、さらに被保険者として高齢者や低所得者の増加等で財政運営の前途はまことに容易ならぬものがある、と、現状を訴えながら、政府に対して先ほどありましたけれども、要望として三点を出しております。

その一、二というのは大体国保の制度を抜本的に変えてもらいたい、こういう要求になつておるようですけれども、これは私も昨年の本会議でもそういう主張をいたしました。

しかし問題は、協議会の要望の第三点というのは、制度改正に伴う国保財政の影響額は国の責任で補てんをせよというふうになつておりますが、これについて厚生省の方、いわゆる制度改正に伴う国保財政の影響は国の責任で補てんをせよという、この協議会の第三点の要望について、内容について御承知ですか。

○説明員(加納正弘君) 要望の内容については私も十分承知をいたしております。これにつきましては先ほど申し上げましたように、六十年度、六十一年度厳しい財政状況のもとでございまして、一定の措置をさせていただいたわけでございます。今後とも情勢を見ながら、状況を見ながら私どもとして誠意を持って適切に対応してまいりたいというふうに考えております。

○渡辺四郎君 それじゃ、国の責任で補てんをしてもらいたいという協議会の要望については、当然国が責任を持って補てんするというふうに確認をしていいでしょうか。大臣ひとつ……。自治省としてもぜひお願いをしたい。あるいは厚生省としてもお願いをしたいわけですか。

○政府委員(小林実君) 御質問の退職者医療の見込み違い等による影響額につきましては、まだ未措置の額というのはい千億残されているわけでございます。自治省といたしましては、これにつきましては国の責任において適切な措置が講ぜられてしかるべきものというふうに考えておるわけでございます。今後とも国保財政の推移を見ながら、その運営の安定化が図られるよう、所管省におきまして適切な措置を講じてもらうよう要請してまいりたいというふうに思っております。

○説明員(加納正弘君) 私どももいたしまして、国保の安定的な運営が図られますよう今後とも誠意を持って対応してまいりたい、こういう方針でございます。

○渡辺四郎君 自治省、ちょっと今言われましたけれども、一千億見込み違いによっていわゆる不足を生じておる。具体的に六十三年で予算要求をしておるかどうか、そこをひとつ聞かしてもら

いたい。

厚生省の方も今のお答えなんです、自治省の方でも一千億、こう言っておるわけですよ。それについて厚生省の方は一体どういふような措置をしようとおるのか、そこを明確にしたいと思いたい。

先に厚生省の方からお聞きしたいと思います。

○説明員(加納正弘君) 今の段階でまだ具体的にどういふことではございません。基本的な姿勢といたしまして、私も安定的な運営が図られますように今後とも誠意を持って対応してまいりたい、こういう方針でございます。

○渡辺四郎君 ちょっと厚生省、概算要求はまとまったわけでしょう。その中でさき自治省からも言ったように、国の制度改正によって、いわゆる見込み違いによって生じた一千億の金なんです。何でそれをことしの六十三年の予算要求に、厚生省としても自治省と一緒に協議をしないのか。今から概算要求をするというなら別ですよ。既に概算要求は大体終わつておる、そういう時点の中です。今から考えますと、そういう時点ではないと思ふんですが、もう一回厚生省にお聞きをしたいと思ふ。

○説明員(加納正弘君) 財政状況との兼ね合い、厳しい財政状況、こういう状況もございまして、そういう状況のもとで私どもできる限りの誠意を持って対応してまいりたい、こういうことでござい

ます。

十一年の四月に国民年金法が改正をされました。それまで障害福祉年金を受給していた生活保護受給者が、いわゆる生活保護が切られまして障害基礎年金に移行していったわけです。ですから、障害基礎年金になって生活保護が廃止をされたわけです。そういう制度に変わったわけですね、年金法の改正で。どうでしょうか、国民年金法の改正、厚生省。

○説明員(加納正弘君) ただいま御指摘がございましたように、年金法の改正によりまして年金額が改善され、その結果といたしまして生活保護を受けておられた方が国保に移行するケースが出てきておる、これは私もいたしまして承知いたしております。

○渡辺四郎君 そのことによつて国保が肩がわりをしていったわけですが、国保の肩がわりによる医療費の増加分について厚生省はお気づきになっておるかどうかをお尋ねしたいと思います。

○説明員(加納正弘君) 具体的な件数などは把握をいたしておりませんが、これらのケースによつて国保被保険者になつていくケースがふえておるといふことは承知をいたしております。またこの点につきましては、私どもは個々の被保険者に対しては調整交付金によつて医療費あるいは所得水準等を勘案いたしまして傾斜的な国庫負担の配分を行つておるところでございます。こういうケースがふえることによりまして医療費がふえるという点につきましては、その需用額の方に反映されてまいります。こういったことによつて調整をいたしておるものというふうに考えております。

○渡辺四郎君 私は、調整をしておるといふことを具体的にこういう地域を持つておる自治体から聞いたことは余りないわけです。

これとは直接関係がないわけですが、同じようなケースですけれども、例えばある自治体で大病院を持つておる、入院患者の皆さんたちの入院期間が非常に長くなつておる。そういう関係の部分で、ここに私は一つ具体的な自治体の計算例を持

つてきておりますけれども、ここは大体五百床ぐらいの大病院なんです。ところが、この中の患者の人たちの六十七名がもう今住民票を移動して、その自治体の町民になつたわけです。そうしますと、さき申し上げましたように、いわゆる国保の被保険者というふうに変つてきた。そういう中で、この六十七名の部分を検討してみましたところ、六十七名の患者の皆さんたちの保険料は年間八十万二千円、一人平均大体一万二千円程度。ところが、この六十七人分の療養費の給付といたしましては、高額の療養費が三千五百八十四万八千円、ですから、保険者負担額というのが一億五千八百八十六万二千円、この場合は必要になつてきておる。このうち確かに収入として国庫支出金等がありますから、保険税合算を五十二万三千九百九十九円が差し引かれますけれども、純保険者負担の増として新たにたつてきたのが九千九百四十七万一千円、一つの自治体です。

ですから、ここに「健康保険財政の健全化について」とあるのは「国民健康保険制度の改善について」ということで、中国部会提出とか、あるいは四国部会提出という、これは恐らく厚生省にも自治省にも行つておると思うんですけれども、こういう中でもやっぱり具体的にそういう問題を提起しておるわけです。

そうしますと、今私調べたわけじゃありませんけれども、国立のそういう病院とか、あるいは施設とか、その部分については何か厚生省の方でその部分を見られておるというふうなお話を聞いたわけですが、それは私の聞き違いかもしれませんけれども、こういう部分についてはやっぱり弱者救済という立場からも国として見てもらいたいというのが四国、中国、あるいは今私が計算しましたこの自治体の市長にも直接会つてきたわけですが、けれども、市民に明らかにされないという、何でよその市の人がある市にある病院に入院をしておるがためにうちの国保で一億近い金を払わなきゃいけないのか、医療費を払わなきゃいけないのか。

か。その部分だけは全部、被保険者に対する保険税を上げるか、あるいは一般財源から持ち込む以外にないわけですね。だからそこらについて、先ほど自治省の方は老人保健法の改正問題だけと言われましたけれども、それ以外にこういう問題も具体的に自治体の中で出ておるわけですね。

ですから、私冒頭申し上げましたけれども、元の次官がおっしゃつたように、これから後小さな町村関係でもしも財政的に行き詰まれば再建団体なんかに入つていく、国保の関係でそういう状況ができてくるのじゃないかという感じがする。実はしておるわけですね。ですから、ある県の町村長会、特に名前を伏せておきますけれども、ある県の町村長会が国保関係の財政赤字について、はも

う一切一般財源から埋めない、そのまま計上する。そしてその翌年度にどうするかということをやつていくというふうな決意をしております。その理由というのにはなぜかといふと、厚生省も自治省も本筋のことがわかつてもらえないからだと、これが一番大きな町村長会の理由なんです。

そして昨年もちょっと動きがありました、国保関係の七百億ですか、事務費関係も打ち切ろうという動きがあったわけですね。ところが、とても事務費だつてわずから七億ぐらいでは不足だ、大変な実は一般財政からの持ち出しをやらないながら収納率が落ちていくのをどう食い止めていくか、三分分でも大変な実はPR費も要するわけですね。ですから、いわゆる事務費もふやしてもらいたいというのが今自治体の要求なんです。

今当面お願いをしたいのは国庫補助率をやつぱりもとに戻してもらいたい、国保に対する。そして不足部分については一千億と言われた部分がありますが、そこらについては直ちに補てんをしてもらいたいのというのが各全国の自治体の非常に強い要望なんです。そこらについてひとつ大臣の御見解をお伺いしたいと思います。

○国務大臣(葉梨信行君) 先国会で先生の御質問に對しまして、老人健康保険法の連合審査会で申し上げました自治省としての基本的な態度は変わりがありません。

今、先生からいろいろ御質問の過程で厚生省、自治省とのやりとりも拝聴しておりました。国保の問題というのは、もつと広く言えば国民医療のあり方が非常に大きな問題をはらんでおる。そして、老人保健法とか退職者医療制度が創設されて何年か運営されてまいりましたけれども、所期の目的を達成していない、こういう問題。さらにその基本にありますのは、先般発表されましたように、昭和六十一年度における国民医療費が予想外に伸びているという、そういう事実でございます。

そこで、制度の問題にどう対応するか、それから制度を運営している運営の仕方をどう考え直すか。またその制度を支えている、今先生が最後に質問されましたのは、財政的な国の支援措置はどうしたらいいか、こういうように問題を分けることができると思うのでございます。今最後に先生は、この保険制度はどうも対応できないからやめたらどうかとおっしゃいましたが、これはもう、それは先生がたまに言ひ間違えられたのであろうと思うわけで、国民の健康維持増進のための健康保険制度、各種の健康保険制度が国民の生活をきちんと支えている。これは大きな基本の制度でございますから、これを今私申し上げましたように、制度面で、運用面で、また財政的な支援という面でもどう改善していくかということについて、ちやうど国保問題懇談会がこの五月から開かれておりますから、この場におきまして財政当局とそ

れから厚生省、自治省、三省で十分に検討したいと考へてゐる次第でございます。

しかも、今高齢化社会の入口にまだ我々はいらないうわけでございまして、高齢者はこれから人口比率で二〇%もそれ以上にならうとしてゐるわけでございますから、今こゝでもっとしっかり見直しを行つて対応策を考へておかなければ将来本當に大変なことに、今以上に大変なことになるであらう。こういうように、状況は大変重大でまた困難であるというように認識をしております。

そこで、先ほど先生おっしゃいました一千億近い地方自治体の持ち出し分についてどうするかというような当面の対策も、またこれ財政当局あるいは厚生省と自治省とは交渉していかなきゃなりませんが、その背後にありまます方々を本當に真剣に考へていきたい。そのためには与党、野党、もうこれは政界を、党派を超えて知恵を出していただきたいものだな、政府はもちろんでございまして、みんなの知恵を集めて確固たる制度として確立するように努力をしていきたいと考へる次第でございます。

○渡辺四郎君 大臣、答弁の内容については別にあれですが、一言だけ、私が思ひ違いで言つたというふうな大臣のお話がありました。私はそうではなくて、今の例えは関係だけを見て、税率についてもう限界に来ておる、収納率もほとんど落ちておる。そして関係に集中する方というのは非常に所得も低い、そして高齢者がふえてきた。そういう中でさきから申し上げましたように、老人医療問題だつて大変な問題だから、生活保障の一環といひますか、行政全体としてやはり二十一世紀に向けての老人医療を考へるべきではないか。そういう抜本的に政策を革新しなければ、例えは関係問題だつて解決をしないんだという趣旨でございます。

○国務大臣(衆議院) そういう御趣旨であれば、まさに先生と同じ考へ方でございます。

○渡辺四郎君 それでは、以上で関係問題を終わりますして、私は、地方財政と関連のあります特に

町民税関係について、非常に残念なことです。福岡県で事件が起きておりますから、前段、大臣の方に政治倫理の問題についてひとつ伺ひをしていきたいと思います。

まず、自治省の方にお伺ひをいたしますが、現在全国の自治体で政治倫理条例がどの程度施行されておるか、状況把握をしておるかお聞かせ願ひたいと思ひます。

○政府委員(大森勝臣君) 現在の段階の全体の正確な数字は把握をいたしておりませんが、昭和六十年の一月現在におきまして、大阪府堺市を初めとして六団体、六つの市、町において制定されておりましたが、その後福岡県飯塚市ほかさらに数団体で新たに条例が制定されたと聞いております。

○渡辺四郎君 なぜ私がこういうことをお聞きするかと申しますと、自治省設置法の第三条、その中の自治省の任務として、自治省は、民主政治の基盤をなす地方自治の各種制度の企画及び立案並びにその運営の指導に当たるといふことを自治省の設置法の中で、特に自治省の任務として定めておるわけですから、そういう中で、今まで自治省としてこういう政治倫理条例に向けて助言なり何かをされたことがあるかどうか、お聞きをしたいと思ひます。

○政府委員(大森勝臣君) 一般の地方団体の組織運営の合理化につきましては、常時努力をいたしておるところでありますけれども、政治倫理条例を初めとする倫理問題というのは、本来、議員あるいは地方の政治家としての心構えなり道義の問題と理解しております。こういう問題については、一人一人の政治家の自律的な対応の問題として適切に対応していただくように願つておるところであります。特段の行政指導的なものはやっております。

○渡辺四郎君 そこが政治倫理についての自治省と私の見解の違いだろうと思ひます。確かに今までの条例制定の状況なんかを見てみますと、これは先ほど御回答がありましたように、五十八年

の二月に大阪の堺市が一番最初に制定をして全国に非常に大きな反響を及ぼしたわけですが、その後相次いで制定運動が高まりまして、新潟県の板倉町ですが、近々では福岡の飯塚市等が制定をしたわけですが、その中で徳島県の鳴門市ですか、本年三月にどういう理由か実は廃止をしたわけですが、今回答がありましたように、例えば議員とか首長とかいふようなことについては、地方自治法の中でも百四十一条あるいは百四十二条等の問題、あるいは九十二条の公務との兼務の禁止の問題、こういう問題等が実は定められておるわけです。

ところが、私が願ひたいというのは、自治体の政治の浄化の面からも政治倫理というのは重要ではないか、その部分に対して自治省の役割はないのか。だから、議員さんとか首長が、あるいは住民運動でももちろんそれが必要ですが、それ以外に行政府として自治省の役割、任務として政治浄化に向けて政治倫理の問題について、もう少し積極的に動いて地方自治の確立に向けてやられても、私は何もこれは自治省の越権行為だとか、自治省の自治体に対する介入だとか、そういう批判は起こらないと思ひますけれども、そこを少しお聞かせ願ひたいと思ひます。

○政府委員(大森勝臣君) 御意見でございますが、政治倫理の問題、確かに政治浄化に関連する問題でありますけれども、いろんな不祥事が起ります原因というものは、結局一人一人の政治家の心構えの問題に帰するわけであります。戦前は御案内のように、国あるいは知事におきまして市町村長等に対する懲戒権というものが幅広く認められておりました。こういう問題について大変な口出しが行われておつたのでありますけれども、戦後の民主政治あるいは地方自治の建前といたしまして、そういった政治家のあるべき姿というのは、みずからが律するともに住民の批判に任ずるというのがまた制度の建前でありまして、こういう問題については、行政サイドとして余り立ち入ったやり方を行わないというふうなのが今日ま

での姿であらうかと思ひます。

○渡辺四郎君 今の地方自治法の中にも住民の政治に対する日常的あるいは継続的監視の制度というのがあるわけですが、これは何も議員とか首長とかいふ問題だけを指して、それはもちろんそういう政治家の部分について住民が常に監視をするということもありませんが、いわゆる行政そのものについても住民が監視をするという点もあるわけですね。そういう部分について、私は自治省としての役割があるのではないかと今お聞きをいたしました。

ですから、今おっしゃつたように、政治倫理条例というのは、確かに議員あるいは首長の汚職問題に焦点を合わせたいわゆる倫理条例になっておるようですが、これはアメリカのウォーターゲート事件に端を発して一九七七年ですか、アメリカ政府の政治倫理法が制定された。そういう影響もあつて日本の中でも特に首長なり議員さんの中から資産公開をやらう、あるいはやれという条例そのものの制定の動きも出てきたわけですが、私は、その部分ももちろん必要でございますけれども、先ほど言ひましたように、住民の政治に対する日常的あるいは継続的監視の制度というのが一番大きな基本でなければいけないのじゃないか、そういう立場から自治省の役割はあるのじゃないかということをお聞きをしたわけでございます。

そこで、そこらについてはその程度にしておきたいと思ひますが、実は福岡県京都郡田町で住民税問題を中心とした告訴、告訴事件が起きております。きょうも朝地元から電話が入りまして、バス二台で住民一万二千名余の署名を集めて、福岡地検に早急に捜査、解明をお願いしたいという趣旨の署名を持って地検の方に住民が伺ひをしたという連絡も実は受けたわけですが、そういう大変な問題であります。まず私は内容に入る前に少し法律用語の意義なんかについて、私自身不勉強であるものですからお聞きをしてみたいと思ひます。

地方税法の第一章総則の第一節通則に法律用語の意義といふが、わかり切ったことですが、地方団体とは道府県または市町村をいう、二号が、地方団体の長は知事または市町村長をいう、そして地方税は道府県税または市町村税をいう、こういうふうにいわれる法律用語の意義としてなっておりますが、これは法律ですから間違いないと思ひますが、そのとおりですか。

○政府委員(津田正君) そのとおりでございます。

○渡辺四郎君 そうしますと、さつき政治倫理の中で、第三条の問題について任務の問題を若干申し上げましたけれども、この自治省設置法第四条の所掌事務の七に自治制度及び運営に関する調査研究、それから二十九に地方公共団体の財務に關係のある事務について報告を徴取し、調査し、及び助言をすること。それからまた、自治省組織令の財政局の所掌事務の中にこの二十九と同一の内容で、しかもこれは財政局の任務として位置づけをされておりますが、間違いないでしょうか。

○政府委員(持永堯民君) 御指摘のとおりでございます。

○渡辺四郎君 では、今申し上げたような法律に基づいて、京都府田町に対して自治省として具体的にどういふ調査あるいは報告徴取をされたのか、経過について少しお話を伺ひたいと思ひます。

○政府委員(矢野浩一郎君) 田町問題についてのお尋ねでございますが、御指摘の問題、現在検査当局で捜査中のものではございませんけれども、伝えられるようなことが事実であるとすれば、これは大変遺憾なことだと存じます。

市町村の行政運営について、一般的には健全な行政運営の保持のために、これは都道府県知事が助言、指導をしておるところでございますが、自治省として一般のお答えとしては、従来におきましては、市町村につきましては都道府県知事を通じて行政指導をしてきたところでございま

す。なお、先ほど御指摘のような自治省設置法あるいは組織令等に基づく財務の指導等につきましては、必要な事項をこれは定期的に徴取あるいは調査をいたしております。

ただ、そういう定期的調査あるいは徴取につきましては、何分にも全国三千余の市町村でございまして、その一つ一つにつきまして全部究明に調査といふことはできませんので、特に問題があればそういう点を個別に徴取するというところでございます。

今回の田町の場合、従来から一般的に田町に特にそういう調査なり報告の徴取をやつてきたことはございせんが、今回の事件が発生いたしましたので、県当局においてはその辺をよく調べつあるところでございますが、何分にも資料その他が現在捜査当局の手にございまして、その分が必ずしも意のとおりにできかねるというのが実情であらうかと思ひます。

○渡辺四郎君 私は、平常なときにそういうことまでしなさいというふうに申し上げてゐるのではなくて、今の時点、こういう現状です。先ほど申し上げました、きょうも一万二千の署名を持つて検査庁に町民の皆さんが行つておる。二万四、五千の自治体ですよ、人口は。その中の一万二千近い署名を集めて検査庁に早期解明をしてくださいというのが住民の要求なんです。そういう一般論でなくて、こういう時点でありまして、自治省の設置法なり組織令に基づいて早急に調査をし、報告を求めて、幾らかでも住民の皆さんに真実を明らかにする役割も行政としてあるのじゃないかということをお聞きしたわけです。

それで、きのうも地元朝日新聞に大きく実は出ておりましたが、連日のようにマスコミに報道されてゐる。御承知のとおりにも既に六カ月近くもこの事件は経過をしたわけです。

私は、自治省としてもこの部分については行政的な立場からの判断ができるのではないかと、ふうに思ふのは、裏口座の名義人は収入役で、収入役の名前もはつきりしておるわけです。そういう

う収入役名義の裏口座に、北九州にある企業に働く田町民の百四十一名あるいは百四十三名という労働者が、納税者の義務を果たして、企業の方で天引きされた町民税を納めて、企業が口座に振り込んだんです。それが明らかに収入役の裏口座だというのが実ははつきりしておるわけです。

そして、ここに私は、裏口座の引き出しの回数まで全部日にちを追つて、何円の金額まで書いてあるマスコミの報道も持つてきておりましたけれども、わかつただけでも七十四回、引き出した分だけで七十四回なんです。出し入れは相当な回数になるわけですが、入った金というのはその企業からの住民税なんです。ですから、やっぱり納税者の立場からすれば、一体そのお金、我々の納めた住民税がいまだに責任者もわからないというところで捜査そのものも進展してゐない。後ほど検査庁の方にお聞きをしますけれども。

しかし、私は、自治省としては、自治法なりあるいは自治省の設置規定によつて、権限としてもその部分についてはこれは責任者は例へば収入役だとか、あるいは首長の責任だとか。使途不明金というものが六千五百万とかあるいは八千七百万とか、こう言われておるわけです。五十九年一月十八日です、一番最初に引き出した金が。ところが、当初引き出した金の残金が二百数十万円あるわけです。これは新しく口座が始まった通帳なんです。そうすると、残金が二百数十万円あるということ

は、以前から裏口座が別にあったわけですね。マスコミの報道の限りとしても十数年続いたこと、こう言うのです。そして使途不明金が六千五百万円なり八千七百万円だとか、こう言われておるわけですね。裏口座の名義人の収入役さんとも知らぬ、こう言つておるわけです。当時の町長も私は知らぬ、こう言つておる。納税者は一体だれを対

象に例へば訴訟を起こすのか、損害賠償を求めめるのかということだつて実はあるわけです。

ですから、確かに捜査中でありまして、自治省としての行政上の立場というのは限界があると、思ふんです。しかし、自治省としてできる部分が

ありはしないかということをお聞きしたいわけですね。

○政府委員(矢野浩一郎君) この事件が起きたときに、確かに住民税についてそのような事態が生じたということが明らかにしたわけでございますので、自治省としては、直ちに福岡県を通じて事の次第について逐次報告を求めてきておるところでございます。またもちろん今後こういうようなことがあつては重大でございまして、財務関係の事務の適正化に一層留意をするように指導をしておるところでございます。

ただ、既に起きた事件につきまして、その責任がどこにあるのかという問題、こういう点につきましては、これはやはり捜査当局の手によつて明らかにするのを待たざるを得ない、そういう立場にございまして。

自治省といたしましては、少なくとも財務行政につきましては、こういったような事態が起ることとはまことに遺憾をわたりないこととございまして、それらの点については今後とも逐次報告を徴取し、必要な指導を行つてまいりたい、こう考えております。

○渡辺四郎君 確かに、申し上げましたように、捜査が入つておるから自治省としては責任がだれにあるのかというのとはなかなか明確にできない難しさがあるんだろうと思ふ。しかし法律の中に自治体の首長の任務と責任についてというのもあり

ます。そこで、実はお伺ひしたいのですが、地方自治法の首長の担任事務と責任についてというのがある。第一は百四十七条の長の統轄代表権、これが一つ。百四十八条が事務の管理及び執行権。そして百四十九条の担任事務として「地方税を賦課徴収し、四が決算を『議会の認定に付すこと』、五が『会計を監督すること』とあるわけですね。そして八が『証書及び公文書類を保管すること』、百五十四条が『指揮監督』というふうになつておるわけですね。首長の責任として、こういうものは法律的に明確になつておるのじや

ないかというのが住民の皆さん方の、これほど明確になつておりながら何で責任者が明確にできないのかというのが住民の皆さんたちの、今検察庁に對して捜査を急いでもらいたいという請願を出した大きな内容なんです。

そこで、私はここに一つの資料を持ってきておきますけれども、首長の責任問題について大審院の出した実例判例を持ってきておけるわけです。これは収入役の問題で民事でやつたのが刑事でやつたのかよくわかりませんが、こういう実例判例があるわけです。「収入役は、其の職務を執行するに付、町村長の監督を受くべきものにして、殊に租税其の他公金の保管方法として銀行に其の預入を為すが如き場合に於ては、町村長は常に其の銀行の選択に注意し、収入役を監督して適當なる処置を執らしむべき職務を有するもの」であるというのが大審院の実例判例であるわけです。

そしていま一つは、税法上の行政不服審査の十九条の二に、住民からの不服審査の請求があり、徴税吏員が処分の過ちを起した場合は責任は、その徴税吏員が所属する長にその責任があるんだ。問題はそれからですが、その他徴税吏員がした処分の過ちは、所屬する地方公共団体の長の責任となる。これが行政不服審査の十九条にあるわけです。

そうしますと、私はその金を使ったとか使わないとかいうことでなくて、法律上から言つて首長の責任はここにあるんだ、それから裏口座を設けた収入役については、例えば背任横領の疑いがあるんだ、金はどこに行つたかわからないわけですから、そういうことは自治省の見解として出していいのじゃないか、あるいは法律的にそういう保障はされておるのじゃないかということをお伺いしておるわけですが、そこについてもう一回ひとつお聞きをしたいと思ひます。

○政府委員(大林勝臣君) 仰せのとおり、首長の責任はその団体を統括する上で、もちろん収入役の監督を含めて重大であります。ただ、その首長の責任問題が現在司直の手を待っている段階であ

りまして、先ほど来答弁がありますように、福岡県も再三現地でいろんな事情の聴取に当たつてまいりましたけれども、書類等が押収されておりましたなかなか行政サイドで事態を究明することに非常に困難を感じておるところであります。速やかにそういった全容の解明がされることを願つておるわけでありまして、首長の責任が制度的に極めて重大であることはお説のとおりでありまして、私も同じような認識は持つております。

○渡辺四郎君 それじゃ、警察庁お見えでしょうか。いろいろ政治倫理の問題まで私は引き出して自治省の方に実はお伺いをしてきたわけですが、これはもう御承知だと思ふんですが、さきの一〇八国会の中でも衆議院の法務委員会、そしてまた五月二十六日の参議院の法務委員会、あるいは七月二日の決算委員会等で先輩議員の皆さん方が、それぞれこの問題に對して警察庁なりあるいは法務省なり自治省の方に質問を出されておりましたけれども、その答弁なんかをいろいろ総合しまして今の捜査の進捗状況ですね。なぜ私がこんなに国会の中でこのことを申し上げるか、私は汚職そのものを許すという考えは毛頭ないわけですから、一般的な例えは首長が建設業界から百万円金をもつた、公共事業の便宜を図つた、これも許してはならない汚職なんですけれども、これは違つた性格を持った事件なんです。納税者の義務で納めた住民税がどこに行つたかわからないという問題ですから、もうかなり経過もしておりますし、その後の捜査の状況についてひとつできるだけお聞かせを願ひたいと思ひます。

○政府委員(仁平園雄君) 御質問の刈田町の事案につきましては、警察といたしましては、御心配をもちまして情報収集に当たつてきたわけですが、いまが、その後、ことしの四月になりました東京地検の方に告発がなされて、現在は福岡地検におきまして捜査をしておるところでございますので、警察といたしましては、この捜査の進展状況につきましては把握してないわけでございます。

て、その推移を見守つておるというのが実情でございます。

○渡辺四郎君 どうも私は刑事訴訟法なりそういう部分については弱いわけですが、これも、これはどうマスコミでいわれる正確といふか、日ちを追つて出入れされた金額の何円までが、残金までが明確に出ておる。その数も先ほど言いましたように七十四回、一回に百万円以上出されたのが十八回、一千万円以上引き出されたのが四回というのが日付を追つて報道されておるわけです。

そして、私はさつきから言いますように、物的証拠としてはこの裏口座が銀行にあつたわけですから、そして名義人も収入役というふうにはつきりしておるわけですから、一般的に言いますように犯人が逃亡とか証拠隠滅のおそれ、収入役さんですから逃亡はせぬでしょう、しかし証拠隠滅のおそれはあるわけですから、そうすれば強制捜査に乗り出すというのが今までの刑事事件のパターンであつたのではないかと、そういう感じがするわけです。ところが、強制捜査があつたという話も聞いておりませんし、もちろん私は逮捕しろとか何とか言つておるわけじゃないんです。何で強制捜査に乗り出して証拠隠滅のできないような状態をつくらないのか。そういう点がどうも今までの一般的な刑事事件あるいは汚職事件等の関係では、今九州管区関係では、九州関係の自治体関係の汚職問題については、非常にスピーディーに問題解決に努力をしておるわけです。現職の首長であつてと直ちに逮捕する、そういうことをやりながら事件解決をやっておられますけれども、この問題だけはどうしても私らはやっぱり腑に落ちないんです、他の事件と比較して。

そこで、何かの捜査上困難があるのか。確かに地検、検察庁という問題がありますから、警察庁としては非常にやりにくい部分があると思ふんですが、しかし今地元では、あるいは御承知かもしれませんが、怪文書の中身を見ても、何か非常に大きな政治的な問題だというふうにかかれてお

るわけです。そして当時の町長の今の衆議院の尾形さんそのものも、いろいろ問題について自分のやっぱりかけられた問題を晴らすために誣告罪とかいろいろやって告訴、告発合戦が非常に激しくやられておりますが、その尾形さんの誣告罪の告発状を讀ましてもらいましたけれども、尾形さん自身も政治的に利用されたんだというふううに、しきりに政治的に利用されたというふううに書かれておるわけです。ところが片一方では、怪文書の方はほかの方面から政治的に来てるんだという怪文書が配られておる。そういう事件が非常に大きく発展をするかのような文書が配られておるものですか、さつきから言いますようにこんなにはつきりしておる。そしてことしの五月二十七日の西日本新聞ですか、出ておまして、収入役さんが、いわゆる裏口座の名義人の収入役さんがこの使途不明金について千五百万、千五百万、そして二千、千五百万計六千五百万円を町長室で当時の尾形町長に手渡しをした、こういう話のやりとりがありましたというところが新聞の一面に大きく出たわけです。ところが、その新聞を見た現尾形形議員は全くこれは作り話だと、収入役が自分の立場をかげうための作り話だということと記者のインタビューでやつたわけですね。記者が、マスコミが濫測で書いたというなら別です。記者とのインタビューでやつたんですから、警察の方もやつぱり西日本新聞というのははつきりしておりますし、西日本新聞にお願いをして、そのインタビューの事実関係なんかを私は調査ができるのじゃないかというふうな、素人考えですけども、気がしてならないわけですが、何か捜査上別な要因の困難があるわけでしょうか。それとも政治的にいうふうな問題が、非常に告訴、告発状にあるものですか、そういう関係で警察としては捜査に困難があるのか、そこをお聞きしたいと思ひます。

○政府委員(仁平園雄君) 先生御指摘の点は捜査機関にある立場の者としてよく理解できるわけですが、いさゝか、何分にも本件につきまして

は現在検察庁において捜査中のものでございまして、警察といたしましては事案の具体的な内容を把握しておりませんので、コメント申し上げることは差し控えていただきたいと思います。

○渡辺四郎君 それじゃ、自治省の方にちょっとお伺いしますが、現地の方からいろいろ聞いたと思うんですが、前の収入役さんが、いわゆる裏口座を解消されて、そして配達証明通知で町長あてに文書を送ってきているんです。公金と思考される現金三百六十四万七千七円を預かり、保管しております。これは、六十一年の一月七日に口座を解消するときに引き出した金額に大体似通っておりますが、若干の金額の違いはあります。それが六十二年の三月十三日に、約一年以上経過した後でですけども、今の助役さんに金を渡そうというふうに言ってきた。助役さんは今問題になっているからそのお金は預かるわけにはいかないというふうなやりとりがされて、だから、配達証明で私はこういうふうにやりましたという文書を送ってきた。こういう話自治省の方御存じでしょうか。そういう調査をされたのか、県の方から報告が来ておるんですか。

○政府委員(大林勝臣君) そういう具体的な件につきましても報告は受けておりません。

○渡辺四郎君 それでは、百条委員会が設置をされたことについては御承知ですか。

○政府委員(大林勝臣君) 承知をしております。

○渡辺四郎君 それは、今申し上げました税金、住民税以外の問題、いわゆる市町村で実施をされた雪国工事の請負代金の支払い問題と職員採用試験に絡む問題ですが、その百条委員会の報告に基づいて町議会が、いわゆる証人として喚問をした当時の町長である尾形代議士が出頭した、出頭しなかったという争いになりました。不出頭ということで福岡地方裁判所に告訴しておることは御存じですか。

○政府委員(大林勝臣君) 承知いたしております。

○渡辺四郎君 その後尾形代議士が、町議会でご

訴することに賛成をした十一名の町会議員の皆さん方を誣告罪で告発しておること御存じでしょうか。

○政府委員(大林勝臣君) これも新聞報道で承知いたしております。

○渡辺四郎君 それじゃ、その後の八月二十九日の日に、先ほど申しました職員採用問題で不正があったのではないかとということで、百条委員会の方から逮捕を求められておりました現町長が、前町長であります尾形さんを告発したということについても御承知ですか。

○政府委員(大林勝臣君) 新聞報道で承知いたしております。

○渡辺四郎君 それから、新聞報道でなくて、やっぱり先ほどお話がありましたように、県の地方課を通じてあるいは福岡県を通じて事実かどうかということの確認は、私はしておいていただきたいと思うんです。それは要望として申し上げておきたいと思うんです。

そこで、少し私自身も勉強があつて申しわけないと思うんですが、職員の採用というものは一般論ですが、何も市町村の問題をとらえて言うわけじゃありませんが、地方公務員法第十三条の平等取り扱いの原則で、日本国民であればすべて差別をしてはならないというのが十三条の基本なんです。

○政府委員(柳克樹君) 職員の採用については、十三条は当然ながら働いてきます。

○渡辺四郎君 そこで、私お聞きをしたいわけですが、職員の採用についての首長の裁量権は一体何があるんですか。何があるのかと言ったら非常に回答しにくいと思いますが、例えば私の考えでは、まず公開競争試験であれば採用人員を何人にするのか、あるいは何年生まれ、いわゆる年齢制限をするのか、あるいは場合によっては受験者の地域を限定することがあるかもしれない。これは国家公務員じゃない地方公務員、しかも競争にならずに、よその遠い東京から例えば福岡県の町村の職員を採用するというようなことはないわけ

です。それから、そうしますと、場合によつたら地域の制限をするかもしれない。そういう程度まで受験の公開をする前の首長の裁量権、首長を中心とした執行部の裁量権、首長の裁量権というのか、あとはすべて十三条に基づいて試験をしようか、そして合格者名簿に登録をされたいわゆる公平に公募されて受験なさった方が、そのうちから合格者が出る。その合格者を合格者名簿に登録をする。一般的に言われておりますのは、一人の公務員を採用するのに五人ぐらいの合格者を探るのだというふうな言われておりましたけれども、そういう中からどんな人を探るかというのは、合格後のどの人を採用するかというのは首長の裁量権かもしれないけれども、まああると言えればですね。その段階で首長の裁量権はないというふうには自身は判断をするわけですが、いかがですか。

○政府委員(柳克樹君) 職員の採用につきましては、地方公務員法の第六條で御承知のように、任命権者に権限が与えられておりますが、その場合にも当然ながらただいま先生御指摘のとおり、十三条でありますとか、それから十五條でありますとかという地方公務員法の規定の枠内で、そういう採用を行わなければならないわけでございます。ただ、ただいま先生例示されましたような意味での裁量権という、そういうものの裁量の幅、あるいは試験を行いましたがどこに何点以上でないとか、ぬとか、ほかにもあるかもしれないけれども、そういう程度の裁量というところであらうかと思つてます。

○渡辺四郎君 もうその問題で、先ほど言いましたように現町長の方が百条委員会から態度を求められておつたということで、福岡検察庁の方に告訴をしたという新聞報道、これは私新聞報道ですけれども見たわけですが、まだまだ首長の裁量権で、職員の採用は簡単にできるんだというふうな考えでおる首長さんかなりおるんじゃないか。長崎県でも問題になりましたね。そしてそれは残念ながらこれに地元の新聞なんでもうすけれども、「前町長告発」というふうに書いてあります。こ

れは今度は職員不正採用です。ところが、相場は三百万円だとか五百万円だとか、職員の採用についてこういう金が動いておるといふうわさが、かなり真実のように実はマスコミの中でもたかたかおるわけですね。

ですから、私冒頭申し上げましたように問題は税金問題、住民税の問題ですから、これは自治省だけじゃなくて警察庁にも法務省の方にもお願いをしたいわけですが、一般事案と違う。だから、早急にやはり事件の解明をしていただきたい。ところが、確かに公的機関ですから、検察庁の方がかなり書類を持っていかれておる。だから、捜査が困難だという部分もあるかもしれない。問題は納めた税金が六千万も八千万も十年もどこに行つたかわからない。何に使われたかわからない。当時の執行部はおれは知らない、おれは知らないと責任のなすり合い。私はやはり公務員としても、これは警察庁にお伺いしたいんですけれども、公務員として一般論として、このぐらいはつきりもう責任権限が、収入役の場合はつきりしておるんじゃないかという気がするわけです。

もう一度申し上げますけれども、収入役の名義の裏口座です。そして七十四回もわかつただけでも引き出しをされておる。その金が町の方から尋ねられてもわからない。余つた金額の三百数十万円だけは返しきつたというふうな持ってきた。しかしそれも引き出した後一年間は黙つて握つておつた。今不明金と言われております例えれば六千五百万円、いや金はここにあって、ありましたよというふうな金をそろえて持つてきても、これは公務員としての横領責任というふうな言われるんじゃないかというふうに思うのですけれども、これはひとつ警察庁の方、一般論で結構ですからお考えを伺いたい。

○政府委員(仁平國雄君) 御指摘のように一般論といたしましては、一応責任権限等の罪名が浮かんでまいるわけでございますけれども、何分にも警察としては具体的な事実関係を把握しております。

せんので、何々に該当するかというような事実判断につきましてもお答えを差し控えておきたいと思ひます。

○渡辺四郎君 それでは、これも一般論で言うわけですが、捜査をなさる場合に少なくとも数千円という税金が行方不明になっておる。そして口座名義人がはつきりしておる。その口座名義人の方が、いや私は六千五百万円はこうこうして何月何日に町長室で町長さんに渡しましたと、こういうふうに言われたということまで新聞に出たわけですね。しかしこれはマスコミの皆さんの場合によつては憶測、推測はあるかもしれない。しかし私は、たとえそれが推測であつても事実でなければ名譽毀損で名前の出た方は訴えるべきだ。このぐらゐ名譽を傷つけられたことはないわけですよ。

しかし、お聞きをしたいのは、そのマスコミの発表によつて先ほども申し上げましたけれども、本人と記者とのインタビュの中で、自分には全く関係がないというのが当時の町長の言い方なんです。あれは収入役が自分の身を守るためにでっち上げた作り話だ。これほど二人の関係が明確になつてゐるわけですよ。六千五百万円あるは八千数百万と言われる金が町長は知らない、あれは収入役が勝手にやったのだ、そういうインタビュの中で言われたことについて、警察としてはそういうインタビュに答えた町長さんに直ちに確認をするような捜査というのはできないのですか。あるいは検察庁としてもできないのですか。一般論でお伺ひしたい。

○政府委員(仁平園雄君) 一般論としては、考えられる問題点につきましては捜査することになるだらうと思ひます。警察といたしましては本件につきましても地検が捜査を開始しておりますので、捜査の競合を避けるという立場からその推移を見守つておるわけでございますので、警察が積極的に行つておるわけについては、この段階で事実調査等を行うというところは毛頭考えておりません。

○渡辺四郎君 それじゃ、もう時間も間もなく来

るようですよ、あと関連もあるようですよ。

私がなぜいろいろお聞きをしたかというのは、地元の新聞でこういうふうによく再三出ておるわけですよ。これはもうマスコミというのは私はやっぱり非常に強い、こういう状態を国民に知らせてくれる武器だというふうにしておるものからマスコミを信用するわけですよ。そういう点から一刻も早くひとついろいろ各所関係のやりとりの難しさはあると思うんですけれども、ぜひひとつ納税者の立場に立つて事件の解明を急いでいただきたいということを最後にお願ひをいたしまして、あと関連質問があるようですからこれで終わります。

○佐藤三吾君 警察庁、せっかく来てくれて、これは今あなたのお話にもあつたように検察庁の方が主役をやつておるわけで、検察庁をきょう呼んでおればもう現在の時点の詳細な点がわかるのじゃないかと思ひますがね。ただ、今あなたの答弁を聞いておつて東京地検に告発をしたので、この案件については警察としては見守る、こういうことがあつたのですか。これは通常の場合でもそういうことなんです。私は、やっぱり警察は警察としての機能、検察は検察としての機能があります。町田町の事件を見ると東京地検に告発したのは税金の行方不明の部分についての告発をしたのであつて、あそこにはそのほか職員採用不正事件があつたり基園でかき置園ですか、この問題もあつたりいろいろあるわけね。そこら辺も含めて私は警察も検察の方も両方一緒にかかつておる、こういう認識をしておつたのですか。

○政府委員(仁平園雄君) 一つの事案につきましても、捜査機関の幾つかが競合するということも間々あるわけでございます。そういう場合にはつきましても検察の方においてこれを調整するということになっておるわけでございます。通常やはり競合した場合には、一つの捜査機関がこれを行ふという方が建前でございます。

今先生最後の方で御指摘になりましたいろいろ

あると、事案が、という場合にどうかという問題がございますが、やはり一つの容疑事案がございます。それは、それに関連する可能性のあるものにつきましても、あわせて一つの捜査機関が捜査を尽くすというのがこれまでの慣例といひますか、建前になつてゐるというふうには私も考へております。

○佐藤三吾君 そうすると、この町田町の問題はまだ告発はしてない霊園の問題とか、今度は職員の問題については告発しましたね。霊園の問題などについても東京地検の方でやる、警察の方は見守る、こういうことなんです。

○政府委員(仁平園雄君) 先生のおっしゃるとおりだと思ひます。これまでの捜査の関係、ずっと見ましてもそうなつてゐるだらうと思ひます。

○佐藤三吾君 それは、しかしいかなるものですか。やっぱり地元の警察があつて、事件が起つておるのにわざわざ東京の方から地検が来てやる、それを見守る図式というのはいかんと解せぬですね。どうなんですか。これは国家公安委員長、こういうのが普通ですかね。公安委員長としてちよつと聞いてみたいと思ひます。

○政府委員(仁平園雄君) ちよつとその前に。この事案につきましても警察と検察が全く無関係であるということではございません。警察が情報収集をしておりまして段階におきましても、福岡地検とは緊密な連携をとつてやつてきたということでございます。

○佐藤三吾君 最後何、今最後に言つたの何なの。

○政府委員(仁平園雄君) 警察と検察が無関係にこの問題に対処してゐるというわけではないわけでございます。東京地検に告発がなされる前におきましても、福岡県警におきましても情報収集をしておつたわけでございます。その段階におきましても、福岡地検とも緊密な連携をとつておつた、こういうことでございます。

○佐藤三吾君 わかりました。

私はうわさですから正確にはどうか知りません

が、なぜ東京地検に告発したのか、福岡の問題を。例えば警察もあれば福岡地検もあるのに、こういうことを私は疑問に思ひまして告発者に聞いてみたんです。そうしたら、やっぱり県警の方にも地検の方にも随分この問題はいろいろの角度から告発という形じやなかったかもしれません。や、問題指摘をした。しかしなかなか動かない、やはり政治が絡んでゐるものだから。そういうことであえて東京地検に告発せざるを得なかった、こういうことが私の耳には入つておるわけですから、これは定かかどうか確かめたわけじやございません。

問題は、そういうことになるとやっぱり警察に対する不信ですね。そういうことにもつながつてくるわけで、私はそういうものがこの事件の中に含まれておるのかどうかという疑問を持ておるんです。率直に言つて。そういう意味では、私は警察のあり方として根本的に検討しなさいかね。ではないか、こういう疑念を県民に抱かせないよう、しかもさつぱりおつたように、事は税金を公職である収入役がどこかに裏帳簿をつくらせてやるといふやうな、今税金の問題については国民が非常に関心が強い。まさにそういう意味では極めて重要な問題なんです。単なる汚職腐敗じやないんです。そういうときに警察に不信があつて、警察に言つてもしょうがないから東京地検というのでは、これはやっぱりかなえの軽重を問われるようなことではないかと思ひます。そこら辺はぜひそうあつてほしいんです。

私はそういう意味でも警察はこの問題についてきちつとした対応をしてほしいなと、そう思つておるんですけれどもね。これは国家公安委員長せつかいらいしやるんですから、そこら辺ひとつ見解を承つておきたいのが一つ。

七月の二日に私がこの問題を決算委員会で取り上げた際に、大臣にも申し上げましたように、十数年にわたつてこれは続いておるわけでしょう、

この事件は、会計課長はその間四回もかわつておるんですね。それが全部事務引き継ぎで、これは裏帳簿だということ、こう来ておるわけでしょう。そうして、その下に今度金を取りに行く課長補佐は、係長ですか、係長はやっぱり何人もかわつておるわけですか。それも事務引き継ぎで、こういう不正をやっていることは守秘義務だから外に漏らしちゃいかぬぞと、こういうことがやられてきたわけね。これが市町村の事例なんで、そういうありやうが、さつき行政局長はこういう倫理の問題についてはもっともなことでありますが、おっしゃつておりましたが、あの際に大臣は、私の質問に対する答弁として、そういうようなことはあつてはならないと、厳にひとつ戒めてまいりたいと、こういう決意をいただいた記憶があるんですね。けれどもね。そこら辺の答弁後に所要の措置をとられたのかどうか、これもあわせてお聞きしておきたい。

○國務大臣(葉梨信行君) 前の御質問に対します答弁を申し上げました考え方は変わっておりません。その後ただいま刑事局長から御答弁申し上げたような捜査上の経過がございましたので、その経過を警察としては見守つて、こういうことでございまして。この事案につきましては重大な関心を持って今も見守つておるところでございます。し、刑罰法令に触れる事実が明らかになりましたならば厳正に対処されるべきものであらう、このように考えている次第でございます。

○委員長(谷川寛三君) 午前の質疑はこの程度にとどめ、午後一時まで休憩いたします。

午前十一時五十七分休憩

午後一時一分開会

○委員長(谷川寛三君) ただいまから地方行政委員会を再開いたします。

休憩前に引き続き、地方交付税法の一部を改正する法律案及び地方行政の改革に関する調査を議題とし、質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言を願います。

○田辺哲夫君 私、東京都と都内二十三区の制度改革、通常都区制度の改革と言つておりますが、この問題につきまして若干質問したいと思つてます。

従来から都区制度は、日本の他の自治体に例を見ないような流動的な変遷を経てきたように参つております。その一例を申し上げますと、昭和十八年に東京府が廃止になりまして、東京都が樹立された。そして二十三区を主体としておりました東京市制というものは廃止されたわけでございます。そして東京都制が広域行政と基礎的自治体の行政を担つていた。そして二十三区がその補助的機関である。こんな経緯もございまして、戦後、昭和二十二年、地方自治法の制定によりまして区長公選制というものが実現できたわけでございます。

ところが、昭和二十七年に、また地方自治法の改正によりまして区長公選制が廃止された。ところが、昭和五十年に住民の自治権拡大運動によりまして再度自治法が改正されまして、区長公選制というものが復活されたわけでございます。そして現在、これはもう前からございまして、二十三区の特別地方公共団体を市並みの普通地方公共団体に一つ昇格したい、そして地方自治体としての自治権を拡大したい、こんな運動が盛り上がりつつあるわけでございます。今東京都及び二十三区の最大の政治課題となつてきておるのでございまして。

このような二十三区に他を例を見ないような流動的な変遷、また首都東京の中心部であります二十三区に二十一世紀に向けてのあるべき姿は何か、この辺で十分検討していただきまして、今の運動を理解していただくべきではないか、このように私は考えておりますが、大臣の見解を伺いたいと思つてます。

○國務大臣(葉梨信行君) 今、田辺先生からいろいろ昔からの経緯等も含めてお話がございましたが、特別区及び特別区住民の自治権拡大運動でござい

ますが、東京における地方自治の一層の充実を図ろうとする真摯なお気持ちのあらわれだと私も理解しております。二十一世紀における都区制度のあり方を考える上で重要な運動であると考えている次第でございます。

○田辺哲夫君 御理解ある御答弁、ありがとうございます。

そこで、これは過去のことでございますが、区長公選制というものが廃止されておりました間は、二十三区の住民は参政権というものが一つ少なかったわけでございます。例えば他の地方自治体の市町村長に当たる選挙、この選挙権も被選挙権もなかった。このような変則的な実態は状態であつたわけでございます。参政権というものが基本的な人権の原点であるとするならば、私は極めて遺憾な状態であつたと思つてます。法のものと平等とか、また憲法上の地方公共団体の機関というものは住民の直接選挙による、こういう原則にも反しておるわけでございます。あえて憲法違反とは申しませんが、憲法の趣旨を逸脱していた感がある、このように申し上げたいと思つてます。

これにつきまして自治大臣の見解を承りたいと思つてます。

○政府委員(大林勝臣君) 昭和二十七年に区長公選制が廃止されて以来、区長選任をめぐつていろいろ事件が起こつたやうであります。その間いろいろ学説も出ておりました。その事件をめぐりまして御案内のように、最高裁まで上がったのが昭和三十八年でありましたが、そこで最高裁としては、憲法上の地方団体と云い得るために、住民の密接な共同生活、共同体意識の存在、沿革かつ現行行政上の相当程度の権限の付与を必要とするけれども、特別区は住民の日常生活が特別区の範囲を超えているものが多く、自治権に重大な制約が加えられているため、憲法上の地方団体とは認められないとしておりました。

したがって、憲法上の地方団体であるかどうかにつきましては、最高裁の一つの判断が下されたわけでありましても、果たして二十三区が特別地方公共団体として位置づけられておることについては、その時点からかなりの批判があつたことは事実であります。

○田辺哲夫君 今、御答弁にありましたように、最高裁が東京二十三区は憲法上の地方公共団体ではない、こういう判断を下していた。この点私も十分承知しております。そして自治省の見解も同じような過去見解をとつてきたわけでございますが、そういったと、二十三区の住民は憲法上の地方公共団体としての政治的、行政的な恩恵にあずかれなかった、極めて変則的な地方公共団体、特別区といひますから普通地方公共団体とは若干違つたわけでございますが、憲法上の点から考えまして極めて変則的であつたわけでございます。それで、現在の時点におきましても、自治省として二十三区は憲法上の地方公共団体ではない、こういうお考えでありますかどうか、お聞きしたいと思つてます。

○政府委員(大林勝臣君) 二十三区の改革につきましては、昭和三十九年あるいは昭和四十九年、二回にわたつてその権限問題がいろいろ検討をされ、福祉事務所なりあるいは保健所なり、そういう事務を中心に次第に事務がおりてまいりましたけれども、また現在の段階におきましては、一般の市と比べてその位置づけが事務権能等の配分を中心として一般的ではございませんので、現在の段階なおかつ普通地方公共団体とは認識をいたしておりません。

○田辺哲夫君 そこで、二十三区の現在の行政上の実態につきまして若干申し上げますと、二十三区に住んでおります住民は八百三十五万人、屋間人口は約一千七百万人、全国の人口の一割に当たるわけでございます。そして二十三区の年間予算が普通会計で一兆七千億強、極めて人口面でも予算面でも膨大でございます。しかも現在、行政事務も相当膨大に抱えております。特に保健所事務等も、全国の自治体では余り保健所事務をやつておる町村は少ないわけでございますが、二十三区は全部やつておる。そして十分しっかり行政をやつ

ておるわけでございます。このような二十三区の特別地方公共団体に対して憲法上のまだ普通地方公共団体でない、こういう見解は住民にとりますと極めて遺憾であり、また行政的にも大きな障害を来すわけでございます。

特に東京がこれから国際都市、今世界都市と言っておりますが、これに大きく飛躍するために、二十三区というものが果たすべき政治上、行政上の責務は私は大変重大だと思ひます。そして二十三区というものがしっかりと行政を果たしませんと、東京都というものがまたよくならないわけではございまして、実力で言うならば私は普通地方公共団体の実力がある、またないとするならば、その自治権を拡大すべきである、このような考えを持っておりますのでございます。このような私の考えにつきまして自治大臣の見解を伺いたいと思ひます。

○政府委員(大林勝臣君) 都と二十三区との関係、その都度いろいろ議論があつたところであり

ます。御指摘のように、わずか面積で言いますと全国土の〇・二%のところに、昼間ではまさに一割の人口が集中してゐる。大変な大都市の中でも極大の都会になつておるわけであります。そういうところで、これから住民に身近な仕事を責任をもつて遂行するためには、できるだけ身近な二十三区で処理をすることが望ましいことは申し上げるまでもありません。ただ、従来の経緯が、東京都という特別な制度のもとに位置づけられておりましたために、やっぱり都の一体性と二十三区の一体性ということの両にらみで、いろいろ制度が構築をされておるわけであります。もちろん先ほど申し上げましたように、できるだけ二十三区の働きが充実されることを私も望んでおりますが、結局は、都の一体性の調整をどこに求めるかという問題に帰すると思ひます。現在、地方制度調査会が検討が始められておりますので、これを見守つてまいりたいと思つております。

○田辺哲夫君 前進的なお考えをお聞きしまして

感謝申し上げます。

そこで、現在その運動につきましての中身をちょっと申し上げますと、先般百三十四万七千九百九十名の方々が署名いたしまして、そして自治省その他関係機関に二十三区の特別地方公共団体から普通地方公共団体、すなわち基礎的自治体への昇格と申しますか、位置づけを求める運動を展開しております。そして今都区一体というお言葉がございまして、昨年の二月に東京都と二十三区で制度改革につきまして合意がなされたところでございます。ですから、この運動というものは、東京都も二十三区もお互いに理解しまして、共通点に達しまして運動を展開してゐる。

そしてこれも昨年だと思ひますが、両国の国技館で決起大会がございました。自治大臣もそこに御出席であつたわけでございますが、大変熱意のこもつた、そして誠意のある住民運動ではないか、このように私は理解しておるところでございます。また今御答弁にございましたように、幸いにいたしまして自治省でも御理解をいただき、本年六月十一日に地方制度調査会の審議項目にこの問題が加えられ、これから鋭意検討される、このような段階になつたのでございます。これはもう一歩前進でございますまして、大変喜ばしい現象でございます。

そこで、お願い並びに要請いたしますが、自治省及び大臣におかれましては、積極的にこれの推進を図つていただきたい。そして具体的には調査会でも早期に結論を出していただきまして、それに基づきまして、ひとつ自治省で自治法の改正手続の促進方を図つていただきたい。これがもう二十三区八百三十万人ほとんどの人の気持ちであろうかと存じます。また私は、これが地方自治の本旨に沿つておるのではないか、また二十一世紀東京の確立のためにも必須条件ではないか、このようにも確信しておるところでございます。

さきに申しましたように、憲法上の地方公共団体ではない、これは極めて変則的でございますまして、八百三十万という人間が憲法上の普通地方公

共団体の待遇を受けてない、その行政の恩恵を受けてない。これはもう憲法上の地方自治の本旨からいいますと、私は極めて遺憾であると思ふのでございます。そこで、地方制度調査会の審議の促進、促進されましてノーという結論を出さず、またと困るわけでございまして、イエスという結論と同時に、自治省の地方自治法の改正手続の促進、これを特段にお願い申し上げます。これにつきまして、大臣の積極的決意のほどをお尋ね申し上げます。

○國務大臣(葉梨信行君) このたびといひますか、昨年から東京都及び特別区から要望されております都区制度の改革の内容でございますが、いずれも都区制度の基本にかかわる事項でございます。大都市制度のあり方等も十分に検討し、それを踏まえ、地方制度調査会で十分に御審議をいただき、その答申を得た上で鋭意検討を進めてまいりたいと思ひます。

○田辺哲夫君 よろしくお願ひ申し上げます。○片上公人君 去る六月三十日、四全総政府案が閣議決定されましたが、四全総は二十一世紀に至る国づくりの指針とされる計画でありまして、地方にとりましては大変重要な影響を及ぼすものでありますので、作成に關しまして意見を述べべるお立場にありました自治大臣にお尋ねしたいと思ひます。

これまで東京一点集中が進んできたことに対しまして世論の批判は強いものがあります。三全総までの全国総合開発計画は都市機能の地方分散、地域格差の是正を基本として策定されてきましたわけですが、残念ながら東京集中は近年一層強まっております。四全総の政府案は、一応多極分散型国土の形成をうたいまいて、東京集中の是正の方向を示しておりますが、自治大臣として国土の総合開発計画はいかにあるべきか、その基本理念について見解はどうなのか。また大臣は、四全総の作成に当たりまして、関係行政機関の長として内閣総理大臣に對しどのような御意見を述べられたのか、お伺ひしたいと思ひます。

います。

○國務大臣(葉梨信行君) 自治省といひましては、これからの国土政策におきまして、国土の均衡ある発展を図るために人口、諸機能の地方分散を進めていくことが必要であると考えておるところでございます。このためには、地域特性を生かした魅力ある地域づくりを進め、多様性を有する国土の形成を図ることが必要であると考えております。地域の総合的な行政主体でございます地方公共団体の果たす役割はより一層増大し、その行政財政基盤の強化を図ることが必要であると考えているものでございます。第四次全国総合開発計画の策定に当たりましては、このような観点から所要の意見を国土庁に對しまして申し述べておるところでございます。

○片上公人君 計画案によりますれば、西暦二〇〇〇年までに投入される国土基盤投資は約一千兆円と試算されているようでございますが、このうち公共部門の投資はどれくらいになるのか、さらに地方の負担部分はどのくらいに試算したのか、これは国土庁。

○説明員(香田尚徳君) 御説明いたします。

四全総におきましては、今後の日本経済は内需主導による中成長が維持されるであろうとの前提に立ちまして、昭和六十一年度から七十五年度までの十五年間に官民合わせた広義の国土基盤投資といたしまして、おおむね累積一千兆円程度を想定しております。先生御承知されておりますとおり、全国総合開発計画は、長期的な視点から国土総合開発の基本的方向を明らかにする基礎計画としての性格をなすものでありまして、投資額につきましては、これまでもそのときどきの情勢に応じてその大枠についてお示ししてきておるところでございます。

四全総につきましては、多様な主体の参加による国土づくりを目指しておりますとともに、また今後は国鉄、電電の民営化あるいは民間活力の導入の推進などの例に見られますように、国土基盤

投資における官民比率の予測したい変動も見込まれます。このようなことから、計画策定時におきましては、官民合わせたおおむねの投資額を示し、示すことといたしまして、公共部門等その内訳につきましては想定することはいたしてあります。

しかしながら、その目標とする多極分散型国土を構築するためには、地方圏の重点的な整備が必要であると考えまして、公共投資の地方圏への適切な配分を確保するところとてございまして、

○片上公人君 大都市圏の整備につきましては、民間活力などの導入をし、公共投資は地方圏の整備に充てられるのかどうか。もしそうでなければ、ただでさえ苦しい地方の財政をさらに圧迫していくことになるのではないかと、東京との地域格差を助長するものとなる、そういう心配もされま

すけれども、大臣としてはどのように考えていらっしゃるのか、お伺いしたいと思います。

○国務大臣(葉梨信行君) ただいまお話しございました多極分散型国土の構築を促進するためには、公共投資の地方圏への適切な配分を確保していくことがもうぜひ必要でございます。同時にまた、各種の公共投資とあわせまして民間投資を促進することも必要でございますが、民間投資は大都市圏に限るのではなくて、地方圏におきましても民間活力の活用を促進する必要があると思

います。必要な施策を進めていかなければならない、このように考えるわけでございます。

○片上公人君 東京集中の現状が弊害の多いものであるというところは、だれもが感じていることでございまして、今回の政府案では工業の分散・再配置、中央各省庁の一部部局の再配置の推進などでは正をしようとしております。ソフト化、情報化、サービス産業化が我が国産業の趨勢である

ことからしますと、工業の分散の効果というものは疑わしい面があります。また中央省庁の移転はこれまで可能性はあるか、これも危ぶまれます。政府案では、遷都問題が東京一極集中への基本的対応として重要だが、引き続き検討するとしておりま

す。集中の是正という課題の実現を期すなら、もう少し踏み込んでよいのではないかと感じます。従都、第二都市とでもいいですか、分都などの議論もありますが、これはどのように考えていらっしゃるのか、国土庁にお伺いいたします。

○説明員(香田尚徳君) お答えいたします。四全総におきましては、東京一極集中は正策として第一に、工業の分散・再配置政策の推進、それから第二として、政府機関の移転再配置等の検討推進、それから三つ目に、全国的文化、研究施設の原則東京外への立地、そして第四といったしまして、事務所の立地を地方都市等に誘導するための適切な措置の検討などをお示ししたところでございます。

まず、産業構造の変化の中で工業の分散の効果につきましては御指摘でございますけれども、第四次全国総合開発計画におきましても、今申しましたように、新しい産業を地方圏に分散・育成していくということを重要な柱としております。

それから、工業につきましてはでございますが、やはり工業は、従来の発想によりまして工業、第二次産業としての工業ということもございまして、次第に全体の産業構造の変化を受けまして二・五次化するというような傾向もございまして、そういう意味では依然として工業の分散・再配置ということは重要であろうというふうに考えております。

それから、遷都問題についての御指摘でございますが、遷都問題につきましては、十年前に三全総をつくりまして、そのとき首都機能の移転の一環として検討の必要性を提起したところでござい

ます。国土庁としましては、その後首都機能の移転問題について検討を進めまして、昨年六月に策定いたしました首都圏基本計画においては、展・分都方式による首都機能の移転から着手すること

を提起申し上げているところでございます。このたびの四全総におきましては、多極分散型国土を形成するため、東京一極集中の是正の重要性を深く認識いたしまして、そのための施策の一つとし

て、首都圏基本計画と同様に、政府機関の移転、再配置の検討推進を図るとしてございます。

また、先生御指摘の首都機能全体を移転する遷都につきましては、国民生活に大きな影響を及ぼしまして、国土政策の視点のみでは決定できない面がございます。しかしながら、東京一極集中への基本的対応として重要であると考えておりま

す。このため四全総におきましては、国民的規模での議論を踏まえ、なお引き続き検討していくところとてございまして、

○片上公人君 また、都心に立地する事務所に対しては特別負担の措置を検討するところとありますが、特別事業所税を創設することには都知事の反対もありますが、固定資産税、事業所税の上に、さらに三重に課税して抑え込むのはこれは間違っており、地価対策は都が独自に条例で土地取引を規制し、効果を上げていくというものでござい

ます。また各省庁や都は、都心部、臨海部の公共空地利用の推進を図っており、東京圏からの計画的分散という四全総政府案の趣旨とこれは隔たりがあると思ひます。

大臣は、東京中心部に立地する事務所の費用負担についてどうあるべきだと考えられておられるのか、所見をお伺いいたします。

○国務大臣(葉梨信行君) 四全総におきましてはこう述べております。「東京中心部等に立地する事務所の費用負担の在り方も含め幅広い観点から、適切な措置を検討する」、こううたつておるわけでございまして、

この問題につきましては、税制により解決するということにはおのずから限界があるのではないかと、土地対策とかあるいは産業政策など多岐にわたる視点から幅広い検討を加えて結論を出すべきである、このように考えている次第でござい

ます。

○片上公人君 政府案の目玉は、地方の定住圏を支えるための地方から全国各地に一日で往復できる高速交通ネットワークの整備であろうと思ひます。これまで、過疎山村地域につけられました道

路は、結局都会への人口流出につながったというのが一般的認識でございますが、今回の交通ネットワーク整備が定住圏形成、産業進出に寄与するという考え方もございまして、一方では一層の東京集中を招くのではないかと心配をされてい

ますが、これについて国土庁にお伺いいたします。

○説明員(香田尚徳君) 四全総におきましては、特定の地域に過度の集中がない多極分散型国土の形成を目標としておりまして、この目標を達成するため、交通ネットワーク構想というものを推進することとしております。これは近年、地域において活性化しております交流を拡大することによりまして地域の活性化を図ろうとするものであります。この構想は、第一に定住と交流の場である交通、情報通信体系の整備、それから三つといった三つの柱によって進める考えでありまして、交通ネットワークにつきましては、全国一日交通圏の構築などの考えを示したところであります。

先生に御指摘いただきました高速交通体系につきましては、国土の均衡ある発展を図る上での重要な基盤といたしまして、これまでにも整備が進められてきたところであります。他の諸施策とも相まって、長期的に見ますと、基本的には人口の地方定住の促進等に寄与してきたと考えております。しかしながら、この高速交通ネットワークはまだ完成途上にあるわけであります。今後整備が進み、全国のネットワークが整うに従いまして各地で交流がより一層活性化し、地域の活性化が一層促進されると考えております。

○片上公人君 ネットワークの完成には、新たに高速道路八千キロメートルの建設が必要であり、費用は約三兆六千兆円、三十年かかると言われております。現在財源は財政資金等の借金で充てられており、通行料で償還しております。地方路線の場合採算性がだんだん悪くなっております。この方式は限界に近づいているのではないかと、こ

う

う

う

う

う

う

思います。したがって、これからの地方路線が税金等の公的負担で形成されることになる可能性が大変強いのではないかと、こう思われます。しかしその負担が地方にシワ寄せされるようなことはないかどうか、そうあつてはならないことと思いますが、新幹線の地方駅の地元負担のようなことが起こらないように、自治当局の所見をお聞きしたいと思ひます。

○政府委員(小林寅吉) 高規格幹線道路は、四全総におきまして、多極分散型国土の形成を図る上で重要な役割を果たすというふうに位置づけられておるわけでございます。その整備に当たりましては三つの方式が組み合わされて行つて、その方式で行うということに考えられておるわけでございます。その一つは、日本道路公団が国土開発幹線自動車道を整備しておりますが、この方式によるものが一つ。それから二番目は、国が直轄事業で実施いたします直轄事業方式でございます。それから三番目に、地方団体あるいは地方道路公社が行います一般有料道路方式、この三つでございます。

この実施に当たりましては、道路に関する現在の国と地方の財政負担のルール内、そのルールの範囲内で行うということとされておるわけでございます。現行の割合を超えて新たに地方負担を求めるといふことはないと考へておるわけでございまして、この事業の整備に当たりまして、地方団体に財政負担のシワ寄せがなされるということはないというふうに考へております。

○片上公人君 国土庁がとうございました。次に、去る六月六日に起きました東村山市の特別養護老人ホーム松寿園の火災につきましてお尋ねいたします。

まず、今回と同様の社会福祉施設の火災としましては、昨年の七月、八名の死者を出しました神戸市の精神薄弱者援護施設陽気寮の火災がございします。私も地元でありましたので、その対策は委員会でも触れてきましたが、このたび同じ惨事を繰り返す結果となりましたことは、このときの教訓

が生かされなかったことが原因の一つであらうと思ひます。消防庁としてはどう考へてなつていのかを伺いたいと思ひます。

また、もう一つ続けて、消防庁はこのときに各都道府県の消防主管部長あてに出した通知におきまして、収容者の判断能力に応じた避難路の確保、自力避難が極めて困難な方々の避難路への収容、収容者の行動能力の実態に応じた避難訓練の強化、消防機関への早期通報等の対策をとるよう指示しておりますけれども、今回の松寿園火災におきましては、いずれも十分に対応がなされていなかったと思ひますけれども、消防庁のお考えをお聞かせ願ひたいと思ひます。

○政府委員(関根則之君) お話がございましたように、昨年の七月に八名の犠牲者を出しました神戸の陽気寮の火災があつたわけでございます。こういった自力避難の困難な方々を大勢収容しておりますような施設におきましての防火管理体制の強化につきまして、私も現地の消防機関を指導いたしましたとともに、施設の管理者等につきましても、その徹底方をお願いしてまいりました。その段階で、ことしの六月に松寿園の火災が発生をいたしましたので多数の死傷者を出しましたことは、まことに残念なことだというふうに考へておるわけでございます。

御指摘がありましたように、陽気寮の火災の後、実際の火災の状況と原因、延焼の経路、死傷者の発生原因等を究明いたしました。消防といたしましていろいろの対策を打ち出したわけでございまして、特に自力避難が困難な方々につきましましては、すぐに外へ逃げ出せるように、同じ階にできるだけ収容していただきたいという問題を含めまして、夜間の管理体制でありますとか、実際に即した消防避難訓練の実施でありますとか、そういうことをお願いしてきたわけでございます。そういうものが、現場におきまして徹底を欠いておつたらみがあるのではないかと、これを私も私も考へておるわけでございまして、今後さらに、これらの防火体制を徹底いたしまして間違

のないようにしていきたいと考へておるところでございます。

○片上公人君 このたびの火災は、犠牲者が十七名にも上るといふだけでなく、平均年齢が八十歳を超える高齢者であつたこと、そして何よりも、亡くなられた方々のほとんどが足が不自由なためベッドで寝たまゝの状態であつたということが大きな特徴だらうと思ひます。

そして、このような施設が全国では千六百カ所を超え、約十二万人の方々が入所しておられるというところであります。現状のままでいふ第二、第三の松寿園が起きたとしても不思議ではないのであります。また今回のような高齢者や体の不自由な方を初めとして、乳幼児等を含むいわゆる災害弱者と考へられる方々の火災による犠牲者は、放火自殺者を除く死者総数の過半数に達すると言われておりまして、人口の高齢化が急速であることも考へ合わせますと、この分野の防災対策は大変重要課題であらうと思ひます。

本件火災を機にいたしまして、消防庁におかれましては、学識経験者、関係省庁等で構成する社会福祉施設等における防火安全対策検討委員会を設置されて検討を加え結論をまとめられたと聞いておりますが、そこではスプリンクラー設備の面積基準につきまして、社会福祉施設では現行六千平方メートル以上から千平方メートル以上とするなど、基準の見直しは実は打ち出されて、来年四月一日より実施されることと聞いておりますが、このような結論に至つた基本的な考へ方をお伺ひしたいと思ひます。

○政府委員(関根則之君) 昨年の陽気寮、ことしの松寿園という形で相次いで社会福祉施設で大変な火災が発生をいたしましたわけでございますので、こういうものを貴重な経験といたしまして、今後こういった死傷者を生ずるような火災が起らないように、そのための防火管理体制を整備しておく必要がある。基本的にこういった施設につきましても防火管理体制をどうしたらいいのかというところを各方面の関係者に寄つていただきまし

て、根本的な見直し方針を決定したいということで、この防火安全対策検討委員会を設置いたしましたわけでございます。先日、八月二十八日に最終的な結論は出しまして答申をいただいたところでございますが、今後はこの答申に基づきましてできるだけ具体的な施策をとっていききたい、そのための必要な政令改正等につきまして実施に移していきたいと考へております。

その中で、やはり多数の寝たきり老人等を抱えております施設におきましては、一たん火が出ましてそれが拡大をいたしますと、なかなか夜間の宿直体制等が整つておりまして、実際問題として全員を避難させる、大勢の老人を避難させるということが非常に難しい場面が起こることが考えられますので、どうしても出た火を、出ないことが一番いいわけでございまして、火が出た場合にはまず早期にこれを発見し、的確に初期消火対策をとるということが非常に必要だということに考へておるところでございます。

初期消火の手段といたしましてはいろいろなものがあるわけでございまして、消火器でありますとか消火栓でありますとか、そういうものがありまして、現在も整備を進めておりますけれども、やはり何といたしても自動的に人の手をかりずに散水といたしますか、火を消すことができるスプリンクラーの威力というものは現実の火災の現場でも実証されておりますし、これが非常に有効であるという考へ方のもとに、従来六千平方メートルのものに義務設置というところでお願ひをいたしておりましたものを千平方メートル以上の社会福祉施設については義務設置にするということが答申に盛り込まれておるわけでございまして、千平方メートルのものとしましては、いわば従来の経験値等を参考にいたして決められた数字であらうというふうに考へますけれども、松寿園は約二千平方メートルでございまして、しかし、昨年の陽気寮は大体千平方メートルであつたわけでございまして、少なくともこの程度の大きさの社会福祉施設にはつけていただきたい、こういう考へ方で千平方メートルという線が打ち出されたものというふ

うに考えております。

なお、来年の四月一日施行というお話がございましたけれども、今後これは消防法の施行令の改正という形で政令改正が必要であるわけでございまして、その審議の段階で最終的に決まることとございまして、一応今のところ先生からお話がありましたような形を頭に置いて進めていこうとございまして、まだ確定したものではありません。

○片上公人君 緊急時に自力脱出が困難な方々が入所をされている施設におきまして、夜の夜間防火管理体制のあり方につきまして、特にどのような検討がなされたのか。また、今回のスプリンクラー設置基準の見直しによりましてどれぐらいの施設をカバーすることになるのか。また、今回の見直しによりまして対象とされない施設に対しては、どのような対策を講じていくのか。さらに、社会福祉施設と同様に自力避難が困難な方々が入院されている病院については、面積三千平方メートル以上と基準を異にしておりますけれども、この理由はどのようなことなのかという点について御説明願いたいと思います。

○政府委員(関根則之君) 先ほども申し上げましたような形で社会福祉施設等の防火安全対策を講じていきますときには、物的ないわばハード面の設備も大切でございますけれども、それだけではどうにもならない。やはりソフト面と申しますか、実際の管理、特に人手が薄くなります夜間等におきます管理でありますとか、あるいは火だんの避難訓練でありますとか、そういうことが非常に重要なものになってくるというふうに考えております。したがって、夜間等におきます火災発生時の的確な初動対応ができませんよう、夜間におきます宿直その他の人的な体制、あるいは非常時に職員を動員しなければいけませんけれども、そういった職員の動員体制等につきまして、今後体制整備をするための指導をしていく必要があるというものがこの答申にも書かれているところでございまして、私どももそういう方針に基づきまして今

後指導をしていきたいというふうに考えます。

ただ、先生御承知のように、社会福祉施設などあるいは重度の病人を抱えております病院等におきましては、夜間の具体的な宿直者の配置の人数あるいは避難訓練と申しまして、重篤患者を訓練に参加させるということが実際問題として難しい、かえってそのために病状が悪くなるというようなことも心配をされますので、その辺はそれぞれの社会福祉施設なり病院の対応に任じていただき、細かいいろいろな管理のやり方を考えていかなければいけないんじゃないか。余り画一的なやり方をいたしまして、実際問題として意味がなくなってしまうという心配をされますので、今後消防庁の中に、そういった具体的な施設ごとに施設の特長に応じた訓練等を実施いたしますための、どのようなやり方をしたらいいかという研究会をつくりまして、その結論に基づきまして具体的な指針のようなものをつくっていったらどうか、そういうことでやっていきたいというふうに考えているところでございまして。

次に、今回仮に一千平米以上というところにスプリンクラー設備を義務づけるということになりますと、現在六千平米以上のものでございますので、千平米以上六千平米未満の施設は社会福祉施設におきまして約四千五百ほどございまして、しかしそのうち平家建て等の施設は、これはスプリンクラーは要らないと考えておりますので、今回の政令改正が行われたといたしますと、それによって新たに必要となる施設は二千六百程度というふうに考えております。

なお、今回のスプリンクラーを義務づけられる以外の施設につきましては、防火安全対策でございすけれども、これは、もちろん自動火災報知機でありますとか、あるいは消火器の設置でありますとか、そういうことにつきましては、当然法律に定められたとおりやっていたかなければいけない、必要な消防設備を備えていたかという点になりますし、また今回の答申にも盛り入れてお

りますように、消防署への通報をワンタッチで、押しボタン一つで通報ができるような施設を導入すべきであるということが述べられておりますけれども、こういった問題につきましては、千平米以下の福祉施設につきましても取り入れていただくようにしたいというふうに考えております。もちろん避難訓練でありますとか、夜間の防火管理体制でありますとか、そういうことにつきましても、小さな施設につきましても同じように強化していただきたいと考えておるところでございまして。

病院につきましては、一応答申では三千平米以上を義務づけまして、一応答申では三千平米以上を義務設置というようにいたしております。検討委員会の中におきます議論、いろいろ議論が聞かれましたようでございますけれども、社会福祉施設と異なる面積にした理由としては二つほどございまして、一つは、やはり病院というのは患者の治療を目的とした施設でございまして、夜間の防火管理体制というものが格段に福祉施設よりも濃厚になされておるのではないかと。例えば当然お医者さんは宿直でおりますし、お医者さんがおれば看護婦、ナースステーションは二晩じゅう機能しておるというものが当然でございまして、そういう管理体制が、この前の松寿園では七十四人の収容者に対して二人の保母さんが宿直をされておった、そういうのに比べますと相当手厚く管理体制がとられておる、そういうことが一つ。それからもう一つは、入所者の一人当たりの面積がどうしても病院の方が大きいようございまして、同じ面積ですと、福祉施設の方が収容人員が多い、病院は少ないということになっておるのが実際でございまして、その辺のところを考えた三万平米というところを設定したというふうに聞いておるところでございまして。

○片上公人君 厚生省では、今回の火災を契機に全国の特別養護老人ホーム、重度障害者、精神薄弱者施設などを対象にして簡易スプリンクラーの設置補助金として補正予算に二十五億円を計上して

ているとのことです。この簡易スプリンクラーは、本格的な工事を避けまして、経費を軽減して、入所者の立場を考えた工事期間も短いなどの長所もございすけれども、配管が室内にされるなど、実際の火災時に機能するかどうかという心配な点もあるのではないかと懸念しますが、この点に關しまして消防庁のお考えをお聞きいたします。

○政府委員(関根則之君) 私どもは、スプリンクラーを設けるという場合には一定の規格を持っておりまして、水圧でありますとか、それから何度で反応しなければいけないとか、そういうことが規定をされておるわけです。そういう規定をしておりまして、信頼をされているスプリンクラーがいざ火事の際に機能しなかったということになりますと、これはもう大変なことになりますので、スプリンクラーの信頼性を高める上からも、そういった基準というのは必要であるというふうに考えております。したがって、今回スプリンクラーの設置義務を仮に拡大いたします場合には、そこで必要とされるスプリンクラーというのは、従来の基準に適合したようなスプリンクラーをお願いするというふうに考えております。

しかし、実際問題として既設の社会福祉施設等には既に入所者が入っているわけでございまして、先ほども申し上げましたけれども、現実を無視して工事をやるということはできないという問題があるわけでございまして、そういったことにつきましては、入所者の病状でありますとか、状況、そういうことを十分配慮いたしまして、現実に合うように、余り無理が起らないように、弾力的に現地の消防機関とも十分相談をしていただいて対応していくようにしてまいりたいというふうに考えているところでございまして。

○片上公人君 今回のような自力避難の困難な方々が火災によりまして死亡するケースは、昭和六十年におきましては放火自殺者を除くところの死者総数のうち実に五八%にも上っております。また戦たきり老人の数も昭和六十一年の約六万人

ります。
○片上公人君 附帯決議では土曜閉庁の検討を要望しているようですが、自治体は国以上に住民サービスを提供する機関が多く、一層周到な準備が必要だと思われますが、土曜閉庁につきましてどのような環境整備を図っていくか、お考えを伺いたいと思います。
○政府委員(柳克樹君) 先ほど来申し上げており

ますよ。に、今先生の御指摘のとおり、地方団体の場合に非常に四週六休あるいは土曜閉庁を検討するに際して問題が多うございます。また現在までの私どもの考え方といたしましても、国との関係ということも十分考えていかなければいけないと存じます。国におきましてたゞいま御指摘のように検討をしておられるようでございますので、その検討状況を踏まえながら、また先ほど申しましたようにいろいろな具体的な事例を含めて私ども研究をして、ぜひ前向きに取り組んでまいりたいと考えておるわけでございます。

○神谷信之助君　我が党幹部の緒方國際部長宅における電話盗聴事件について、東京地検は結局のところ起訴猶予を含む不起訴処分という決定をいたしました。この決定自身、憲法違反の権力犯罪を秘密のペールで覆い隠してしまうという重大な

決定であると同時に、憲法に反逆する行為を容認するということにもなりかねない、極めて許すことのできない決定であります、それ自身の問題は私を含めていずれ同僚議員が機会を見て追及をいたします。きょうは、本件について重大な責任を持つている警察庁長官の責任について、この点に限ってこれから追及をしていきたいというように思うんです。

この緒方宅盗聴事件というのは、個人のプライバシーの侵害という点でも、それから言論、表現の自由、通信の秘密、結社の自由、政治活動の自由のじゅうりんという点でも、まさに民主主義社

会とは全く相入れない極めて重大な違憲違法の権力犯罪であります。このことは、我が党のみならず各新聞の社説も指摘をしているところですし、

各新聞に投稿されている国民の批判もまたこの点に集中して指摘をしているところだ。しかも、現職警官が盗聴しようとしてアジトに閉じこもり、少なくともその仕掛けを行ったと検察も認定しているわけですが、これは民主社会の基盤を揺るがしかねない重大事件であります。中曾根総理も、したがってこの国会での答弁でも、憲法にかかわる重大事件だという認識を示していますけれども、長官も同様にこれは違憲違法の許されない犯罪行為だと、そういう認識をお持ちだと思ひますが、いかがですか。

○政府委員(山田英雄君) このたび、神奈川県警の現職の警察官が電気通信事業法違反ということで、東京地検によりまして起訴猶予処分を受けたというところにつきましては、大変遺憾なことを認識いたしております。

○神谷信之助君 いや、遺憾なことを認識をしている問題じゃない、その事件そのものの性格を憲法にかかわる、総理でも憲法にかかわる重大な事件だという認識を示したのであります。長官は、この電気通信事業法違反の罪による起訴猶予処分という、そういう判断が出た、彼らが少なくともそういう仕掛けをしたということを認めて起訴猶予にしているんです。そのことについて、これは事件そのものが憲法に違反をし法律に違反をする、違憲違法のあつてはならない犯罪だというようにお考えには、そういう認識はお持ちにならないんですか。

○政府委員(山田英雄君) 検察庁の処分を受けたということ、それがたまたま御指摘の罪質に係る事案であるということ、これは厳粛に受けとめております。

○神谷信之助君 憲法にかかわる重大な事件であること、そういう認識をお持ちであるということをお認めになったわけですか。

そこでお聞きしますが、これは長官でなくてもいいですが、警察法の第三条に宣誓の規定がありますが、その宣誓の規定はどういうことになって

いますか。

○政府委員(新田勇君) 警察法第三条には「服務の宣誓の内容」というところがございます。そして、「この法律により警察の職務を行うすべての職員は、日本国憲法及び法律を擁護し、不偏不党且つ公平中正にその職務を遂行する旨の服務の宣誓を行うものとする。」というふうに規定されているところでございます。

○神谷信之助君 したがって、当然起訴猶予の処分を受けた久保巡査部長と林巡査、これらの方々も宣誓をしておられると思うんです。ところで、二人が戒告という、懲戒処分の中で最も軽い処分になったのは一体なぜですか。長官に御説明願ひたいと思ひます。

○政府委員(大堀太千男君) お答えいたします。神奈川県警では、現職の警察官が電気通信事業法違反として取り調べを受け、その結果起訴猶予処分を受けたこと自体が、警察官としての信用を傷つけたものと判断をいたしまして懲戒処分をいたしたものでございます。なお、この懲戒処分は地方公務員法上の処分でございます。軽い処分というふうには考えておりません。

○神谷信之助君 地公法二十九条には、「懲戒処分として戒告、減給、停職又は免職の処分をすることができ。」と、こうなっていますね。その場合、「職務上の義務に違反し、又は職務を怠つた場合」、「全体の事務に著しき非行を犯した非行の場合」、「全体の事務に著しき非行を犯した非行の場合」ということなんです。懲戒の種類も今言ったように四つあるわけですが、そのうち最も軽い処分になつたというのはいかなる理由で、これからその点を追及したいと思ひます。

八月の四日に東京地検の増井次席検事は、告訴人の緒方さんやそれから諫山参議院議員、それから弁護士らに対して、不起訴処分について法に基づく公式の説明を行いました。その中で先ほど長官おっしゃったように、事業法の盗聴罪について次のような説明をしています。「昨年一月中旬から下旬はじめごろにかけて三回にわたって盗聴をししようとした事実については有罪判決をうるに足る証拠を得たと考えている。」、こう言っている

ます。この事実はお認めになりますか。

○政府委員(山田英雄君) 検察庁の捜査によつて認定された個々の証拠判断、そのことについては私もコメントする立場にはございませんが、結論としての盗聴を企てたと認められたという点につきましては厳粛に受けとめております。

○神谷信之助君 そうすると、今厳粛に受けとめておられるのですが、そういう盗聴をしようとしたという検察側の判断、こういう行為自身、これは明らかに憲法二十一条の通信の秘密を侵しているというふうに思ふんだけれども、その点はいかがですか。

○政府委員(山田英雄君) 今回の事案につきましては重大であるという受けとめ方、警察当局としてもいたしております。神奈川県警におきまして十分な内部調査も行つておりましたが、盗聴に就いて職務命令を出したことはないという報告を受けておりました。神奈川県警として行ったものではないというふうに承知しております。しからば警察官の関与についてどうであつたかということでございますが、捜査が先行したこともありまして、神奈川県警の内部調査におきまして、その確認には至っていないという報告も受けているところであるわけでありまして。

しかしながら、検察庁においていろいろな証拠判断から盗聴を企てたというふうに認定されたというところがございます。そのことにつきまして、私は、私どもとして、先ほど御答弁を申し上げているとおり厳粛に受けとめ、その是正を図るための措置というものも徹底いたしておるところであります。

○神谷信之助君 「三回にわたって盗聴をしようとした事実については有罪判決をうるに足る証拠を得た。」、この説明をし、しかもその二人については、指紋、それから足紋、筆記などから確実にアジトに入つたと認定した、こういうことも同時に増井次席検事は説明をしております。だから、あなた方は盗聴しようとした事実さえも何にか覆ひ隠そうという態度をとっておられるんですか。

けれども、率直にその事実を認めざるを得ないんじゃないですか。そしてその事実を認められるとするならば、まさにこれは憲法二十一条の通信の秘密を侵害したことはもう明らかですね。そうすると一体どういうことになりますか。憲法と法律を擁護するという宣誓をしているこの二人は、それから憲法九十九条は、御承知のように公務員の憲法遵守義務、擁護義務を規定しております。まさに憲法に違反をし、そして宣誓をみずから破る、それが現職警官である。そういうひどいことをやっている。国民に対して顔向けできないことをやっている。それを最も軽い戒告という処分とは一体どういうことになるのか、そんなことで納得できますか。どういうふうに長官はお考えですか。

○政府委員(山田英雄君) 確かに、社会、公共の秩序に当たる警察官の立場においては、盗聴を企てるというふうな認定されることはまさにあつてはならないことでありまして、これにつきまして、先ほどお答えしましたように、内部調査において確認するには至りませんでした。地検においてそのような認定のもとに起訴猶予処分が行われたというところを厳粛に受けとめまして、そのことによつて国民が警察にかけていた信用を傷つけた信用失墜行為であるということ、内部的な行政処分も行つておるわけでありまして、それから同時に、内部的な調査で具体的な関与の事実を確認するに至らなかったことについては、平素の内部管理体制並びに職員の上監督につきまして大いに反省すべき問題がある、この認識いたしております。したがって、緊急の局長通達も発しまして、今申し上げました反省点を込めて、再びこのようなことが起きないように都道府県警察に対します指導の徹底を図つていくところでございます。

○神谷信之助君 内部調査をして事実の確認ができなかった、だから戒告だということでしょう。それで済まされるのか。先ほど長官も国民に対して信頼を欠くような事件だというふうにおっしゃっ

たけれども、神奈川県警は、大体処分の決定は県警本部の服務委員会が規律委員会ですか、それで決めるわけでしょう。しかし神奈川県警が独自に自主的にそれを決めたとしても、警察庁長官の責任は免れないと思う。あれは神奈川県警が決めたのだからおれは知らぬということにはいかぬ。そうすると、神奈川県警の戒告処分という決定を長官は否認されているということになるでしょう。だから、神奈川県警が内部で調査をして確認できなかったからどうのこうのではなしに、警察庁長官として、警察に對する国民の信頼が一挙に崩れ去つておる、しかも憲法違反の犯罪行為、みずから宣誓しながらこういうことになつてゐるんで、それが戒告で済まされていいということには私はならぬと思う。

ところで、起訴猶予処分にした理由の一つとして、次席検事は「二人は本件の責任者でもなく、末端の人間であり、この二人だけ起訴するのは酷である」、こういうふうに起訴猶予処分の理由を幾つか挙げておられますが、その一つにそれをおしやうておられます。二人は本件の責任者ではない、末端の人間であり、この二人だけ起訴するのは酷である。検察側は責任者が存在をするということを示唆しておるわけですか。ところが、先ほど内部調査では職務命令でやつてゐるのではありません、こうおしやうてゐるんです。検察側の判断と神奈川県警の内部調査の結論と食い違ふように思ふんだけれども、長官は、この検察側の判断というものを認められるのかならないのか、この点はいかがですか。

組織的犯罪であるとは認定してないという趣旨の御答弁があることによつても明らかであろうと、かように考えております。

○神谷信之助君 それがおかしいんですよ。次席検事はこう言つてゐるんです、「組織的犯罪を証明する証拠はないが、組織的犯罪との疑いをふつしよできない」と。後からまた言いますが、それは証拠隠滅を警察がやつておるからですよ、証拠を隠しているからです。そこに問題があるんですよ。

そこで、検察判断と違つて内部で調査したけれども、職務命令は出してない、勝手にやつたんだとおしやるんだけれども、一部の警察官が勝手にやつたといふことこれまた大変なことじゃないですか。勝手にやつたといふ犯罪行為を警察官がやつてあつた戒告でよろしい、こんなことがあつたら大変なことじゃないですか。

例えば、犯罪捜査規範の第二条の二項では、「捜査を行うに當つては、個人の基本的な人権を尊重し、かつ、公正誠実に捜査の権限を行使しなければならぬ」、だから、プライバシー侵害のようないふような盗竊行為といふのをやつてはならぬのは当たり前ですよ。あるいは法令も厳守しなきゃいかぬ、それは第三条にある。あるいは犯罪捜査規範の第八条には、上司から命ぜられた事項を忠実に実行せよと、専断したらいかぬぞという規定もあるでしょう。まさにあなたの方の警察の組織を維持し、そして警察活動の中心である捜査活動について規定違反をしてゐる。こういう者が戒告といふ軽い処分です済まされてゐるのか、この点はどうお考えですか。

○政府委員(山田英雄君) 神奈川県警の地方警察職員に對する処分、神奈川県警の懲戒審査委員会において十分に議論されて行われたと私は承知しております。そうしたあつてはならないことについての認定を受けた警察官に對する処分は、処分として相応の処分が行われたと承知しておりますが、そのほか先ほども御答弁いたしましたとおり、組織的にかかるとの再びないような措置といふものを徹底いたしておるわけでありまして、そのことによつて国民の信頼の回復に努めたいと思つておりますし、いろいろな諸対策、後ほどまたお答えする機会があれば申し上げたいと思ひますが、そうした諸対策を徹底することに全力を尽くすことによつて本事業の教訓を生かしてまいりたい、再びこのようなことのないように強く戒めてまいり実績を上げてまいりたいと思つております。

○神谷信之助君 今の答弁で納得することはできません。さらにもう一つ追及をしますが、検察側が言つております責任者といふのはだれですか。

○政府委員(山田英雄君) 起訴猶予処分を受けた二名の警察官以外につきましても、神奈川県警においては調査を尽くしたわけでございますけれども、他の者が本件に關与したといふことは現在のところ確認されてないわけでございます。そして同時に、検察におきましても本件に加功した者があつたのか、いかなる者がいかなる行為をしたのかの件については具体的に認定してはおりないといふふうに承知しております。

○神谷信之助君 証拠を隠しておいて、検察側が認定をしなかつたから、それ幸いとひた隠しに隠すといふまさにその態度こそ私は許せないと思ふんですよ。

しかし、長官、少なくとも起訴猶予処分を受けた二人は、だれの指示でそういうことをやつたかといふことは知つてゐると思うのが常識じゃありませんか、いかがですか。

○政府委員(山田英雄君) その点が調査において大変残念な結果であると思つております。判然としなない面が残つておるわけでございまして、それを内部管理体制の不徹底、身上監督の不徹底といふことで反省点として受けとめておりますので、そのことを神奈川県警においても今後さらに問題点を究明することを期待しておりますし、また一般的にそういう不徹底な管理が今後行われることのないように徹底することを緊急通達を出し、あるいはいろいろな会議を開催し、幹部の心

構えを喚起することによつて、現在再びこのようなことのないように努めておるところでございます。

○神谷信之助君 後段の方でおしやうてゐる部分はまた後にいたしますが、二人は知つてゐるはずで、少なくともその二人は事件の全貌について、ところが、検察の取り調べに對して黙秘をしてわざと事実を隠したということになるのか、あるいは本人たちは正直に陳述をした、しかし検察の方が不起訴にするために故意に責任者がわからないことにしたのか、こういう疑いが残るんですが、長官どう思ひますか。

○政府委員(山田英雄君) 捜査につきましては、警視庁の町田警察署にN.T.T.から告発もございまして、東京地検におきましても共産党からの告発を受けて捜査いたしております。その間の捜査過程において、ただいま御指摘のような証拠を隠滅したといふような事実はないかと私どもは承知しております。

○神谷信之助君 質問に私は答えてほしいと思ひますよ。

二人は事件の全貌を知つてゐるんで、少なくとも。まだ知つてゐる人がおるかも知れぬ、事件に關しては。しかし、少なくとも起訴猶予の処分を受けた人がアジトに入りをしていた証拠は検察は握つてゐるわけだ。そして盗竊の仕掛けをつくつたこともちゃんと証拠としてそろつて、有罪判決を得るに足る証拠が集まつてゐる。こゝまではいいですね。

実際に盗竊をしたかどうかは証拠がないんだと。例えば自動録音装置なんかはないんだ、こういう説明もしてゐますよね。少なくとも盗竊をしようとした、だから、そういう意味で事業法の盗竊罪に該當する。あとは検察側のサイドで起訴猶予にしたんですからね。だから、少なくとも二人は知つてゐると思ふんです、事件に直接關与してゐるの。そうすると、二人は検察側に事実をありのままに述べたのか述べていないのかどうなのか、あなたはどお思ひますかと私は聞いてゐるん

です、長官に。

○政府委員(新田勇君) 神奈川県警において行われました内部調査でございますが……

○神谷信之助君 内部調査と違うんだよ。

○政府委員(新田勇君) 内部調査の関連でございますので申し上げますが、この調査に当たりまして東京地検等において捜査が行われていたというようなことから、調査につきましてもおのずから限界があったわけでございます。

それから、ただいま委員の言われる名前を挙げられた警察官の内部調査において一体どうだったのかという点については、この警察官たちは内部調査におきましても多くを語っておりませんので、関与の具体的事実関係や事案の内容を解明するに足る事実を私どもとしては確認するに至らなかったという報告を受けているところでございます。

○神谷信之助君 そうすると、あなたの方の主張は、神奈川県警の内部調査においても両名は事実を明らかにしなかった。当然、恐らく検察の取り調べに対しても事実を明らかにしていないだろうということになるわけですね。これは重大な問題ですよ、長官。

六月四日の参議院の決算委員会、橋本委員の質問に対して葉梨公安委員長がこういふ答弁をしています。「協力を求められまして場合には、警察としては捜査に御協力をしたいと考えております。」そしてさらに橋本委員が「捜査について検察庁から協力やあるいは要請があつて事情を聞かれたら、これは包み隠さず積極的に事実を説明するという姿勢で協力する、こういうことで承つてよろしいですか。」と念を押したら、葉梨国家公安委員長は「おっしゃるとおりでございます。」と答弁している。国家公安委員長は、事実を包み隠さず積極的に説明をしていくという姿勢で協力します、こう言っているんですよ。

ところが実際は、事実経過を見ますと、まさにこの公安委員長の答弁はうそであつた、国会でうそをついた。あるいは公安委員長のそういう答

弁、方針に長官は従わない、そういうことになるんじゃないやありませんか、どうですか。

○政府委員(山田英雄君) 大臣がただいま御指摘の答弁をいたしました趣旨、私も全く同様に考えておりまして、地検の捜査につきましてもは神奈川県警も十分な協力をしたと考えております。

ただ、個人が知っていると云われますけれども、いろいろな捜査に対して、あるいは調査に対してはまだ判然としない面が残っていることは事実でございます。そこを今後、先ほどもお答えしましたとおり、内部管理体制の徹底、身上監督の徹底によつて是正してまいりたい、かように思つておるわけでございます。

○神谷信之助君 だから、おかしいんですよ。警察の威信にかかわるような重大な犯罪行為をやつた警官が、神奈川県警の内部調査に対しても事実をありのままに述べて積極的に説明をするという態度をとらない、内部の調査に対しても隠すんですよ。それが戒告ですよ、一番軽い。おかしいじゃないですか。どこから考えてもあなたの答弁は筋が通らぬですよ。

長官、あなたは今、公安委員長のそういう答弁を横で聞いておつて、私もそう思つたという答弁をした。私は、それが事実だとするならば検察庁の方でそういう疑惑を持つて、そして取り締まりをやるといふことを長官が知つたら、長官自身はどういう態度をとるべきなんですか。私は思うんですよ、警察官としてやつてはならない、違憲の犯罪の疑いをかけられたわけですからね。当然公安委員長がおっしゃつたように、事実のすべてを述べるように指導する責任が長官にあつたはずだ、あなたはそれをおやりにしましたか。口先だけ協力をする、あるいはそういうように私も決意をしていました、あるいはいいますとおっしゃつても、事実そういう指導をあなた直接おやりになつたのかどうか、その点どうですか。

○政府委員(山田英雄君) 神奈川県警におきまして、先ほどお答えしましたとおり、私は東京地検

の捜査に対して十分な協力をしたと、かように考へております。

○神谷信之助君 事実が解明されないでどういう協力をしたというんですか、犯行に実際に参加をした、加つた少なくとも二人は事実をありのままだに解明してないことは明らかじゃないですか。

警察法の第二条二項に、「警察の活動は、「い」やしくも日本國憲法の保障する個人の権利及び自由の干渉にわたる等その権限を濫用することがあつてはならない。」と云つていまして、これに違反しているんですよ。まず、そのことを行つた犯行のすべてをありのままに解明する、本人はもちろん警察庁長官が先頭になつて、それこそ被害を受けた緒方さんやあるいは国民に対する謝罪の第一歩になるわけじゃないですか。

いかにどんな通達を出し、これからはもうやりませんと言つたつて、泥棒が泥棒をやつて、もうこれからはしませんから勘弁してくれと言ふのと同じで、またそうなる。そういうことはあり得るわけでしょう。それよりも、やつたことについてその事実を国民の前に明らかにしてなぜそうなるか、それはいいことなのか悪いことなのかといふことをはっきりさせてけじめをつける、処分をすべきものは処分する、責任をとるべきものはとつていく、こうして初めて国民の信頼を回復できるんですよ。あなたの方は違つたんですよ。何でもかんでも隠し通そう、事実を何とか覆い隠そうという、そういう態度では信頼の回復にならない。何は通達を出そうが何しようが、そんなものはあなた百万だ文章書いたつて何の役にも立たない、いかがですか。

○政府委員(山田英雄君) 神奈川県本部を初めいろいろ関係者において、私は十分な努力を尽くしたと思つておりますが、結果として大きな教訓として受けとめなければならぬ、先ほども申し上げました管理体制の不徹底と身上監督の不徹底があるわけでございます。したがしまして、努力は尽くしたけれどもそういう結果に終わつておる、これをやはり将来に向かつて是正していかね

ばいかね、それが検察庁の処分を厳粛に受けとめました結果、将来に向けての方向として、先ほどお答えしました再びかかることのないような対策をいろいろ講じておることであるわけであります。

○神谷信之助君 どうも、何とか逃げようという構えしか受け取れないですね。

先ほど内部調査によれば職務命令は出ていない、こうおっしゃつていました。ところが、新聞報道を見るとありますね。上司の命令でやつたのに処分なんかされたつたものじゃないという反発が県警内に広がつていまして、そういう声が出ています。そういう声にこたえて戒告という最も軽い処分にする。これは一体どういうことになりましか。憲法も法律もよく知つており、宣誓までしている現職の警官が違憲違法の犯罪行為をやつた、それが戒告という最も軽い処分。職務命令でやつたんじゃないよと、勝手にやりおつた、勝手に犯罪行為をやつても戒告という一番軽い処分なんです。これはどういふことを意味するんですか。おまえさんたち二人はよく世論の批判にこたえて、そして上級幹部への波及を食い止めてくれた、よう頑張つてくれた、検察の追及をよくうまいことかわしてくれた、その勳章みたいなものじゃないですか、戒告処分というのは、やぐざの世間で前科何犯、値打ちが上がるらしいけれども、まさにそういう処分じゃないですか。

それで長官は、そういうお互い内部の傷をなめ合うような、そういうなれ合いの状態を容認して、協力するどころかひた隠しに隠しているというのが今の状態じゃないか。本当に協力する、国民の信頼を回復するといつたらちゃんと厳正にけじめをつけなきゃいかぬでしょう。だれが見たつてそうでしょう。ほかの公務員で、同じようなこんな盗難行為をやつて、おまえ勝手にやつただけけれども、職務命令でやつたんじゃない、戒告でよろしいと、そんなこと通りますか、あなた。自治省の役人さんでも、府県庁の役人や市役所の役人が他人の電話を盗聴する、それがばれ

た、金もうけのためにやったんじゃないからまあよからう、起訴猶予になったらはい戒告でよろしい、そんなことが通りますか。

しかも、いやしくも現職の警官でしようが。二人が勝手にやるはずはない。アジトを借りるのに金が必要なんだ。検察の増井次席検事の説明の中にもありますよ。「田北の印鑑がつかわれていたこと、それから「発覚後同印鑑が使われていた個人の通帳（普通預金か総合口座）を解約した事実、アジト近くの銀行の口座に振込送金されておき、それは降ろした人間がいる」、こういう説明を被害者本人、緒方さんらにしているんです、次席検事は。だからおるんですよ、二人以外におるんですよ。

ただ、有罪判決を得るに足る証拠がないという判断をしたから嫌疑不十分である。この二人以外にそういう人間が存在しているということもわかる。その人間たちが起訴猶予処分になった巡査部長や巡査という階級よりも偉い人であることもわかっていて、わかっていてじゃないですか。もう一つ偉い人もおるんだ、その上もあるんだよ。そして最高責任者はあなただ。あなたがやらせてないというなら、おれが承認してないというひどいことを、勝手なことをなせやうた、警察官としてはふさわしくない、懲戒免職だ、神奈川県警何しておるかということになるでしょう。言うのが当たり前ですよ。あなたがそれを言えないというところにまさに警察の組織的犯罪であることを証明しているんだ、みずから。そうと違いますかどうですか。

○政府委員（山田英雄君） 地方警察職員につきましては懲戒権を行使するのは任命権者である本部長でありまして、その懲戒権を行使する手続として各県とも懲戒審査委員会を設けて、厳重に検討、審査して懲戒処分を決定するわけであります。今回の処分につきましては、検察庁の起訴猶予処分というものを受けてまして、十分に神奈川県警の懲戒審査委員会において検討を尽くした結果であると思ひます。

軽いという御指摘であります、公務員にとりまして法律上の懲戒処分を受けるということは将来にわたって長く影響が残ることでありまして、戒告処分には付されたということは相応の処分であると私も考えております。

○神谷信之助君 常識的に言ってそんなもので軽い処分でないということになりますか。飲酒運転がばれて、今公務員は大休懲戒免職あるいは論旨免職です。そういう情勢ですわね。ところが、そうじゃないんです。憲法で禁止をしている通信の秘密を侵したことは明らかだ、違憲の犯罪行為をやっているんです。それで懲戒という処分もあれば停職という処分もあれば減給という処分もあるのに、一番軽い戒告という処分をするのは、こんなのはだれが見たっておかしいでしょう、どうして私はおかしいんですかね。

そこで、時間の関係もありますから次にいきますが、私は、先ほどもちよつと言いましたが、全く組織的な証拠隠滅が行われたというように判断せざるを得ないと思うんです。増井次席検事はこうも言っていますね。先ほどもちよつと言いましたが、「昨年一月中旬から下旬はじめごろにかけて三回にわたって盗聴をしようとした事実については有罪判決をうけるに足る証拠を得たと考えている。しかし、盗聴したとの事実については、直接証拠がない。自動録音装置もない。」こう説明していますね。わざわざ自動録音装置もない、こう述べていること、まさに証拠隠滅の疑いを暗示しているというふうなものです。そしてまた同じように、先ほど言いましたように、「組織的犯罪を証明する証拠はないが、組織的犯罪との疑いをふっしよくできない。」という説明も行ってあります。

当時あの事件が起つてNTTの方が警察に告訴、告発する、それから緒方さんの方は東京地検にやりました。犯行の現場のアジトを最初に強制捜査をしたのが警察だったわけです。現場保存の執行のために判事が行きましたが、これは入れてもらえなかった。そのとき現場にいた弁護士ら相

当数の者は室内で工作をしている音を聞いている、そしてジュラルミン製の箱を持ち出したことも確認をしている。まさに増井次席検事が言うように証拠隠滅の疑いが極めて濃厚だ。犯罪者が犯罪の現場に行つて、そして他の人を隔離して証拠隠滅をやるんですから、これほど確実に証拠隠滅することができる方法はないのに、私はこれ聞いてみても否定なさるに決まっているから、もうその点を指摘するにとどめますが、問題はね、長官、今そのこと自身について長官自身の責任について余りお答えになってないんだけれども、長官自身も、特に国会における答弁で重大な責任があるというように思ふんです。

五月七日の参議院の予算委員会、上田議員の質問に対して長官は、「警察におきましては、過去においても現在においても電話盗聴ということを行っていないわけでございます。」という答弁をしています。あの質問は、ちよつと五日五月七日の昼にNHKのニュースで、この盗聴事件で現職の神奈川県警の警官に対して東京地検特捜部が事情聴取を行ったという報道があったので、質問の順番を変えて真先に上田議員がこの問題を取り上げました。言うなれば長官は、神奈川県警の現職警官が電話盗聴の疑いで東京地検の取り調べを受けるということを知り得たんです。検察と警察の関係で、全然連絡なしに事情聴取を行うことは、でなかつたら強制捜査はやりません、だから、事前に知っていたはずなんです。

ところが、過去も現在も電話盗聴ということを行っていない。しかし実際はどうだったかと言えば、有罪判決を得るに足る証拠を得たと検察が判断をするようなそういう犯罪行為が行われた。私は長官、なぜこういう疑惑に対して率直に知っている限りの事実を明らかにして国会を通じて国民に事態を説明しようしないのか。そうではなしに逆に事実を隠そうとして、結局うそをついた答弁になってしまふようなことを言うのか、この責任は極めて重大だと思ふんだが、どうお考えですか。

○政府委員（山田英雄君） ただいま御指摘の上田議員に対して参議院予算委員会を答弁いたしましたのは、もともと警察が職務遂行上情報収集活動、これは適法妥当な限度で行うべきでありまして、電話盗聴というふうな手段をとるはずがない、そういう認識判断もありまして、それから同時に、先ほどもお答えしましたように、神奈川県警の内部調査による報告というものを受けておりましたが、県警の活動として行っていることはない。個人についても関与している事実を確認されていない。そういう報告を受けておりましたことに基きまして、御指摘のような答弁をいたしましたわけでありまして。

しかしながら、結果として一部の警察官に電気事業通信法違反の起訴猶予処分というのが行われたわけでありまして、そのことにつきましては、先ほど来お答えしておりますとおり、大変残念なことであり申しわけない状態であると思ひます。今後こういうあつてはならないことが二度と起きないように、個々の警察官の指導教育にも万全を尽くしてまいりたい、こう考えておるわけでありまして。

○神谷信之助君 長官自身の責任はどういうふうにお感じですか。
○政府委員（山田英雄君） 先ほど来、あつてはならないことに対して再び起こることのないようにというこの対策をとっておると申し上げましたが、私自身としては今後このような対策を徹底してまいることによりまして、そのことに全力を尽くすことによつて責任を果たしてまいりたい、かように存じておる次第であります。
○神谷信之助君 不満ですが、まだありますから次に移ります。
その次は、人事異動の問題です。これは七月十四日の衆議院の予算委員会、正森議員の質問に対して、あの人事異動、報道は事件に対する引責だということの多いけれども、長官どうかという質問に対して、定例の定期異動を早めたもので、引責人事とか責任をとったということでは

ありませんと答えている。ところが、二週間後の七月二十八日の衆議院の地方行政委員会、このときには経塚、正森両議員の質問に対して、国民の信頼を回復するために人心の一新を図った。前回の答弁と違ふ答弁をなさっています。

〔委員長退席、理事松浦功君着席〕

そこで、正森議員が、それは引責人事だったのかという念押しをやる、人心一新の発言は撤回をしないまま引責とは考えていないという答弁をしています。二週間の間に答弁が変わっており、なぜ変わったのですか。

○政府委員(山田英雄君) 一般に人事異動、これにつきましてもいろいろな要素がありまして、さまざまな要因というものを総合的に検討して行うものであると思います。同時にまた、一つ一つの異動について理由を申し上げる筋合いのものでもないと思います。

今回御指摘の人事は、元来警察庁の場合、いろいろな異動をまとめて夏に定期異動を行うことを例としておりましたが、臨時国会開会という状況を踏まえましてそれを繰り上げたわけでございまして。その定期異動の中において私自身もいろいろな要素が考えられておったわけでございまして、いろいろな要素に基づく適材適所の配置、あるいは人事の刷新というものを考えたわけであります。したがって、その個々の異動についてのお尋ねが、最初七月十四日に正森委員から衆議院予算委員会でありました際には、今申し上げました趣旨を頭に置きながら、「毎年夏に行っております定例の定期異動を早めたものでありまして、主要なポストについて必要な人事刷新を図ったということでございます。」とお答えしたわけであります。しかしそのとき私の頭の中には、七月二十八日に衆議院地方行政委員会が経塚委員にお答えしました事柄、以下申し上げますことが頭の中には一つの要素として考えられておったわけであります。神奈川県警本部長についての、そのポストについての考え方があったわけですが、そこで経塚委員には、当時

現職の警察官が盗聴容疑事件で検察庁の事情聴取を受けておる、このこと自体が警察に対する国民の信頼を損なう大変遺憾なことであると受けとめております。

警察の行います情報収集活動、これは適法妥当な範囲で行うべきものでありまして、国民からいささかの疑惑も招いてはならないと考えております。そうした点を踏まえまして、過般の定期異動でも、人心を一新して国民の期待にこたえる警察諸活動を展開すべく、関係ポストについて人事刷新を行ったところでありまして、ということ、人事刷新の中身の一部を取り出して申し上げたわけでございます。

そのときに正森委員が衆議院地方行政委員会におられまして、今委員から御指摘のように、予算委員会の答弁と変化があるけれどもいかがかというお尋ねをそのときもいたしておりました。そのとき当初から人事刷新ということの要素を考え、詳しく申し上げたようなことも頭の中にありましたので、「予算委員会におきまして正森委員にお答えしました内容で、定期異動であつて主要ポストについては人事刷新を図つたものである」ということは、つけ加えてお答えしております。それで主要ポストについては人事刷新を図つたということは確かでありまして、先ほど答弁いたしましたことは、経塚委員に対してお答えしましたのは、その中身を申し上げたわけでありまして、その中身をお答えいたしました。人事定期異動において夏に定期異動を早めたその人事異動の中身について考えた要素の一つ、それが人事刷新のたぐいのお答えした中身であつて、それは当初から今に至るまで変わつたということはないと自分では考えております。

○神谷信之助君 八月二十六日の衆議院の法務委員会、安藤委員が質問をしたのに対して法務省の刑事局長がこう言っているんですね。七月十四日の正森委員の答弁を聞いておつてその真意がよくわからなかつたので警察庁に問い合わせた、そういう事実がありますね。それで文書が出てきたんだと。これは事実かどうか、変わった理由というの、今変わりはないのだとおっしゃるけれども、大体定期異動で人事の刷新を図らない定期異動というのはないんだね、ところてんのような人事異動でもね。定期異動のときに人事の刷新を図り信頼を取り戻す、あるいは適材適所でやるのは当たり前のことなんで、問題は今回の事件についてどういう態度をとるかということがはっきりしなかつたので、法務省の方から、検察側の方から問い合わせたという答弁がありました。それが事実かどうか。変わった理由というのはそこにあるのではないのかという点について答えてもらいたいと思います。

○政府委員(大堀太千男君) 七月十四日の衆議院予算委員会におきまして、長官から正森委員の質問に對しまして、今長官からお答えを申し上げましたとおり、八月の定期異動を早めて主要ポストについて人事の刷新を行った旨お答えをしたところでございます。

〔理事松浦功君退席、委員長着席〕

この中身につきまして法務省から照会があつたことは事実であります。したがつて、そこで一連の異動についての長官の真意ということは今長官が御答弁申し上げたとおり、一連の今回の人事は神奈川県警の警察官が電気通信事業法違反として東京地検に取り調べを受けるという遺憾な事態が生じたことを踏まえて、できるだけ早い機会に関係部門の人事を刷新し人心を一新する、こういう中身でございますということを申し上げた次第でございます。

○神谷信之助君 そうすると、法務省の刑事局長の答弁をお認めになつたわけですが、それから、増井次席検事も不起訴の理由について説明をする幾つかの理由を挙げていますが、その一つにこう言っています。「警察の方で上司や事実上の責任者を更迭し、人心を一新し、何れも警察の警備活動と関係ないポストに移り、外からみても左遷とみられ、」左遷というのは先ほどから次席検事が言っている言葉であつたのですけれども

も、「今までのやり方を見直し、さらに、再発防止について当局の責任者から東京地検の責任者に文書で誓約書がはいっている」、こういう説明をしています。これは事実ですか。

○政府委員(新田勇君) 神奈川県警の本部長から東京地検の検事正に対して文書でそういうことを言つたことはございます。

その内容でございますが、今回の事案について神奈川県警の警察官が関与しているという通報が神奈川県警の方にあつて、それについて東京地検から対処方針というものについても打診があつたということに對しまして答えたものでございまして、本部長といたしましては遺憾の意を表し、それから関係警察官について相応の懲戒処分を行うとともに、再発防止に努める旨の書面を提出したものでございます。

○神谷信之助君 以上幾つか問題の大半は触れてきたのですが、持ち時間がもうわずかでありますからあと一、二にします。

長官、私はどうしても納得できないんです。神奈川県警で内部調査をして本人が事実をありのままに述べない。だれがやつたのか知りませんよ、しかし少なくとも上司でしよう。それに対して事実をありのままに言わないということでは、それが一緒に関与したのか、だれの指示でやつたのか、金はどこからつたのか、その間いろいろ事実があるわけでしょう。それについて述べない。そして検察庁が少なくとも盗聴をしようとしたそのことを認定する。起訴猶予であるけれども有罪判決を得るに足る証拠です。そういう憲法違反の違法の事実であり、しかも宣誓をやりながらそういうことをやつた。そういうことをやる行為が犯罪行為であることもよく知っているはずの警察官、公安一課と言つたね。警備活動をやっている専門の警察官、そんなことはよく知っている、熟知している者がやつた、犯罪を。この行為をやれば犯罪になるということを知つておりながら警察の権力を利用してやつておるわけだ。だとしたら、懲戒という処分におさまるはず

がない。それがなぜ懲戒でとまるのか。なるほど神奈川県警本部長それから警察庁の三島警備局長が退職をされました。それで済む問題じゃないです。最高の責任者は警察庁長官あなたでしよう。アメリカで同じ盗聴事件ではニクソン大統領が辞任に追い込まれたでしよう。本来、日本でも内閣総辞職にまで発展しかねない重大な問題ですよ。だからひた隠しに隠している。そして神奈川県警の本部長や警察庁の警備局長には、その事件を含めてまだ定年ではないのに退職する。言うならば責任をとらず。じゃあ、最高責任者のあなたはどうなんですか。そういうことを二度とやらないようにわしはいつまでも頑張っているんや、そんなばかな話ないですよ。警察庁長官としては、最高責任者として行為をやったそのものを厳しくけじめをつけると同時に、その事実を国民の前にまず説明する。その責任こそ大事でしよう。そうしてその上で、こういう犯罪を部下であれ行つたことについて、警察庁長官として辞職をして責任をとるとするのは当然の態度じゃないですか。私はそう思うんだけど、あなたはどうか。

○政府委員(山田英雄君) 私自身の責任のとり方についての考え方は先ほど御答弁したとおりでありまして、かかることの再びないようにあらゆる対策を全力を尽くしてとってまいるところに私の責任があると考へておるわけであります。

それから、懲戒処分並びに実態解明の点につきましては、先ほど来お答えしていることの繰り返しのようになって恐縮でございますが、実態を解明し得なかつたという問題は私自身も痛切に受けとめております。そのことを含めた反省点というものを局長通達を発している今後の諸対策を打ち立てまして、かかる行為の再びないように、その前提としての職場の内部管理の問題、身上監督の問題を徹底していくことがまず必要である、かように認識して努力をいたしておるところであります。

○神谷信之助君 公安委員長、ずっとお聞きのよ

うな長官の答弁ですよ、私は本当に憤慨にたえないです。これだけの重大な違憲違法の犯罪行為をまさに容認する態度ですよ。再発防止の通達を出してそれでちゃんとなるのなら結構なことです、そんな警察の体質じゃないでしよう。神奈川県警が内部で調査をしてもいまだに事実が明らかでない、全部が秘密のベールで覆い隠されている、憲法に対する逆行行為でしよう。憲法に禁止されていることを知りながら、権力を握っている警察官が、しかも組織的にやっているんですよ、だから戒告処分なんですよ。勝手にやった行動やったら懲戒免になるのが当たり前でしよう。上司の命令を受けてやってちよつと失敗してへまを見てつかつてしもうた、見つかつたのは悪いからその点は戒告しておく。だから戒告なんですよ。こんなことがまかり通つていつて民主社会は成り立たぬと私は思う。

警察に對してしっかりと責任を持つている国家公安委員長として、きょう私が追及した点について責任を持つて事実の解明とけじめをつけてもらいたいと思う。そうして初めて憲法が存在するということが証明できるし、民主主義社会を発展させる決意を示すことになる、あるいはまた、被害者と国民に謝罪することにもなる、私はそう思うんですが、国家公安委員長の見解を承りたいと思います。

○國務大臣(葉梨信行君) このたび神奈川県警の警察官二名が電気通信事業法違反といたしまして、東京地検により起訴猶予の処分を受けましたことはまことに遺憾であります。一部警察官の行為が地検の捜査の対象とされ、国民の警察への信頼を損なうこととなりましたことを厳粛に受けとめております。警察庁においては緊急の通達を発するなど、今後再びこのようなことの起こることのないよう指導の徹底を図っているところでございます。

国家公安委員会といたしましても、警察の諸活動は常に適法妥当に行われるべきであると考えておりまして、こうした立場から警察庁に對しまし

て、今回の事案を教訓として内部の管理体制を確立するなど、早急に万全の措置を講ずるよう指示しているところでございます。今後このような対策を徹底してまいることによりまして、国民から負託されました治安維持の責任を果たしてまいりたいと考えております。

○神谷信之助君 私は今の委員長の答弁には不服です。不満です。国政をあずかる國務大臣であり国家公安委員長である、政治家の一人である葉梨さんが、官僚のつくつた作文を読むようなことでは私は非常に遺憾だと思ふ。私はそういう答弁を期待しない。まさに民主主義の危機にかかわるような重大事件に對して、毅然とした自分の言葉で語れないような答弁は不満であることを申し上げて私の質問を終わります。

○按山映子君 地方交付税法によりますと、自治大臣は地方団体に交付すべき普通交付税の額を八月三十一日までに決定しなければならぬ、こうなっておりますが、今年度は御存じのとおりこのような状態の中で支給額が今日まで決定できない状況にあります。各自治体は現在どのような状況にあるでしょうか、御説明ください。

○國務大臣(葉梨信行君) 普通交付税の八月決定ができなかつたことは、地方団体に對しまして大変心苦しく感じておる次第でございます。

自治省といたしましては、このことによりまして地方団体の財政運営に著しい支障を来すことのないよう最大限の努力を払つてまいつたつもりでございます。既に一部の地方団体ににおきましては九月補正予算の編成作業に取りかかっているところもあると承知しておりますけれども、自治省におきましては、地方交付税法改正案及び地方税法改正法案の国会審議の状況を踏まえながら、法案が成立次第直ちにこれに沿つた普通交付税の決定をなし得るよう、許容される範囲で最大限の事前準備作業を行つております。また地方団体に對しましては、法案成立後の算定見込み額の試算を行つて得るよう必要な情報の提供を行つてきているところでございます。

地方団体ににおきましては一日も早く正式決定がなされることを望んでおるわけでございまして、自治省といたしましては両法案が速やかに成立するよう強く希望しているところでございます。

○按山映子君 ただいま一部地方団体ということをおっしゃいましたが、その一部地方団体とはどれぐらいの数に上つていますか。

○政府委員(矢野浩一郎君) 正式の数を確かめたわけではございませんが、通常地方公共団体の最も中心をなします九月補正予算につきましては、一般に都道府県は相当数がもう既に予算編成作業を行つておるところでございます。市町村は一般的には都道府県よりもやや遅く議会が開会されるのが通例でございますので、市町村におきましては府県ほど予算編成作業はまだ進んでいないかと存じますが、いずれにいたしましても、地方公共団体ににおきましては普通交付税の正式決定に基づいて予算を計上するものが、これが最も予算の計上の仕方として、また提案をいたしました後、議会に對する説明といたしましても必要なことでございますので、先ほど大臣がお答え申し上げたように、早期成立を望んでおるところでございます。

○按山映子君 そうしますと、参議院において地方交付税法の改正が可決成立いたしましたならば、交付税額を決定して自治体に交付するんでしょうか、それとも地方税法の成立を待つて交付額の決定を行うんでしょうか、どちらですか。

○政府委員(矢野浩一郎君) 自治大臣が毎年度地方団体に交付すべき普通交付税の額を決定するに当たりましては、必要な要件といたしまして交付税の総額が確定しておること、それから、必要な財政需要を計算するための基準財政需要額、この算定方法が改正を含めて決まっておること、並びにこの財政需要から差し引くべき基準財政収入額、この合理的算定ができること、この要件があるわけでございます。

地方交付税法の改正案が成立をいたしますと、この三つの要件のうちの二つ、総額の確定及び基

苦しい選択でございますが、やむを得ないと判断したものでございます。

私もとしては、国、地方間の財政関係を基本的に変更しないという六十一年度の自治、大蔵両省間の約束並びに国会等に対する御説明、この趣旨に実質的に背くことにならないように、そういった財源措置を講ずることによって何とか国と地方の信頼関係を保ちたい、こういう努力を払ったつもりでございますことを御理解賜りたいと存じます。

○抜山映子君 ただいま緊急避難的に補助率の引き下げを行ったものであると、このように言われました。緊急避難的という言葉からいたしますと、そんな緊急事態はそうそうあつてもあらうては困るわけですね。じゃ、今後はそのようなことはないと確約いただけますか。

○政府委員(矢野浩一郎君) もう御指摘までもなく、こういったようなことが再三行われるということになりますと、これはもう地方団体が中長期的な見地から計画的な財政運営を行うのに非常に支障が生ずるわけでございます。そういう意味では国庫補助負担金の基本は、これはもうやはり安定していなければならないと思います。確かに公共事業の量を拡大してどうしても内需拡大をやらないと事実にございまして、今後そういうような仮に事情が生じたとしても、軽々にこういった国庫補助負担率の引き下げを行うべきではないというぐあいに考えておるところでございます。

先ほど申し上げましたように、自治省としては大変苦しい選択でありましたが、そういった事情で地方に対する財源措置をもより一層手厚く講じた上でこれを最終的に合意をしたわけでございまして、今後こういったことによつて地方財政の安定的な運営に支障を生ずることの決してないよう、国庫補助負担率の問題についてはただいま御指摘のようにこれを軽々に変えるというようなことのないよう十分留意し、努力をまいりたいと考えております。

○抜山映子君 今後このようなことがないように努力する、こういうふうに言われたわけですが、これも、大臣、私確認したいと思うんですが、このようなことはないと確約していただけますでしょうか。

○国務大臣(葉梨信行君) 今までもこういうことは望ましくないということとで財政当局との折衝におきましてはきつく臨んでいたわけでございまして、ただいま局長から御答弁申し上げたように、この緊急経済対策をぜひ行つて景気浮揚を図らなければいけない。こういう状況からいろいろ知恵を出し合つた結果、ああいふ措置をとつたということでございます。

ただ、今度状況は少し変わつてまいりまして、六十三年度の概算要求でございますかについて、投資的経費については前年同様、あるいはN T Tによる資金を利用するというように状況は変わつてまいりましたから、昨年度といひますか、昨年度末の予算編成時とは違つてくるのではないであらうか。いずれにいたしましても、地方にこれ以上負担がかからないように努力をしていきたいということをお願いいたします。

○抜山映子君 地方団体は中長期的な展望に立つてそれぞれ事業計画を持っておるわけで、このように約束をほかにして補助率の引き下げを行うということは、非常に壊滅的な将来そういう計画も策定できない、こういう結果になりますので、ひとつただいまの大臣の御努力をよろしくお願いしたいと思つております。

今年度の場合、投資的経費を中心として補助率の再引き下げを行った。交付税交付団体については臨時財政特別債という地方債の発行を認めて、その元利償還を一〇〇%交付税で措置することとしておるんですが、その場合交付税の上乗せを行うんですか、それとも交付税の枠内で処理する、こういうことですか。

○政府委員(矢野浩一郎君) 昭和六十一年度の、

つまり昨年度の国庫補助負担率の引き下げに際しましては、それによつて国費が減少する分、したがつて、地方団体の負担が補助率の引き下げそのものによつて増加する分につきましては臨時財政特別債を発行し、その元利償還金は、これはもちろん個々の団体ごとに一〇〇%償還年次に当たつて基準財政需要額に算入するわけでございまして、その総額の原資については全体の二分の一、これを法定の交付税のほかに特例的に加算する、こういう約束をしたわけでございまして、措置を今後とつてまいらるわけでございまして、

そして昭和六十二年の、つまり今回のさらにその上の公共事業の補助率カットにつきましては、同様に高率の団体についてはもちろん交付団体、不交付団体を問わず基準財政需要額に算入するわけでございまして、その原資については、現実には交付税がそれによつて増加を必要とするものとなるであらうと推定される額、つまり全体の九〇%でございます。これについて将来法定額の上に特別に加算をする、こういう約束でございます。

したがしまして、不交付団体につきましては、基準財政需要額には算入いたしませんけれども、それによつてもなお収収の方が多いということになりますと、結果的に交付税が出ないわけでございまして、これは現在の交付税の仕組み上やむを得ないことと存じ、これは地方債によつて必要があれば措置をするということになるわけでございまして。

また六十一年度は、総額の原資としては二分の一でございますが、残りの二分の一の総額の所要額につきましては、これはそれぞれ年度、つまりその元利償還が具体的に発生してくる年度の地方財政対策を通じて確保を図つてまいりたい、このように考えておるところでございます。

○抜山映子君 そういうこととすると、一〇〇%交付税で元利償還するといつても、それは将来交付される交付税額を先食いするというような結果になるわけですね。

○政府委員(矢野浩一郎君) ただいまお答え申し上げましたように、昭和六十二年の補助率カットによる国費の減少相当分、これに見合つて臨時財政特別債を発行したその元利償還金については、それによつて生ずる交付税総額の増加額、増加所要額、これについては将来特例加算をするということでございますから、もとよりこれは先食いはならないというぐあいに考えております。

昭和六十一年度分については、総額の二分の一が特例加算をされるわけでございまして、それだけの年度において地方財政対策を通じ、そういった元利償還の増加に伴つて交付税の総額が不足する場合にはこれに対して必要な措置を講じてまいりたい、このように考えておりますので、いずれにいたしましても将来の交付税をそのために食われて、これによつて地方財政の運営に支障を生ずることにはならないようにいたすつもりでございます。

○抜山映子君 大臣、補助率の引き下げや地方債のツケ回しという形で国の財政再建のしりぬぐいを地方団体が現在負わされる現状ですね。大臣としてどのようにお考えでございますでしょうか。

○国務大臣(葉梨信行君) 国庫補助負担率の引き下げは国の極めて厳しい財政事情のもとに暫定的に行われておるものでございまして、その影響額につきましては、先ほどから申し上げておりますとおり、地方財政の運営に支障が生じないよう手厚い補てん措置を講じてきておることからやむを得ない措置であつたと考えております。

○抜山映子君 それでは大臣、来年度予算の編成に当たつてどのような方針で臨まれますか。

○国務大臣(葉梨信行君) 国庫補助負担率の引き下げ措置は昭和六十三年までの暫定措置でございますが、昨年来大蔵大臣と自治大臣との間で覚書を取り交わしているところでございまして、覚書によります約束は当然守られるべきものでございまして、来年度において大蔵省からさらに国庫補助負担率の引き下げを行うような提案はあり得ないと考えております。

ますが、この点についてひとつのようにお答え
いただければお願いしたいのでございます。
○政府委員(渡辺功君) 失礼いたしました。

先ほど委員から御質問の固定資産税の基準宅地
の評価上昇率でございますが、東京二十三区の基
準宅地につきまして、お示しの数字のとおりでござ
います。

なお、これが全体として相当な上昇と見るかど
うかということにつきましては、いろんな見方が
あると思います。地方公共団体の基幹的な税目と
しての固定資産税ということでは考えますという
と、三年間のこれは評価の上昇でございますか
ら、それをどう見るかということでございます。
またもう一つ、固定資産税全体の負担というものが、
国民所得対比の程度になっていくかという
ことを申し上げるということ、昭和三十年に一・
五割というところでございまして、現在が一・六割と
いうような状態でございまして、昭和三十年以来
若干下がりつつあるいは上がったりした時代もござ
いますけれども、現在の状況はそういう状況で
ございます。そういうことをどう考えるかという
ことになると思います。

また同時に、市町村のこれは財政を賄う重要な
財源でございますが、その市町村を賄う財源とし
てのウエイトは、固定資産税は年々低下の一途を
たどっております。こういった点が市町村の自
主財源、自主税源の低下ということの主要な要因
になっております。したがって、この辺はいろ
いろな事情があつてそういうことに対応しなけ
ればなりませんけれども、同時に市町村の財政を
賄うという見地からは、この御負担をいたたく
ということについて御理解をいただいていかな
ければいけない、そういう課題であらうと思
います。

そこで次に、固定資産税の負担の上昇というも
のが急激であるということが不適当ではないかと
いう御趣旨の後段のお話でございます。これにつ
いてどう考えるかということでございますが、固
定資産税は資産の有する価値に着目いたしまし

て、資産を有することに租税力を認めて税負担を
求める、そういう税金でございますから、やはり
客観的に土地の利便性、価値というふうなものに
応じて、公平にあるいは均衡のとれた形で評
価して負担を求めていく必要があると思います。
非常に価額の高い住宅地にお住まいの方、それほ
どでもないところにお住まいの方、あるいは土地
を全然お持ちにならない方、いろいろな方におき
わけてございまして、そういった方々の間におき
ます租税力の差というものを反映させる形で負担
を求めていかなければいけない、こういうことが
大前提であると思います。

しかしながら同時に、後段御指摘のとおりでござ
いまして、負担の急増をもたらすというよう
なことは適当でないという点でございます。固定資
産税は多くの納税者に対して毎年御負担をい
ただく、そういう税金でございます。そういう税
金の性格にかんがみまして、負担の急増を緩和す
るためにならぬ増加となるような配慮が必要
である、税制調査会においてもそういう御指摘を
いただいているところでございます。

今回の地価の動向を見ますというと、大都市の
中心、商業地等におきます特異な地価の形成の状
況、地価の状況ということがございまして、こ
ういったことに十分留意いたしまして、評価に当
たります課税団体と十分調整を図ってまいりた
い、こういうふうな考え方をしております。

○抜山映子君 どうも今の回答を伺っておりま
す、財源確保ということに非常に重点を置いた回
答だと思ふんです。土地の利便性を特に考慮する
というふうなことも言われました。しかし特異な
地価の状況ということも言われましたけれども、
この特異な状況ですね、ノーマルじゃない
んです、特異な地価の状況を、これを考慮に入
れることが果たして適当なのかどうか。例えば田
園調布なんかでは、完全にこれは住宅地でござ
いますけれども、一坪一千万円というふうなことも
言われておりまして、こういうものを考慮に入れ
て固定資産税を取る、それはもちろん地方団体の

財源確保の意味においては大変結構なことでは
うけれども、例えば年金で暮らしているような老
夫婦にとつては払えないじゃないかというような
ことになってくると思ふんです。
ですから、先ほどならぬ増加と、漠然とし
た言葉で言われましたけれども、実際にはどれぐ
らいの上昇率のことを考えていらっしゃるのか、
もうちょっと明確に答弁していただきたいと思
います。

○政府委員(渡辺功君) 先ほどの御答弁で若干舌
足らずだったかと思うのでございますが、特異な
地価の形成の状況に配慮して評価がえをするとい
うものがあつたのは、そういう非常に急激な上昇と
いうものがあるのだから、それをそのまま反映さ
せるというような意味での配慮、こういうことで
ございまして、固定資産税評価基準の中におき
まして、市町村長は固定資産税評価基準によつて評
価する、こういうことになっております。その評
価基準の中におきまして、地価というものがある
例えは買い急ぎであるとか、あるいは将来の期待価
格であるとか、そういったものによつて不正常な
要素で上昇しているという部分については、不正
常な要素として除いて評価をする、これが固定資
産税としての評価の基準指導として行われている
ところでございます。

従来のような比較的全国的に同じような水準で
地価が上昇するような場合には、ただいま申し上げ
ましたようなかねてから評価基準の運用の上で
注意事項となつていられる点、特に強調をしない
で評価がえということが行われて、適正に行われ
てきたわけでございますが、今回のような状況に
なりますと、特に従来から言われておりま
すその点、特に留意をして課税団体である、評価
団体であります市町村にも指導いたしまして、適
切な評価がえが行われるように調整を図ってまい
りたい、こういうことでございます。

それから、どの程度の水準となるのかというこ
とは、まさに評価権限者であります市町村長の評
価の問題でございまして、まだ申し上げられる段
階になっておりませんが、委員御存じのとおりで
ございまして、特に最近の一年間におきます地価
の上昇は非常に急激なものがあつたが、それ以
前の三年間、これが大体今回の評価がえの基礎と
なる数値というものをその段階で収集することに
なるわけでございますが、そういった段階におき
ましては比較的、絶対的には地価の上昇度合いも
小さいということもございまして、

それからもう一つ、東京の二十三区の最高価格
値というふうなもの平均というものは相当な高さ
でございますが、全体としての商業地というもの
の上昇率はそこまではいってない、そういったよ
うな地価のいわば非常にばらつきが多い姿でござ
います。そういったこともよく念頭に置いて、市
町村の評価がえに当たりましては指導を的確に行
つてまいりたい、こういうことでございまして、
○抜山映子君 ということは、結論から言つて従
来の上昇幅よりもっと大きく上げる、こういうこ
とですか。

○政府委員(渡辺功君) 従来の上げ幅より大きく
なるということをおっしゃっているわけではござ
いせんし、また必ずしも地域によつては少なくなる
とも申し上げられませんが、地価の上昇が今のよ
うな状態で、ただいま私が申し上げましたような
状態でございますから、世間に言われているよう
な意味の大きな上昇率というわけではないのでは
ないかということはおっしゃられるのじゃないか
と思ひますが、いまだその内容について申し上げ
られる段階には至っておりませんので、御了承を
いただきたいと思います。

○抜山映子君 ただいま、従来の上げ幅より大き
くなることは申せませんとお答えいただきましたの
で、特にそのことを再確認いたしておきます。
それから、今度は霊感商法のことをちよつとお
伺ひしたいと思ひます。

経済企画庁、霊感商法が、昨今新聞紙上あるい
は雑誌でいろいろ書かれておりますが、この苦情
件数の推移を五十九年、六十年、六十一年度にお
いて明らかにしてください。

○説明員(植苗竹司君) お答えいたします。

私どもの調査によりますれば、いわゆる靈感商法にかかる相談件数は五十九年度二千八百七十六件、六十年二千二百九十九件、六十一年度五千三百五十七件、それから本年度の六十二年に入りますて、四月から六月までの件数が千七百五十一件でございます。

○抜山映子君 ついでに契約金額の推移、それから該当件数の推移ですね、これもお願いいたします。

○説明員(植苗竹司君) この契約金額でございますが、これは一件当たり平均でございますが、約百六十万円でございます。

それから、調査の内容をもう少し申し上げますと、特性につきましては、女性の被害者が約八割を占めておりまして、年代的には三十歳代が二二%、最も多くなっております。

以上でございます。

○抜山映子君 今、当事者の性別構成を明らかにしていただいたんですけれども、契約金額の推移ですね、徐々に大きくなってきていると思うんですが、そのところを明らかにしてください。

○説明員(植苗竹司君) お答えいたします。

契約金額につきましては、トータルでの平均が百六十万円でございますが、最も大きいものは二億二千八百万になってございます。

金額の推移につきましては必ずしもデータの正確に出ておりませんが、傾向としてはかなり大きくなっていると言えようかと思っております。

○抜山映子君 私の方で昨日数字をいただいたのがありますので、多分おたくにもお手元にあるんじゃないかと思いますが、これですね、おたくからちようだいしたものでございます。

既払い金額、すなわち既に払った金額ですね、五十九年度がこれ、百万単位ですか。

○説明員(植苗竹司君) 百万単位でございます。

○抜山映子君 ありますでしょう。それらよつと明らかにしてください。

○説明員(植苗竹司君) 大変失礼いたしました。既払い金額、これは年間トータルの金額でございますが……。

○抜山映子君 ええ、それで結構なんです。

○説明員(植苗竹司君) 百万単位でございます。十八億五千九百万、これが昭和五十九年度でございます。それから六十年が二十億六千八百万、六十一年度が六十五億ということでございます。

○抜山映子君 該当件数もお願いします。

○説明員(植苗竹司君) 該当件数、先ほど申し上げましたように、その金額の被害が出ております件数につきましては、昭和五十九年度二千二十七件、それから六十年二千二十八件、六十一年度三千七百八十八件でございます。

○抜山映子君 今明らかにしていただいたように、どんなこの靈感商法の被害が大きくなってきている、こういうことが言えると思うんです。これは、衆議院の物価問題等に関する特別委員会におきまして、警察庁の方で「各種の悪質商法の中でも最も悪質なものの」とだ、と「根絶されるまで」、「諸施策を講じていきたい」、こういう答弁が出ております。

そこで、警察の方にお伺いしたいんですけれども、検挙例を罪名別におっしゃってください。

○政府委員(澤間英治君) 靈感商法に関する検挙状況でございますが、これまで警察庁に報告のありましたものは十五件であります。適用罪名別では詐欺罪、恐喝罪、脅迫罪、訪問販売等に関する法律、薬事法、迷惑防止条例等を適用して検挙いたしております。

そのうち、昨年からことしにかけて五件検挙いたしております。それ以前は、特にこの靈感商法を指定して報告を求めておりませんので、必ずしも正確ではございませんが、昨年から検挙されれば必ずこちらに報告をよこすようにということでございますので、この五件は正確にとつておる数字でございます。これは、いずれも印鑑の販売に絡むものでありまして、詐欺罪、迷惑防止条例違反、脅迫罪、それから同じく詐欺罪、こういうような状況になっております。

○抜山映子君 経済企画庁の方で出た苦情件数は大変多いわけですが、検挙例は大変数としては少ないわけでございます。ひとつ、警察としても厳正に刑事法の適用をお願いしたいと思っております。

この被害防止についての経済企画庁並びに警察の今後の取り組み姿勢をお伺いいたします。

○説明員(植苗竹司君) この商法に対する対応といたしましては、国民生活センター等におきまして、この種に対する消費者の相談等を受け付けますとともに、経済企画庁といたしましては、政府広報等によりましてこの商法の代表的な手口、商品等の情報提供を行って、今後消費者の啓発を行ってまいりたい、こう思っております。

○政府委員(澤間英治君) 警察といたしましては、靈感商法を含むいわゆる悪質商法に対しましては消費者保護、弱者保護の立場から被害の未然防止、拡大防止を最重点として取り組んでおります。

靈感商法につきましては、その態様によりまして脅迫罪、恐喝罪、詐欺罪あるいは薬事法、訪問法などを適用して厳正な取り締まりを行っていくとともに、関係行政機関等と密接な連携をとりつつ、その実態について効果的に広報をいたしまして、被害の未然防止、拡大防止に努めていく所存でございます。

具体的には、靈感商法を含む悪質商法対策として、警察と地方自治体、消費者センター等との定期的な会議開催による情報入手、連携活動。それから各都道府県警察に悪質商法一〇番というのを設置しまして、気軽に相談に応じられるような体制づくり。さらには「あなたを狙うだましのテクニク」というようなパンフレットをつくりましてこれをお配りいたしております。これは隔れたるベストセラーと言われるほど非常に幅広く各方面で使われているようでございます。

そういうふうないろいろな広報媒体を利用いたしましてこの商法の悪質性につきまして広報、啓発活動を行っているところでございます。

○抜山映子君 各地方団体で消費者保護条例あるいはこれに類似する条例をつくって、このような靈感商法に該当するようなことについては企業名を公表したり、勧告したり、あるいは立入調査したりというような事項がある条例もあるわけですね。けれども、余りそれが明確でない、そういう規定のない条例も恐らくあると思うんですが、このようなことへの各地方公共団体の取り組みがそれぞれまちまちであるということが、余計被害防止策を講じるに不便ではないか、このように思うんですが、これに対してどのように今後取り組んでいかれるか、お伺いしたいと思います。

○國務大臣(葉梨信行君) ただいま保安部長から御答弁申し上げたことに尽きると思いますが、違法行為がありましたら厳正に対処してまいります。

それから、こういうやり方につきましてはいろいろな各方面に広報活動を行ひまして、善良な国民が被害に遭わないようにしていきたいと思っております。そういう意味では地方公共団体にも警察庁の担当の方からいろいろ連絡をいたしまして、十分にそういう活動が行き渡るように努力をしたいと考えて次第でございます。

○抜山映子君 終わります。

○秋山鐘君 最近というか、もうここ数年になるわけですが、地価高騰に關して一般の方々、国民の方を初め学識経験者、民間企業の経営者等いろいろな方面からの意見、要望が連日のようにテレビ、新聞等、マスコミに取り上げられておる現状でございます。これは単に地価が高くなったということだけではなくて、今まではある一部の人のこととして済んでいた相続税の問題、固定資産税の問題は先ほど抜山先生からもお話がありましたけれども、一般の人にも重圧となつて広がってきた。つまり、それだけ地価が高くなり過ぎたということになろうと思っております。

さらには、地上げ屋による悪質な手口、不動産業者が絡んだにせ領収書を発行して脱税の手助けをするいわゆるB勘屋の暗躍等、土地売買をめぐる手口が巧妙かつ悪質化してきている点も見逃せ

ない問題だと思ひます。

具体的な数字で見ますと、六十二年四月一日の地価公示価格によれば、東京都の平均の前年地価変動率は住宅地で五〇・五％、商業地では七四・九％という超高率となっております。これらの実態に対処するため、東京都を初め自治体でも独自の対策を講じておられますし、政府も大変遅い対応だと思ひますけれども、国土法改正に基づく監視区域制度を実施されたわけでございます。このような現状を踏まえた上で地価高騰対策に關することに關連して幾つかお伺いをいたしたいと思ひます。

最近、土地の私権制限に關する議論が活発になつてきました。これは私有財産制度を認める憲法の原則、私企業自由等から考へてみても難しい問題を抱えていると思ひます。またそれより問題なのは、地価高騰抑制を身をもつて行わなくてはならないのが、国公有地を一般競争入札で売却するすれば、民間の土地取引を抑えながら国が地価を上げようとするものをするに於いて、地方自治体に対しても示しがつかないのであります。東京都では国より先に都条例で三百から五百平方メートル以上の土地取引をすべて届け出制にしました。ことしの七月までに届け出のあつた約千三百件のうち三分の一を都が引き下げ勧告したりと努力をされております。自治体の力としてはおのずから限界があると思ひます。民間の土地取引のみ規制をして、国公有地の処分には何ら規制がないというのは、現在の異常な地価高騰を抑制、鎮静化することはできないと思ひます。国公有地の売却に關しては、改正国土利用計画法の規制対象に含めるべきではないかと考へますが、自治省としてこの問題を含め、また、大臣は、地価抑制に對してどう考へるのか、この点を最初にお伺ひいたします。

○国務大臣(兼農林省) 今お煩ひになりました中の国公有地とか旧国鉄用地の問題について申し上げますが、こういうような処分予定地の中には、各地方公共団体の都市開発とか町づくり等に重要な位置を占めているものが多くございます。国公有地につきましては、公用とか公共用優先の原則のもとに、關係地方公共団体への隨意契約によりまず優先譲渡がされることとなつております。また旧国鉄用地につきましても、公共用、公用等に供するための用地につきましても、地方公共団体への隨意契約が可能となつているところでございます。地方公共団体はこれらの制度を有効に活用し、都市開発、町づくり等の施策を進めていっていただきたいと希望しているところでございます。

旧国鉄用地が民間等に処分される場合におきましても、地方公共団体の土地利用計画等との整合性に十分配慮して、いろいろな計画を進めていただきたいと考へる次第でございます。地価抑制の問題、地価の高騰問題についてどう考へるかと言われましたが、これについてはもうお答えは申し上げるまでもないところでございまして、ここ数年來のいろいろな要因による高騰については政府の責任も私は厳しく考へているところでございます。ただ、ここまで来た上は、これから先、これ以上このようなことが続くことがないように適切な対策をとらなければならないと考へておるところでございます。

総理初め中曾根内閣におきましても、地価対策閣僚會議を設けていろいろ対応策を考へてまいりましたけれども、先般臨時行政改革會議でございまして、あの中に地価対策を専門に御審議いただくセッションをつくっていただきました。早急に結論が出せる問題、また長期的に、さつき先生もちよつとおっしゃいましたか、私権制限等に関する、もつと憲法にもかかわるような重要な基本的な問題についても検討していただくように要請をしているところでございます。

国民経済にとりまして、地価というのが一番基本的な要件であると思ひますから、国の経済の発展あるいは地方の活力、地方の繁榮のために、この対策には国民全体の衆知を集めて取り組んでいきたい、こう考へております。

○秋山鎌君 土地の値上がりはもう一部の人が利益を受けているということが大きな原因にもなつていられるわけですが、地価抑制策として今自治大臣もおっしゃられました監視区域制度の強化、私権制限、都市部機能の分散、いろいろ議論されているところでございます。私は、現実にいつ実効的な面から見て、国公有地の土地信託制度の有効利用はどうなのかというふうに思ひます。東京、東京都も美濃部都政のときに財政破綻を来して、新宿副都心の土地を売つてしまふということであつたのですが、都民全体の財産を売るべきではないということを、都民全体の財産を主張いたしまして、それが現在新宿で実施をされているわけです。これは土地信託制度の公有地版というものになるわけですが、信託銀行は受託した公有地にビルや商業施設などを建設し、その管理も担当、賃貸料などを政府、地方自治体に支払うシステムになつていようであります。信託期間が過ぎると公有地も不動産も政府、地方自治体に戻される。これだと土地の売却に伴わないので地価の高騰をおおらないということになろうと思ひます。

そこで、私がお伺ひするのをおかしいんです。銀行の案を中心にして、住友、三菱の三行が共同でやっておられるといひますが、この詳細について数字であらわしていただきたい。

○政府委員(大林勝臣君) 御指摘の東京都の土地信託であります。先般新都庁舎予定地に隣接します西新宿二丁目の七千平米余りの土地につきまして、安田信託銀行を中心に三信託銀行と二十年間の土地信託契約を締結いたしております。地上二十九階地下三階の賃貸用事務所ビル、インテリジェントビルとして建設、管理を委託したものであります。六十三年四月に着工いたしまして六十五年六月竣工、六十五年七月から賃貸を開始する予定と、こう聞いております。もちろん御指摘のやうに、これは信託銀行のノウハウを使いまして、将来都庁舎としても利用し得る可能性を担保

しつつ、地価高騰を助長せずに都心部におけるオフィス需要の盛り上がりに対応した有効活用のお例と考へております。

○秋山鎌君 今の答えにもありましたけれども、二十年間で二千四百億円の配当が受けられるということをお願いいたします。売却益に相当するし、売らずに利益を上げることができるといふわけでありまして。

東京都以外でも大分県大分市の県立大分高校跡の再開発や大阪市の弁天町駅前市の市有地開発、愛知県小牧市近郊の県有地、群馬県伊勢崎市の県の流通団地の分譲地などがあるということをお伺ひしております。

東京、大阪など大都市のオフィスビル需要がふえる中で、地方公共団体の施設が公有地信託で活用される例も出てきていると聞いておりますが、具体的にはどういったものがありますか。

○政府委員(大林勝臣君) 現在私も聞いておりますのは、大体十カ所前後後軌道に乗りつとあると認識をしております。御質問の大都市を中心といたします例といたしますれば、先ほどの東京都の例のほか、御指摘の大阪市港区弁天町の市有地に、将来事務所、賃貸及び分譲マンション、ホテル等から成ります超高層ビル群を加えまして、アルミーズメント施設、商業施設をも建設しようという計画が現在決定をされております。

さらに、これも場所は大阪市であります。徳島県の大坂事務所、相当老朽化が著しいものでございまして、御堂筋に面した一等地であることから、徳島県の大坂事務所及び物産センター、さらには民間テナントが複合いたしますインテリジェントビルを建築して有効活用を図ることが決定されております。

さらに、東京都の新宿区市ヶ谷におきまして、これは豊橋市の宿泊施設があるわけでありまして、これも老朽化が著しゅうございまして、市の宿泊施設と民間テナントが複合する建物を建築いたしまして有効活用を図ることが決定されております。

大都市関係の信託事例としては以上でございませう。

○秋山肇君 大分今の御説明で数が出てきておるようですが、自治体の土地信託について自治省は事前聴取を自治体から受けることになっていないのでしょうか。それで、法律改正後何件ぐらい事例が出てきたのでしょうか。

○政府委員(大林勝臣君) おおむね十件ぐらい出てきております。

○秋山肇君 全体として予想より私は少ないのではないかと思いますが、事前聴取の中で行政指導がどういふふうに行われているか。例えば行政施設の割合に上限を置くなど、制度の活用を抑える指導をしているというこの事実はどうなんですか。事実とすれば、より弾力的に対応していただいて前向きにこれを各自治体に取り組めるようにすべきではないかと思いますが、この点についていかがでしょうか。

○政府委員(大林勝臣君) 事前に御相談をいただいておる十件程度の計画というのは相当具体的に煮詰まった段階において御相談をいただいておりますわけでありまして、まだ具体的な煮詰まりはございませんけれども、地方で自主的に現在検討が行われておる箇所というのは相当あるというふうになっております。最初の制度でございまして、地方団体としても経験がございせん。信託銀行と地方団体の間に立ちまわっている慎重な取り扱いをお願いしておるわけでありまして、この信託の制度を抑制するという趣旨では毛頭ございせん。

○秋山肇君 ぜひ積極的に信託の制度というのを推進していただきたいというふうに私は思っております。今までの既存の制度の有効利用というのをぜひ積極的にやっていたらいいと思っております。地価抑制、土地の有効利用、地方自治体の財政負担の軽減ということからいっても効果があるだろうというふうに思っています。

それともう一つ、最近リゾート基地構想と言われる構想が出ていますね、あっちこち。何という

んですか、これは。逆に民間の会社が、列島改造のころという随分古い話になりますが、買っている土地で利用できないで困っている、地方自治体と手を組んだらば生かせるというふうな土地があると思うんです。私も先日大島に行っていましたけれども、大島へ行つて話を聞きますと、二、三カ所そういう土地があるけれどもそれぞれでは利用ができない。それと島当局と組んでもとお客さんのためになるような、観光客のためになるような、言わなければ逆信託ということになりますか、民間が公と組むという、公が民間にいうことじゃないんですか、この点についてはいかがなんでしょうか。

○政府委員(森繁一君) 今先生お話ししの総合保養地域整備法につきましては先般の国会で成立いたしましたわけですが、これまでおおむね七十地域ほどが指定を受けた、こういう内々の意見の申し出がございまして、それぞれの地域につきまして、現在どういう整備を進めていったらいいか、特に民間の活力を導入して行こうというのを一つの骨子にいたしておりますので、その辺を含めまして現在それぞれの地域で検討が行われておる段階であらうかと思っております。その中には、今先生お話しのような仕組みをとるようなところも出てくるかもしれません、私も現在のところ、まだそこまで承知をいたしておりません。いずれにいたしましても、民間の活力を最大限に利用するというのがこの法律の一つの骨子になっておりますので、その点は十分含んで今後対処してまいりたいと思っております。

○秋山肇君 いろんなケースが出てくると思えますから、その点の対応をぜひひとつ積極的に取り組んでいただきたいし、また民間の方々とも自治省の担当の方は常に相互連絡を取り合つて勉強していただきたいというふうに思っています。

次に固定資産税で、先ほど坂山先生も御質問でしたけれども、ちょっとお伺いをいたしますが、評価がえがもう来年に迫っているわけですから、評価も、先ほどのお話を極端なアップがないというこ

とでありましたけれども、ぜひひとつその点を踏まえまして、この辺が今の国民の、都民の皆さんの大部分の一番の関心事だろうと思ふんです。というのは、何でそういうことを言うかというのと、相続税は六十年、六十一年の路線価は変わらなかつたのに六十二年になってほとんど上がつてきていますから、これは大蔵省の關係ですけれども、そういうようなことがあると大変な不安感を抱くわけですから、ひとつぜひその点を留意していただきたいと思ひます。

固定資産税がそういうことになると、あと課税率の問題とかいろいろあるわけでありましてけれども、そろそろ評価の問題が、三年に一度ほとんど上げていくというだけじゃなくて、いろいろな点について手がつけられてない問題があるように思いますが、この点の改正については自治省としてはどういふお考えなんでしょうか。

○政府委員(渡辺功君) 固定資産税の問題についていろいろ検討すべき課題はないのかという御質問だと思ひます。

私も、固定資産税について現行制度を見ておりますと、諸外国の類似の税金、一番似た形の税金を持つておりますのは合衆国でありまして、合衆国のプロパティータックスが一番の親戚でございまして。そのほか、こうした不動産に対する課税はイギリス、あるいは西ドイツ、フランス等にありまして。しかしこうしたヨーロッパ各国の不動産課税の状況と比べますと、我が国の固定資産税は非常にすぐれた制度になっているというふうに考えます。ヨーロッパの状況を見ますと、例えれば評価がえということが的確な時期ごとに行われないために非常に不公平な税金となつて、そのためにかえつて批判が増大して、それが地方団体の財源としての意義を順次喪失してきているというふうなこともございまして。またアメリカの場合は、割合的確な評価がえが行われ、それによつてアメリカの地方政府の存立の基礎となつておるわけでありまして、同時にその場合におきましてもいろいろな問題点を抱えているよう

でございまして。固定資産税は、何せ非常にたくさんさんの土地というものを評価して、その評価に基づいて公平な負担を求めていくこととする税金でございまして、私も、私どももいたしましてはそうした基本的な部分についてゆるがせにならないようにやらないかなきやならない、こういうことが基本だろうと思つております。

どういふ点をお考えの上で御指摘かわかりませんが、例えれば評価がえをもつと三年でなく五年でやたらどうかとか、あるいは評価をもつと上げて税率を下げたらいけないではないかと、いろいろな御意見があることは私も承知しておりますが、それ一つ一つにつきましていろいろまたそれに伴う問題点がございまして。私も、いたしましては、現在の評価というものを重ねることによりまして、できるだけ評価の均衡化を図る、これがまず第一に必要なことではないか、こういうふうにお考えをしております。

○委員長(谷川寛三君) 時間ですから、簡潔に願ひます。

○秋山肇君 今の、それは時間があればもっとあなたに言つていふことに説明をしたいんですが、私が言いたいのは、今おっしゃる通りに公平でなくさやいけないという、やっぱり利用される形態と果たして固定資産税の評価がえをされているのが公平であるかどうかという問題がありますから、これは、時間ですからあれですが。

ちょっともう一つ、法人事業税の分割基準について、これは二つ以上の都道府県にまたがる法人にかかわる法人事業税については、課税標準額を關係都道府県で案分するための分割基準が設定されております。現在資本金が一億円以上の法人にあっては本社従業員数二分の一として算定することとされているため、本社が集中している東京都は六十一年度四百三十五億円の減収を余儀なくされておるわけでありまして。最近、自治省内に研究会を設置されて、さらに都から財源を吸い上げるというふうな分割基準を見直そうという動きがあ

るように聞いておるんですが、この進捗状況というのはどうでしょうか。時間が過ぎて申しわけないんですが。

○政府委員(津田正君) 事業税の分割基準につきましては、先生御指摘のとおり、本社人員を二分の一、そのほかのものは一〇〇%、こういうような配分でやっておるわけでございます。これは、昭和四十年代に検討の結果このようになっておるわけでございまして、当時の情勢といたしますと、いわゆるコンビナートであるとか、そういうような装置産業がかなり出てきておる。人数は少ないんだが非常に広大な面積をやり、工業活動も非常に活発にやっている、単純な従業員だけの案分では公平な配分ではないのじゃないか。こういうような反省のもとに、本社二分の一というように算定が行われておるわけでございます。

いずれにしましても、この分割基準の問題は、事業活動と行政サービスとの受益関係を的確に反映させ、税源帰属の適性化を図る必要がございまして、四十年代に見直してその後行っておらないわけでございますが、最近の経済情勢を見ますと、いわゆる製造部門にロボットというものが導入される、人がいないでロボットでほとんど生産活動をやるとか、あるいは事務部門におきましてもかなりのOA化が進んでおる、従来のような従業員だけでいいのかどうか、こういうような議論が出ておるわけでございまして、もう十年以上たった状況でございますので、改めて現在の産業、経済の変化に適應した適切な分割基準があるかどうか、検討を開始したような状況でございます。まだ二回程度の研究会しか開いておりませんで、今後企業の実態調査等も含めまして総合的な検討を進めてまいりたい、かように考えております。

○委員長(谷川寛三君) 本日の質疑はこの程度にとどめ、本日はこれにて散会いたします。

午後四時四十二分散会

一、地方財政充実に關する請願(第一九六号) 一、交差点事故防止対策に關する請願(第二一九号)(第二二〇号)(第二二二号)(第二二三号)(第二二四号)(第二二五号)(第二二六号)(第二二七号)(第二二八号)(第二二九号)(第三〇〇号)(第三〇二号)(第三〇三号)(第三〇四号) 第一九六号 昭和六十二年七月十五日受理 地方財政充実に關する請願 請願者 熊本県上益城郡益城町広崎五五八 永田悦雄 紹介議員 沢田 一精君 地方自治体は、円高不況対策や地域振興など大きな課題を抱えている。ところが、地方財政は、税収が伸び悩んでいる上に、六十年度に引き続いて六十一年度と三年間の暫定措置として補助率が削減され、しかも六十二年には更に補助率の削減が行われるなど、ますます圧迫され続けている。このような状況は、地方の振興を図る上で、地方自治体としてはその役割を十分に果たすことが到底困難である。ついては、次の事項について地方財政対策を確立されたい。

一、地方への自主財源の充実に關する、地方税の充実や国税の租税特別措置などの地方への影響を遮断するとともに、地方税の非課税措置の洗い直しを行うこと。

二、国庫補助率の削減等、国の地方への新たな負担転嫁は行わないこと。また、国庫補助金を大幅に整理し、一般財源に振り替えるとともに、補助金の統合メニュー化を図ること。

三、地方交付税の総額を確保し、地方財政の充実に關する、財政基盤のぜい弱な地方公共団体に対する財政調整機能を強化すること。

四、地方債の総額を確保し、地方公共団体の財政状況に應じた地方債の活用を図るとともに、良質な資金を拡充すること。

五、国民健康保険会計の健全化を図るため、国庫補助の充実に關すること。また、退職者医療制度

の創設に伴う市町村国保財政への影響額については、所要の補てん措置を講ずること。

第二一九号 昭和六十二年七月十六日受理 交差点事故防止対策に關する請願 請願者 静岡県浜松市協和町一三三〇三 今田憲一 外九名 紹介議員 諫山 博君 一、右・左折車による接触事故など、青信号で横断中の歩行者の交差点事故を防止する措置をとること。

二、老人、子ども、障害者などが安心して横断できるよう、必要な交差点対策を講ずること。

三、その他、交差点におけるもろもろの交通事故を防止する対策をとること。

理由 (一)交通事故による死傷者は、年々増え続け、昨年だけで七十二万人にも上り、五年連続して毎年九千人以上も尊い人命が奪われている。とりわけ、人と車の死亡事故の四十四パーセントが交差点、交差点付近で発生している。(二)交差点事故問題は、国会でも取り上げられ、特に老人の交通事故が増え、高齢化社会を迎え緊急な対策が必要となつてゐる。

第二二〇号 昭和六十二年七月十六日受理 交差点事故防止対策に關する請願 請願者 静岡県浜松市四本松町三四〇 青木克元 外四名 紹介議員 市川 正一君 この請願の趣旨は、第二一九号と同じである。

第二二二号 昭和六十二年七月十六日受理 交差点事故防止対策に關する請願 請願者 静岡県浜松市住吉五ノ二五〇二二 原田勝己 外四名 紹介議員 上田耕一郎君 この請願の趣旨は、第二一九号と同じである。

第二二二二号 昭和六十二年七月十六日受理 交差点事故防止対策に關する請願 請願者 静岡県浜松市富塚町四、五三二ノ一 森田直樹 外四名 紹介議員 小笠原貞子君 この請願の趣旨は、第二一九号と同じである。

第二二三三三 昭和六十二年七月十六日受理 交差点事故防止対策に關する請願 請願者 静岡県浜松市富塚町一三〇ノ一二 金子健治 外四名 紹介議員 神谷信之助君 この請願の趣旨は、第二一九号と同じである。

第二二四四四 昭和六十二年七月十六日受理 交差点事故防止対策に關する請願 請願者 静岡県浜松市富塚町一、二五二ノ三 高尾政敏 外四名 紹介議員 沓脱タケ子君 この請願の趣旨は、第二一九号と同じである。

第二二五五五 昭和六十二年七月十六日受理 交差点事故防止対策に關する請願 請願者 静岡県浜松市初生町五〇四 恒川静子 外四名 紹介議員 近藤 忠孝君 この請願の趣旨は、第二一九号と同じである。

第二二六六六 昭和六十二年七月十六日受理 交差点事故防止対策に關する請願 請願者 静岡県浜松市助信町七六九ノ二 山下弘美 外四名 紹介議員 佐藤 昭夫君 この請願の趣旨は、第二一九号と同じである。

第二二七七七 昭和六十二年七月十六日受理 交差点事故防止対策に關する請願 請願者 静岡県浜松市志都呂町三〇〇ノ二 吉野久五 外四名

三三三

第三〇七号 昭和六十二年七月十八日受理

請願者 島根県出雲市浜町 神田敬子 外七名

紹介議員 近藤 忠孝君
この請願の趣旨は、第二一九号と同じである。

第三〇八号 昭和六十二年七月十八日受理
交差点事故防止対策に関する請願
請願者 島根県出雲市浜町一、一五四ノ四 高橋秀夫 外七名

紹介議員 佐藤 昭夫君
この請願の趣旨は、第二一九号と同じである。

第三〇九号 昭和六十二年七月十八日受理
交差点事故防止対策に関する請願
請願者 島根県出雲市浜町一、三六八ノ三 小谷四郎 外七名

紹介議員 下田 京子君
この請願の趣旨は、第二一九号と同じである。

第三一〇号 昭和六十二年七月十八日受理
交差点事故防止対策に関する請願
請願者 島根県松江市上乃木町二、三四三 西山昭子 外七名

紹介議員 立木 洋君
この請願の趣旨は、第二一九号と同じである。

第三一一号 昭和六十二年七月十八日受理
交差点事故防止対策に関する請願
請願者 島根県松江市枕木町二四二 秦和子 外七名

紹介議員 内藤 功君
この請願の趣旨は、第二一九号と同じである。

第三一二号 昭和六十二年七月十八日受理
交差点事故防止対策に関する請願
請願者 島根県松江市八幡町三五ノ一 萬波一郎 外七名

紹介議員 橋本 敦君
この請願の趣旨は、第二一九号と同じである。

第三一三号 昭和六十二年七月十八日受理
交差点事故防止対策に関する請願
請願者 島根県松江市上乃木町五六八ノ四 岩根望 外七名

紹介議員 宮本 順治君
この請願の趣旨は、第二一九号と同じである。

第三一四号 昭和六十二年七月十八日受理
交差点事故防止対策に関する請願
請願者 島根県松江市南平台一四ノ一九 中林隆 外七名

紹介議員 山中 郁子君
この請願の趣旨は、第二一九号と同じである。

第三一五号 昭和六十二年七月十八日受理
交差点事故防止対策に関する請願
請願者 島根県大原郡大東町養賀二九五 上代善雄 外七名

紹介議員 吉岡 吉典君
この請願の趣旨は、第二一九号と同じである。

第三一六号 昭和六十二年七月十八日受理
交差点事故防止対策に関する請願
請願者 島根県松江市西谷町八〇四 小笹義治 外七名

紹介議員 吉川 春子君
この請願の趣旨は、第二一九号と同じである。

第四〇七号 昭和六十二年七月二十日受理
地方財政の確立に関する請願
請願者 新潟市新光町四ノ一新潟県議院内 布施康正 信君

紹介議員 長谷川 信君
本年度の地方財政対策及び地方財政計画は、抜本的税制改革を前提として措置されたところであるが、政府が第百八回国会に提出した税制改革関連法案が廃案となつたため、地方公共団体は地方交付税等の財源見通しを立てることができず、今後

の財政運営に多大の不安を抱いている。ついで、このような不安定な地方財政の状況にかんがみ、地方公共団体の財政運営に支障を生ずることのないよう速やかに適切な措置を講じ、今年度並びに明年度以降の地方財政基盤の確立を図られたい。

第四〇八号 昭和六十二年七月二十日受理
留置施設法案反対に関する請願
請願者 東京都板橋区仲町四六ノ七 藤橋正雄 外十名

紹介議員 諫山 博君
今回再提出された留置施設法案は、昭和五十七年四月二十八日国会へ提出され、昭和五十八年十一月二十八日廃案となつた法案に一部修正を加えたものであるが、日弁連が反対するなど法曹界のコンセンサスさえ全く欠けている。この法案は、拷問・自白強要・えん罪の温床として、その廃止が叫ばれてきた代用監獄（警察の留置場）を温存し、その恒久化を図る内容となつてゐる。その上、警察が、被収容者と弁護人との面会や信書のやり取りを制限したり、防衛具や拘束台を使用することまで認めるなど、被収容者の基本的人権を著しく侵害するものである。この法案が成立すると、刑事施設法と一体となつて、平和と民主主義、生活と権利のための諸運動を抑圧し、国民の自由と人権を根底から脅かすことになやすく使われる。ついで、憲法及び刑事訴訟法が定める人権保障の諸原則をゆるがし、警察国家への道につながるこの法案に反対し、廃案とされたい。

第四〇九号 昭和六十二年七月二十日受理
留置施設法案反対に関する請願
請願者 東京都板橋区赤塚新町三ノ三二ノ五ノ四〇三 佐々木みさ江 外九名

紹介議員 市川 正一君
この請願の趣旨は、第四〇八号と同じである。

第四一〇号 昭和六十二年七月二十日受理
留置施設法案反対に関する請願
請願者 東京都東久留米市中央町一ノ一一ノ六 弓削政和 外九名

紹介議員 上田耕一郎君
この請願の趣旨は、第四〇八号と同じである。

第四一一号 昭和六十二年七月二十日受理
留置施設法案反対に関する請願
請願者 埼玉県朝霞市三原五ノ五ノ二八 土門真里 外九名

紹介議員 小笠原貞子君
この請願の趣旨は、第四〇八号と同じである。

第四一二号 昭和六十二年七月二十日受理
留置施設法案反対に関する請願
請願者 埼玉県朝霞市宮戸四ノ二ノ二九 高橋啓太郎 外九名

紹介議員 神谷信之助君
この請願の趣旨は、第四〇八号と同じである。

第四一三号 昭和六十二年七月二十日受理
留置施設法案反対に関する請願
請願者 東京都北区赤羽西四ノ四七ノ一 小島勝次 外九名

紹介議員 香脱タケ子君
この請願の趣旨は、第四〇八号と同じである。

第四一四号 昭和六十二年七月二十日受理
留置施設法案反対に関する請願
請願者 東京都板橋区高島平一ノ三〇ノ一 〇ノ三〇六 林絵津子 外九名

紹介議員 近藤 忠孝君
この請願の趣旨は、第四〇八号と同じである。

第四一五号 昭和六十二年七月二十日受理
留置施設法案反対に関する請願
請願者 埼玉県所沢市緑町三ノ六ノ六 富張強 外九名

紹介議員 山中 郁子君
この請願の趣旨は、第二一九号と同じである。

第五一七号 昭和六十二年七月二十二日受理
交差点事故防止対策に関する請願

請願者 東京都府中市白糸台五六一ノ八
上野俊雄 外二十七名

紹介議員 吉岡 吉典君
この請願の趣旨は、第二一九号と同じである。

第五一八号 昭和六十二年七月二十二日受理
交差点事故防止対策に関する請願

請願者 東京都多摩市連光寺二、三六八ノ
四 野原正雄 外二十七名

紹介議員 吉川 春子君
この請願の趣旨は、第二一九号と同じである。

八月十四日日本委員会に左の案件が付託された。

一、地価高騰による固定資産税等の負担軽減に
関する請願（第八二三号）（第八二四号）（第八
二五号）（第八二六号）（第八二七号）

一、地方の税源の充実強化に関する請願（第八
二八号）

一、地価高騰による固定資産税等の負担軽減に
関する請願（第八三一号）（第八三五号）（第八
三六号）（第八三七号）（第八三八号）（第八三九
号）

一、小規模住宅用地の固定資産税と都市計画税
の税額凍結に関する請願（第八四五号）

一、地価高騰による固定資産税等の負担軽減に
関する請願（第八七九号）（第八八〇号）（第八
八一号）（第八八二号）（第八八三号）

一、交差点事故防止対策に関する請願（第九三
一号）

一、地価高騰による固定資産税等の負担軽減に
関する請願（第九三二号）（第九三三号）（第九
三四号）（第九三五号）

一、小規模住宅用地の固定資産税と都市計画税

の税額凍結に関する請願（第九三六号）
一、地価高騰による固定資産税等の負担軽減に
関する請願（第九八一号）（第九八二号）（第一
〇一八号）

第八二三号 昭和六十二年七月三十一日受理
地価高騰による固定資産税等の負担軽減に関する
請願

請願者 東京都板橋区大和田一ノ一〇
澤田光男 外三十九名

紹介議員 飯田 忠雄君
日本経済の国際化、情報化の急激な伸展に伴い、
東京都心の土地需要が増大し、地価は著しい高騰
を続けている。この地価の急騰が、来年度の固定
資産税・都市計画税に直接反映されるならば、税
負担の増大を招き、都民生活に重大な影響を与え
かねない。特に、住宅用地では、地価高騰により、
何ら利益を受けるものでなく、税負担のみが
増大し、生活を一層圧迫する。については、次の事
項について実現を図りたい。

一、急激な地価高騰が固定資産税・都市計画税の
評価に反映しないよう、一定規模以下の居住用
の土地建物については、減免措置を講ずること。
二、負担調整措置をより緩和し、負担を軽減する
こと。
三、地代・家賃の便乗値上げを招かないよう、所
要の措置を講ずること。

第八二四号 昭和六十二年七月三十一日受理
地価高騰による固定資産税等の負担軽減に関する
請願

請願者 東京都江都市和泉本町三ノ五ノ一
四 高橋道也 外三十九名

紹介議員 塩出 啓典君
この請願の趣旨は、第八二三号と同じである。

第八二五号 昭和六十二年七月三十一日受理
地価高騰による固定資産税等の負担軽減に関する
請願

請願者 東京都昭島市福島町三ノ二四ノ二
六 並木輝雄 外五十名

紹介議員 吉岡 吉典君
この請願の趣旨は、第八二三号と同じである。

第八二六号 昭和六十二年七月三十一日受理
地価高騰による固定資産税等の負担軽減に関する
請願（三通）

請願者 東京都八王子市大和田町六ノ一三
ノ三三 長島正毅 外百五十九名

紹介議員 伏見 康治君
この請願の趣旨は、第八二三号と同じである。

第八二七号 昭和六十二年七月三十一日受理
地価高騰による固定資産税等の負担軽減に関する
請願

請願者 東京都八王子市横川町一、一五九
ノ七 伊藤光治 外二十九名

紹介議員 三木 忠雄君
この請願の趣旨は、第八二三号と同じである。

請願者 東京都世田谷区玉川四ノ一八ノ四
中塚護 外十九名

紹介議員 多田 省吾君
この請願の趣旨は、第八二三号と同じである。

第八二八号 昭和六十二年七月三十一日受理
地方の税源の充実強化に関する請願

請願者 若手県盛岡市内九一〇ノ一 若手県
議会内 菅三郎

紹介議員 高橋 清孝君
国、地方を通ずる税制改革に当たっては、各界各
層から広く意見を聴取し、国民の理解と信頼の得
られる税制の確立を図るとともに、地方税につい
ては、地方自治の本旨にのっとり、また、地方の
税源の充実強化を図る観点から、（一）恒久的な財源
を確保した上で、抜本的な所得減税を早期に行
うこと、（二）財政力の弱い地方公共団体に、より多
くの税源が配分されるよう法人事業税の分割基準
等を見直すこと、などに特に留意する必要がある。
については、次の事項について実現を図られた
い。

一、地方税源の充実強化につながる税制改革を实
現すること。

第八三〇号 昭和六十二年八月一日受理
地価高騰による固定資産税等の負担軽減に関する
請願

請願者 東京都練馬区豊玉北四ノ二七コ
一 水谷鉄男 外三十九名

紹介議員 塩出 啓典君
この請願の趣旨は、第八二三号と同じである。

第八三二号 昭和六十二年八月三日受理
地価高騰による固定資産税等の負担軽減に関する
請願（二通）

請願者 東京都練馬区豊玉北四ノ二七
田富美子 外三十九名

紹介議員 多田 省吾君
この請願の趣旨は、第八二三号と同じである。

第八三三号 昭和六十二年八月三日受理
地価高騰による固定資産税等の負担軽減に関する
請願

請願者 東京都昭島市福島町三ノ二四ノ二
六 並木輝雄 外五十名

紹介議員 吉岡 吉典君
この請願の趣旨は、第八二三号と同じである。

第八三四号 昭和六十二年八月三日受理
地価高騰による固定資産税等の負担軽減に関する
請願

請願者 東京都昭島市福島町三ノ二四ノ二
六 並木輝雄 外五十名

紹介議員 三木 忠雄君
この請願の趣旨は、第八二三号と同じである。

第八三九号 昭和六十二年八月三日受理
地価高騰による固定資産税等の負担軽減に関する請願

請願者 東京都品川区戸越四ノ三ノ一二
島崎梅次郎 外十九名

紹介議員 猪熊 重二君
この請願の趣旨は、第八二三号と同じである。

第八四五号 昭和六十二年八月三日受理
小規模住宅用地の固定資産税と都市計画税の税額凍結に関する請願

請願者 東京都千代田区飯田橋四ノ四ノ八
東京中央ビル七〇五東京借地借家人組合連合会内 植木敬夫 外一万五千六百十名

紹介議員 上田耕一郎君

宅地の固定資産税、都市計画税の課税評価額は地価の高騰を反映して、三年ごとの評価替えにより急速に引き上げられてきている。その結果は、単に宅地所有者に過重な税負担を強いるばかりか、地代家賃の値上がりにも転化され、借地借家人の生活・営業に深刻な影響をもたらしている。特に、一昨年来の都内の狂乱的な地価の値上がりの下で迎える来年度の評価替えでは、狂乱地価をそのまま反映した課税評価額の引上げによる大増税と、それに伴う地代・家賃の大幅な値上げが重なって、借地借家人をはじめ、多くの都民が都内に居住し得ない事態を招くことは明白である。ついては、次の事項について実現を図りたい。

一、小規模住宅用地の固定資産税と都市計画税は現行額で凍結すること。

第八七九号 昭和六十二年八月四日受理
地価高騰による固定資産税等の負担軽減に関する請願

請願者 東京都板橋区坂下二ノ二二ノ二
立沢修 外三十九名

紹介議員 飯田 忠雄君
この請願の趣旨は、第八二三号と同じである。

第八八〇号 昭和六十二年八月四日受理
地価高騰による固定資産税等の負担軽減に関する請願

請願者 東京都品川区旗の台五ノ八ノ四
片桐高 外二十九名

紹介議員 猪熊 重二君
この請願の趣旨は、第八二三号と同じである。

第八八一号 昭和六十二年八月四日受理
地価高騰による固定資産税等の負担軽減に関する請願

請願者 東京都練馬区田柄三ノ一八ノ一三
押田順良 外三十九名

紹介議員 塩出 啓典君
この請願の趣旨は、第八二三号と同じである。

第八八二号 昭和六十二年八月四日受理
地価高騰による固定資産税等の負担軽減に関する請願(二通)

請願者 東京都三鷹市新川四ノ一八ノ五
佐藤清 外三十九名

紹介議員 多田 省吾君
この請願の趣旨は、第八二三号と同じである。

第八八三号 昭和六十二年八月四日受理
地価高騰による固定資産税等の負担軽減に関する請願

請願者 東京都昭島市拝島町四ノ三ノ七
田中一美 外百十九名

紹介議員 三木 忠雄君
この請願の趣旨は、第八二三号と同じである。

第九三一号 昭和六十二年八月五日受理
交差点事故防止対策に関する請願

請願者 東京都武蔵野市境南町五ノ一〇ノ一
一八 杉森晴男 外百二十二名

紹介議員 上田耕一郎君
この請願の趣旨は、第二一九号と同じである。

第九三二号 昭和六十二年八月五日受理
地価高騰による固定資産税等の負担軽減に関する請願

請願者 東京都品川区荏原四ノ六ノ四 江口清一 外二十九名

紹介議員 猪熊 重二君
この請願の趣旨は、第八二三号と同じである。

第九三三号 昭和六十二年八月五日受理
地価高騰による固定資産税等の負担軽減に関する請願(二通)

請願者 東京都青梅市青梅二六六 榎戸秀夫 外三十九名

紹介議員 多田 省吾君
この請願の趣旨は、第八二三号と同じである。

第九三四号 昭和六十二年八月五日受理
地価高騰による固定資産税等の負担軽減に関する請願

請願者 東京都八王子市山田町一、五七八
ノ二 泉美智子 外七十九名

紹介議員 三木 忠雄君
この請願の趣旨は、第八二三号と同じである。

第九三五号 昭和六十二年八月五日受理
地価高騰による固定資産税等の負担軽減に関する請願

請願者 東京都千代田区神田淡路町二ノ一
九ノ四 宮木利夫 外二十一一名

紹介議員 和田 教美君
この請願の趣旨は、第八二三号と同じである。

第九三六号 昭和六十二年八月五日受理
小規模住宅用地の固定資産税と都市計画税の税額凍結に関する請願

請願者 東京都豊島区池袋一ノ四七ノ三ノ一
一七 山京ビル城北借地借家人組合 気付 野口徳二 外百五十七名

紹介議員 上田耕一郎君
この請願の趣旨は、第八四五号と同じである。

第九八一号 昭和六十二年八月六日受理
地価高騰による固定資産税等の負担軽減に関する請願

請願者 東京都品川区二葉一ノ一六ノ一六
岸田重男 外二十九名

紹介議員 猪熊 重二君
この請願の趣旨は、第八二三号と同じである。

第九八二号 昭和六十二年八月六日受理
地価高騰による固定資産税等の負担軽減に関する請願(二通)

請願者 東京都武蔵村山市大南二ノ四七ノ七
三平明夫 外三十九名

紹介議員 多田 省吾君
この請願の趣旨は、第八二三号と同じである。

第一〇一八号 昭和六十二年八月六日受理
地価高騰による固定資産税等の負担軽減に関する請願

請願者 東京都板橋区南常盤台二ノ二ノ三
山中義一 外三十九名

紹介議員 飯田 忠雄君
この請願の趣旨は、第八二三号と同じである。

八月二十一日日本委員会に左の案件が付託された。
一、地価高騰による固定資産税等の負担軽減に関する請願(第一〇二五号)(第一〇二六号)(第一〇二七号)(第一〇二八号)(第一〇二九号)(第一〇三〇号)(第一〇三六号)(第一〇三七号)(第一〇三九号)(第一〇七四号)(第一〇七五号)(第一〇七六号)(第一〇八一号)(第一〇八三号)

第一〇二五号 昭和六十二年八月七日受理
地価高騰による固定資産税等の負担軽減に関する
請願

請願者 東京都板橋区高島平二ノ三三〇七
榎場栄三 外二十九名

紹介議員 猪熊 重二君
この請願の趣旨は、第八二三号と同じである。

第一〇二六号 昭和六十二年八月七日受理
地価高騰による固定資産税等の負担軽減に関する
請願

請願者 東京都狛江市西野川四ノ二四〇一
二 可児久勝 外三十九名

紹介議員 塩出 啓典君
この請願の趣旨は、第八二三号と同じである。

第一〇二七号 昭和六十二年八月七日受理
地価高騰による固定資産税等の負担軽減に関する
請願(二通)

請願者 東京都青梅市今井三ノ七〇一 菊
地国昭 外三十九名

紹介議員 多田 省吾君
この請願の趣旨は、第八二三号と同じである。

第一〇二八号 昭和六十二年八月七日受理
地価高騰による固定資産税等の負担軽減に関する
請願

請願者 東京都日野市三沢九八四ノ四三
河村博 外七十九名

紹介議員 三木 忠雄君
この請願の趣旨は、第八二三号と同じである。

第一〇二九号 昭和六十二年八月七日受理
地価高騰による固定資産税等の負担軽減に関する
請願

請願者 東京都世田谷区鎌田二ノ二二〇九
川島潔 外二十九名

紹介議員 飯田 忠雄君

この請願の趣旨は、第八二三号と同じである。

第一〇三六号 昭和六十二年八月八日受理
地価高騰による固定資産税等の負担軽減に関する
請願(二通)

請願者 東京都稲城市平尾三九二ノ五〇ノ
五〇三 橋本敏男 外十九名

紹介議員 多田 省吾君
この請願の趣旨は、第八二三号と同じである。

第一〇三七号 昭和六十二年八月八日受理
地価高騰による固定資産税等の負担軽減に関する
請願

請願者 東京都葛飾区堀切一ノ四〇一四
篠内茂 外二十九名

紹介議員 和田 教美君
この請願の趣旨は、第八二三号と同じである。

第一〇三九号 昭和六十二年八月十日受理
地価高騰による固定資産税等の負担軽減に関する
請願(二通)

請願者 東京都品川区西大井四ノ一三〇一
七 樋口喜作 外二百九十九名

紹介議員 刈田 貞子君
この請願の趣旨は、第八二三号と同じである。

第一〇七四号 昭和六十二年八月十一日受理
地価高騰による固定資産税等の負担軽減に関する
請願

請願者 東京都稲城市東長沼一、四八五サ
ングリーンⅡノ二〇六 山崎忠義
外十九名

紹介議員 多田 省吾君
この請願の趣旨は、第八二三号と同じである。

第一〇七五号 昭和六十二年八月十一日受理
地価高騰による固定資産税等の負担軽減に関する
請願

請願者 東京都葛飾区新堀一ノ一〇ノ一四

六本木強 外二十九名

紹介議員 和田 教美君
この請願の趣旨は、第八二三号と同じである。

第一〇七六号 昭和六十二年八月十二日受理
地価高騰による固定資産税等の負担軽減に関する
請願

請願者 東京都西多摩郡瑞穂町箱根ヶ崎
一、四七八ノ一 高橋繁 外十九
名

紹介議員 多田 省吾君
この請願の趣旨は、第八二三号と同じである。

第一〇八一号 昭和六十二年八月十三日受理
地価高騰による固定資産税等の負担軽減に関する
請願

請願者 東京都東久留米市南沢一ノ二五ノ
二 加藤洋一 外二十七名

紹介議員 和田 教美君
この請願の趣旨は、第八二三号と同じである。

第一〇八三号 昭和六十二年八月十三日受理
地価高騰による固定資産税等の負担軽減に関する
請願(二通)

請願者 東京都稲城市押立四八八 大村武
外三十九名

紹介議員 多田 省吾君
この請願の趣旨は、第八二三号と同じである。

八月二十七日予備審査のため、本委員会に左の案
件が付託された。

一、地方交付税法の一部を改正する法律案

地方交付税法の一部を改正する法律案
地方交付税法(昭和二十五年法律第二百十一号)
の一部を次のように改正する。

第十二条第一項の表道府県の項第八号中「昭和
五十一年度から昭和六十年度まで」を「昭和五十二
年度から昭和六十一年度まで」に改め、同表道府
県の項第九号中「昭和五十一年度」を「昭和五十二
年度」に、「昭和六十年度」を「昭和六十一年度」に
改め、同表道府県の項第十号中「昭和六十一年度」
を「昭和六十一年度」に改め、同表道府県の項十一
号中「昭和六十一年度」の下に「及び昭和六十一年度」
を加え、同表市町村の項第九号中「昭和五十一年
度から昭和六十一年度まで」を「昭和五十二年度から
昭和六十一年度まで」に改め、同表市町村の項第十
号中「昭和五十一年度」を「昭和五十二年度」に、
「昭和六十一年度」を「昭和六十一年度」に改め、同表
市町村の項第十一号中「昭和六十一年度」を「昭和六
十一年度」に改め、同表市町村の項第十二号中「昭
和六十一年度」の下に「及び昭和六十一年度」を加え、
同表第二項の表第三十六号中「昭和五十一年度から
昭和六十一年度まで」を「昭和五十二年度から昭和
六十一年度まで」に改め、同表第三十七号を次の
ように改める。

三十七 昭和五十
二年度から昭和五
十六年度までの
及び昭和五十八
年度から昭和六
十一年度までの
各年度の財源対
策のため当該各
年度において発
行を許可された
地方債の額

一般公共事業、義務教育施設、廃棄物処理施設、社会福祉
施設等の建設事業等に係る経費に充てるため昭和五十二年
度から昭和五十六年度まで及び昭和五十八年度から昭和六
十一年度までの各年度において発行を許可された地方債の
うち当該各年度の財源対策のため発行を許可された地方債
として自治大臣が指定するものの額

千円

第十二条第二項の表第三十八号中「昭和六十一年度」を「昭和六十一年度」に改め、同表第三十九号中

「昭和六十年年度の下に「及び昭和六十年年度」を、「昭和六十年法律第三十七号」の下に「又は国の補助金等の臨時特例等に関する法律（昭和六十一年法律第四十六号）」を加える。

第十三条第五項の表中

八 地方税減収補てん償還費	九 財源対策償還費	十 地域財政特例対策償還費	十一 臨時財政特例償還費	種別補正
地方税の減収補てんのため昭和五十二年年度から昭和六十一年年度までの各年度の額	昭和五十二年年度から昭和五十六年度までの各年度の財源対策のため当該各年度において発行を許可された地方債の額	地域財政特例対策のため昭和五十七年度から昭和六十一年年度までの各年度の額	臨時財政特例対策のため昭和六十一年年度及び昭和六十一年度において特別に発行を許可された地方債の額	

附則第四条の見出し中「昭和六十一年度」を「昭和六十一年度」に改め、同条第一項中「昭和六十一年度から」を「昭和六十一年度から」に改め、「第二号に掲げる額の合算額」の下に「（昭和六十一年度にあつては、当該合算額に五百十億円を加算した額）」を加え、同項第一号中「算定した額」の下に「（昭和六十一年度分については、同年度における所得税、法人税及び酒税の収入見込額は、同年度の一般会計の当初予算に計上された所得税、法人税及び酒税の収入見込額とし、昭和六十一年度における交付税でまだ交付していない額として加算する額は、五千七百六億円とする。）」を加え、同項第二号中「昭和六十一年度」を「昭和六十一年度」に改め、同項第三号中「昭和六十一年度」に改め、昭和六十一年度における借入金金の額五兆六千九百四十一億千五百万円を「昭和六十一年度」に改める。

度にあつては、昭和六十一年度における借入金金の額六兆四千四百四十三億五千五百万円に改め、同項第四号中「昭和六十一年度」に改め、三千五百四十七億円を「昭和六十一年度」に改め、三千四百六十一億円に改め、同条第二項中「昭和六十一年度分」を「昭和六十一年度分」に改め、同条第三項中「九百三十億円」を「千六百六十億円」に、「九百五十二億円」を「千七百七十五億円」に改める。

附則第八条第二項中「昭和五十八年度分」を「昭和五十九年度分」に改め、同条第三項中「昭和五十九年度分」を「昭和六十一年度分」に改め、同条第四項中「昭和六十一年度分」を「昭和六十一年度分」に改める。

別表を次のように改める。

別表（第十二条関係）

道府県	地方団体の種類	経費の種類	測定単位	単位費用	
一 警察費	警察職員数	1 土木費	一人につき	七、二五三、〇〇〇円	
		2 道路橋りょう費	千平方メートルにつき	二〇八、〇〇〇	
		(1) 経常経費	一キロメートルにつき	四九二〇、〇〇〇	
		(2) 投資的経費	道路の延長	一キロメートルにつき	八七、〇〇〇
		(1) 経常経費	河川の延長	一キロメートルにつき	四六八、〇〇〇
		(2) 投資的経費	河川の延長	一メートルにつき	二六、三〇〇
		(1) 経常経費	港湾（漁港を含む。）における係留施設の延長	一メートルにつき	六、三五〇
		(2) 投資的経費	港湾における外郭施設の延長	一メートルにつき	四、三四〇
		(1) 経常経費	漁港における外郭施設の延長	一メートルにつき	七一一
		(2) 投資的経費	人口	一人につき	一、七〇〇
二 教育費	教職員数	1 小学校費	一人につき	三、五七二、〇〇〇	
		2 中学校費	一人につき	三、六二七、〇〇〇	
		3 高等学校費	一人につき	五、六四六、〇〇〇	
		(1) 経常経費	生徒数	一人につき	三八、七〇〇
		(2) 投資的経費	生徒数	一人につき	三六、三〇〇
		4 特殊教育諸学校費	教職員数	一人につき	三、五六八、〇〇〇
		(1) 経常経費	児童及び生徒の数	一人につき	一六〇、〇〇〇
		(2) 投資的経費	学級数	一学級につき	七〇一、〇〇〇
		(1) 経常経費	学級数	一学級につき	七九三、〇〇〇
		(2) 投資的経費	人口	一人につき	二、八七〇
三 厚生労働費	人口	1 投資的経費	人口	一人につき	二、八七〇
		(1) 経常経費	人口	一人につき	二、八七〇
		(2) 投資的経費	人口	一人につき	二、八七〇
		(1) 経常経費	人口	一人につき	二、八七〇
		(2) 投資的経費	人口	一人につき	二、八七〇
		(1) 経常経費	人口	一人につき	二、八七〇
		(2) 投資的経費	人口	一人につき	二、八七〇
		(1) 経常経費	人口	一人につき	二、八七〇
		(2) 投資的経費	人口	一人につき	二、八七〇
		(1) 経常経費	人口	一人につき	二、八七〇

市町村		十一 臨時財政特例償還費	
一 消防費	人口	一人につき	六、四六〇円
二 土木費			
1 道路橋りょう費	道路の面積	千平方メートルにつき	九三、五〇〇
(1) 經常經費		一キロメートルにつき	五〇五、〇〇〇
(2) 投資的經費	道路の延長	メートルにつき	二二、二〇〇
2 港湾費	港湾（漁港を含む）における係留施設の延長	メートルにつき	六、三五〇
(1) 經常經費	港湾における外郭施設の延長	メートルにつき	四、三四〇
(2) 投資的經費	漁港における外郭施設の延長	メートルにつき	六二五
3 都市計画費	都市計画区域における人口	一人につき	三三四
(1) 經常經費	都市計画区域における人口	一人につき	三五六
(2) 投資的經費	人口	一人につき	一五一
4 公園費	人口	一人につき	一四六
(1) 經常經費	人口	一人につき	六五
(2) 投資的經費	人口	一人につき	八五四
5 下水道費	人口	一人につき	八五六
(1) 經常經費	人口	一人につき	
(2) 投資的經費	人口	一人につき	
6 その他の土木費	人口	一人につき	
(1) 經常經費	人口	一人につき	
(2) 投資的經費	人口	一人につき	
三 教育費			
1 小学校費	児童数	一人につき	二八、七〇〇
(1) 經常經費	学級数	一学級につき	五五〇、〇〇〇
(2) 投資的經費	学校数	一校につき	五、四〇四、〇〇〇
	学級数	一学級につき	三七九、〇〇〇

2 中学校費		生徒数	一人につき	二六、〇〇〇
(1) 經常経費	学級数	七〇四、〇〇〇	一学級につき	
(2) 投資的経費	学校数	五、四八八、〇〇〇	一校につき	
3 高等学校費	学級数	三七九、〇〇〇	一学級につき	
(1) 經常経費	教職員数	五、七七五、〇〇〇	一人につき	
(2) 投資的経費	生徒数	三八、〇〇〇	一人につき	
4 その他の教育費	生徒数	二一、八〇〇	一人につき	
(1) 經常経費	人口	四、九四〇	一人につき	
(2) 投資的経費	人口	一九六	一人につき	
四 厚生労働費	市部人口	六、二五〇	一人につき	
1 生活保護費	人口	三、二二〇	一人につき	
2 社会福祉費	人口	四六八	一人につき	
(1) 經常経費	人口	三、四四〇	一人につき	
(2) 投資的経費	人口	四、三四〇	一人につき	
3 保健衛生費	人口	五三七	一人につき	
4 清掃費	人口	九八一、〇〇〇	一人につき	
(1) 經常経費	失業者数	三二、六〇〇	一人につき	
(2) 投資的経費	農家数	一一、〇〇〇	一人につき	
五 産業経済費	人口	六六八	一人につき	
1 農業行政費	農家数	二七、一〇〇	一人につき	
(1) 經常経費	林業、水産業及び鉱業の従業者数	二九、〇〇〇	一人につき	
(2) 投資的経費	林業、水産業及び鉱業の従業者数	八、四八〇	一人につき	
六 その他の行政費	世帯数	三、九〇〇	一世帯につき	
1 徴税費	世帯数	九、四六〇	一人につき	
2 戸籍住民基本台帳費	人口			
3 その他の諸費	人口			
(1) 經常経費	人口			

附 則

1 この法律は、公布の日から施行し、改正後の地方交付税法の規定は、昭和六十二年度分の地方交付税から適用する。

2 地方財政法(昭和二十三年法律第九号)の一部を次のように改正する。

第三十三条及び第三十三条の二を次のように改める。

第三十三条及び第三十三条の二 削除

3 交付税及び譲与税配付金特別会計法(昭和二十九年法律第三十三号)の一部を次のように改正する。

第三十三条中「譲与金をいう。」の下に「並びにこれらに関する諸費を加える。」

附則第五條第一項中「昭和六十一年度から」を「昭和六十二年度から」に、「昭和六十一年度分」を「昭和六十二年度分」に改める。

附則第六條中「昭和六十一年度」を「昭和六十二年度」に改める。

附則第七條を次のように改める。

(一) 般会計からの繰入金

(2) 投資的経費	面積	人口	面積
七 災害復旧費	災害復旧事業費の財源に充てるため発行を許可された地方債に係る元利償還金	八九六、〇〇〇	一平方キロメートルにつき
八 刃地対策事業債償還費	刃地対策事業費の財源に充てるため発行を許可された地方債に係る元利償還金	一、九〇〇	一平方キロメートルにつき
九 地方税減収補てん償還費	地方税の減収補てんのため昭和五十二年及び昭和六十一年度までの各年度の地方債の発行を許可された地方債の額	三九二、〇〇〇	九五〇
十 財源対策債償還費	昭和五十二年及び昭和六十一年度までの各年度の地方債の発行を許可された地方債の額	八〇〇	
十一 地域財政特別対策債償還費	地域財政特別対策のため昭和五十七年度から昭和六十一年度までの各年度の地方債の発行を許可された地方債の額	一六二	
十二 臨時財政特別償還費	臨時財政特別対策のため昭和六十一年度及び昭和六十一年度までの各年度の地方債の発行を許可された地方債の額	一三七	

第七条 第四条の規定による一般会計からの繰入金額は、昭和六十二年度にあつては地方交付税法の一部を改正する法律（昭和六十二年法律第 号）による改正後の地方交付税法附則第四条第一項第一号に規定する額に三千三百七十七億八千万円を加算した額とし、昭和六十六年度及び昭和六十七年度にあつては第四条の規定により算定した額にそれぞれ千六百十億円を加算した額とし、昭和六十八年度にあつては同条の規定により算定した額に千七百七十五億円を加算した額とする。

八月二十七日日本委員会に左の案件が付託された。
（予備審査のための付託は同日）

一、地方交付税法の一部を改正する法律案

八月二十八日本委員会に左の案件が付託された。
一、地価高騰による固定資産税等の負担軽減に
関する請願（第一〇八四号）（第一〇八五号）
（第一〇八六号）（第一〇八七号）（第一一三〇
号）（第一二〇八号）

第一〇八四号 昭和六十二年八月十四日受理
地価高騰による固定資産税等の負担軽減に
関する請願（二通）

請願者 東京都稲城市矢野口一、五九二
栗山貞一 外三十九名
紹介議員 多田 省吾君
この請願の趣旨は、第八二三号と同じである。

第一〇八五号 昭和六十二年八月十五日受理
地価高騰による固定資産税等の負担軽減に
関する請願（二通）

請願者 東京都神津島村一、二五五ノ三
山本文男 外三十九名
紹介議員 多田 省吾君
この請願の趣旨は、第八二三号と同じである。

第一〇八六号 昭和六十二年八月十七日受理
地価高騰による固定資産税等の負担軽減に
関する請願

請願者 東京都板橋区若木二ノ一四ノ一六
久保伊太郎 外十九名
猪熊 重二君
紹介議員
この請願の趣旨は、第八二三号と同じである。

第一〇八七号 昭和六十二年八月十七日受理
地価高騰による固定資産税等の負担軽減に
関する請願（二通）

請願者 東京都三鷹市牟礼四ノ八ノ七 板
橋正剛 外三十九名
紹介議員 多田 省吾君
この請願の趣旨は、第八二三号と同じである。

第一一三〇号 昭和六十二年八月十八日受理
地価高騰による固定資産税等の負担軽減に
関する請願

請願者 東京都立川市高松町一ノ四ノ九
山川利雄 外十九名
紹介議員 和田 教美君
この請願の趣旨は、第八二三号と同じである。

第一二〇八号 昭和六十二年八月十九日受理
地価高騰による固定資産税等の負担軽減に
関する請願

請願者 東京都東大和市立野三ノ一、二九
三ノ一〇グリーンタウン二ノ二〇
八崎森孝 外十九名
紹介議員 鶴岡 洋君
この請願の趣旨は、第八二三号と同じである。

九月二日本委員会に左の案件が付託された。
一、留置施設法案反対に関する請願（第一三二
一号）（第一三二二号）（第一三二三号）（第一三
二四号）（第一三二五号）（第一三二六号）（第一

三二七号）（第一三二八号）

一、地価高騰による固定資産税等の負担軽減に
関する請願（第一三二九号）（第一三四六号）
一、重度身体障害者に対する地方行政改善に
関する請願（第一三五五号）
一、地価高騰による固定資産税等の負担軽減に
関する請願（第一五三八号）
一、重度身体障害者に対する地方行政改善に
関する請願（第一五八四号）（第一五九四号）

第一三二二号 昭和六十二年八月二十一日受理
留置施設法案反対に関する請願

請願者 長野市東岸南二、六八一ノ五四
中沢潤一 外百五十一名
紹介議員 下田 京子君
この請願の趣旨は、第四〇八号と同じである。

第一三二三号 昭和六十二年八月二十一日受理
留置施設法案反対に関する請願

請願者 長野県木曾郡南木曾町読書二、九
七六ノ三三 九田茂雄 外百五十
一名
紹介議員 立木 洋君
この請願の趣旨は、第四〇八号と同じである。

第一三二四号 昭和六十二年八月二十一日受理
留置施設法案反対に関する請願

請願者 東京都杉並区和泉四ノ三三ノ一二
宮澤敏明 外百五十一名
紹介議員 内藤 功君
この請願の趣旨は、第四〇八号と同じである。

第一三二五号 昭和六十二年八月二十一日受理
留置施設法案反対に関する請願

請願者 長野県更埴市錦物師屋二二七 根
石とし子 外百五十一名
紹介議員 橋本 敦君
この請願の趣旨は、第四〇八号と同じである。

第一三二五号 昭和六十二年八月二十一日受理
留置施設法案反対に関する請願

請願者 長野県小県郡九子町御岳堂五三〇
赤羽利通 外百五十一名
紹介議員 宮本 順治君
この請願の趣旨は、第四〇八号と同じである。

第一三二六号 昭和六十二年八月二十一日受理
留置施設法案反対に関する請願

請願者 長野県上田市中央五ノ一ノ一一
鷺見克江 外百五十一名
紹介議員 山中 郁子君
この請願の趣旨は、第四〇八号と同じである。

第一三二七号 昭和六十二年八月二十一日受理
留置施設法案反対に関する請願

請願者 長野県上田市上野富士見台北八五
小林悦郎 外百五十一名
紹介議員 吉岡 吉典君
この請願の趣旨は、第四〇八号と同じである。

第一三二八号 昭和六十二年八月二十一日受理
留置施設法案反対に関する請願

請願者 長野県飯田市北方三、一九七 中
島史雄 外百五十一名
紹介議員 吉川 春子君
この請願の趣旨は、第四〇八号と同じである。

第一三三九号 昭和六十二年八月二十二日受理
地価高騰による固定資産税等の負担軽減に
関する請願

請願者 東京都葛飾区水元四ノ一五ノ二七
井田泰行 外十九名
紹介議員 和田 教美君
この請願の趣旨は、第八二三号と同じである。

第一三四六号 昭和六十二年八月二十四日受理
地価高騰による固定資産税等の負担軽減に
関する請願

請願者 東京都東久留米市瀧山四ノ二ノ三

○ 城田庄 外十九名

紹介議員 鶴岡 洋君

この請願の趣旨は、第八二三号と同じである。

第一三五号 昭和六十二年八月二十四日受理

重度身体障害者に対する地方行政改善に関する請願

請願者 大阪府東大阪市上四条町二〇ノ三

六 湯川芳輝

紹介議員 山田 勇君

この請願の趣旨は、第二七〇号と同じである。

第一五三八号 昭和六十二年八月二十七日受理

地価高騰による固定資産税等の負担軽減に関する請願

請願者 東京都田無市芝久保二ノ二一ノ六

川嶋弥一郎 外十九名

紹介議員 鶴岡 洋君

この請願の趣旨は、第八二三号と同じである。

第一五八四号 昭和六十二年八月二十七日受理

重度身体障害者に対する地方行政改善に関する請願

請願者 滋賀県守山市欲賀町九五八ノ一

松永興作

紹介議員 河本嘉久蔵君

この請願の趣旨は、第二七〇号と同じである。

第一五九四号 昭和六十二年八月二十七日受理

重度身体障害者に対する地方行政改善に関する請願

請願者 福井県鯖江市島羽団地Bノ一ノ八

ノ一一 井上武美

紹介議員 前島英三郎君

この請願の趣旨は、第二七〇号と同じである。

昭和六十二年九月十九日印刷

昭和六十二年九月二十一日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

D